

行政手続に関する事務の手引

平成 2 7 年 3 月

(令和 5 年 3 月一部改定)

福 岡 県

目 次

1	福岡県行政手続条例逐条解説	1
---	---------------	---

2	福岡県行政手続条例施行規則の解説及び運用	105
---	----------------------	-----

3	福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の解説及び運用	118
---	---------------------------------	-----

4 関係法令

◎行政手続法（平成5年法律第88号）・福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）	130
--	-----

◎福岡県行政手続条例施行規則（平成8年福岡県規則第1号）	148
------------------------------	-----

5 資料

◎「行政手続法の施行について」（平成6年10月14日6情法第39号総務部長通知）	
--	--

◎「行政手続法及び行政手続条例に係る審査基準等の設定及び公表について」（平成13年6月20日13総法第22号総務課長通知）	
---	--

◎「福岡県行政手続条例第6章に定める意見公募手続等の運用について」（平成19年2月16日18行経第2245号総務部長通知）	
---	--

◎「福岡県行政手続条例の一部を改正する条例の施行について」（平成27年2月19日26行経第1532号総務部長通知）	
---	--

◎事務処理の流れ図	
-----------	--

（略称）

- ・「次官通知」：「行政手続法の施行に当たって」（平成6年9月13日総管第211号総務事務次官通知）

1 福岡県行政手続条例逐条解説

福岡県行政手続条例逐条解説

目次

第1章 総則

第1条	目的等	1
第2条	定義	5
第3条	適用除外	12
第4条	国の機関等に対する処分等の適用除外	19

第2章 申請に対する処分

第5条	審査基準	23
第6条	標準処理期間	26
第7条	申請に対する審査、応答	28
第8条	理由の提示	30
第9条	情報の提供	33
第10条	公聴会の開催等	34
第11条	複数の長が関与する処分	42

第3章 不利益処分

第1節 通則

第12条	処分の基準	43
第13条	不利益処分をしようとする場合の手続	44
第14条	不利益処分の理由の提示	47

第2節 聴聞

第15条	聴聞の通知の方式	50
第16条	代理人	52
第17条	参加人	53
第18条	文書等の閲覧	54
第19条	聴聞の主宰	56
第20条	聴聞の期日における審理の方式	58
第21条	陳述書等の提出	60
第22条	続行期日の指定	61
第23条	当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結	62
第24条	聴聞調書及び報告書	64
第25条	聴聞の再開	65
第26条	聴聞を経てされる不利益処分の決定	66

第3節 弁明の機会の付与

第27条	弁明の機会の付与の方式	6 7
第28条	弁明の機会の付与の通知の方式	6 8
第29条	聴聞に関する手続の準用	6 9

第4章 行政指導

第30条	行政指導の一般原則	7 1
第31条	申請に関連する行政指導	7 3
第32条	許認可等の権限に関連する行政指導	7 5
第33条	行政指導の方式	7 7
第34条	複数の者を対象とする行政指導	8 0
第34条の2	行政指導の中止等の求め	8 2

第4章の2 処分等の求め

第34条の3	処分等の求め	8 5
--------	--------	-----

第5章 届出

第35条	届出	8 8
------	----	-----

第6章 意見公募手続等

第36条	規則等を定める場合の一般原則	9 0
第37条	意見公募手続	9 1
第38条	意見公募手続の特例	9 5
第39条	意見公募手続の周知等	9 7
第40条	提出意見の考慮	9 8
第41条	結果の公示等	9 9
第42条	準用	1 0 3
第43条	公示の方法	1 0 4

第 1 章 総則

(目的等)

第 1 条 この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の規定の趣旨にのっとり、条例等に基づく処分及び届出並びに県の機関が行う行政指導に関する手続並びに規則等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 条例等に基づく処分及び届出並びに県の機関が行う行政指導に関する手続並びに規則等を定める手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

【趣 旨】

1 第 1 項

(1) 本条例は、行政手続法第 3 条第 3 項で同法（第 1 章以外）の適用を除外されている「地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び行政指導、地方公共団体の機関に対する届出（根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為」について、同法第 4 6 条が地方公共団体に対して求めている「この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置」として制定するものである。

「行政手続法の規定の趣旨にのっとり」という同条の規定を引用した形の文言は、このことを明らかにしたものであり、したがって、本条例は、全体的に行政手続法に準拠した同じ枠組みの条例である。また、このことは、法と同一の表現であれば同一の趣旨、内容であるということも意味している。

(2) 本条例は、

- ① 行政庁が行う処分のうちその根拠となる規定が条例又は規則（その範囲については、次条の「条例等」の定義を参照）に置かれているもの
- ② 行政庁に対する届出のうちその根拠となる規定が条例又は規則に置かれているもの
- ③ 本県が行う行政指導
- ④ 本県が規則等を定める行為

以上の行政作用の手続について、その通則を定めるものである。

2 第 2 項

この条例は、前述のとおり、本県の個別実体条例（規則）を根拠とする処分及び届出並びに本県が行う行政指導（第 2 条第 7 号）並びに本県が規則等を定める行為（同条第 9 号）に係る通則であるから、第 3 条（適用除外）、第 4 条（国の機関等に対する処分等の適用除外）、第 1 3 条第 2 項（不利益処分についての意見陳述手続の適用除外）、第 3 3 条第 3 項（行政指導に関する書面交付の適用除外）及び第 3 7 条第 4 項（意見公募手続の一部適用除外）の規定により、本条例の規定の全部又は一部が適用除外されるものを除いて、これらの処分等に一般法として適用されるものであるが、

他の条例に本条例の規定と異なる内容の定め（特別法）を置いた場合は、その定めが優先することを確認したものである。

【解 説】

1 本条例と行政手続法との適用関係

本県が処理している事務のうち、法定受託事務又は自治事務という事務の性質に関わりなく、法律に根拠規定を置く処分及び届出は行政手続法の対象であり、条例又は規則に根拠規定を置く処分及び届出が本条例の対象となる。

しかし、ある処分について法律と条例又は規則の双方に関係規定がある場合、どちらを根拠規定とみるかは、次により判別すべきである（具体例については【運用】を参照のこと。）。

- ① 法律上処分を行うことができる旨の規定を置いていても、その規定を実際に働かせるためには条例を制定しなければならない場合は、処分の根拠規定は条例となる。
- ② 法律に基づいていわゆる上乗せ基準のみを定める条例を制定し、当該基準によって行われる処分の場合、処分の根拠規定は法律である。
- ③ 法律又は命令で処分に関し「都道府県の規則」に委任している場合、法律に基づく命令（政省令）で規定されている場合と同様に処分の根拠は当該法律となる。

①の場合は、単に条例による規制が可能なことを法律上明確に示したにすぎないものと解される。しかし、③の場合は、①と同じく「規則」による規制が可能なことを確認したものではなく、地域の実情を考慮して処分を行う必要があるため、特に地方公共団体の執行機関の措置するところに任せたものと解される。

2 本条例の構造

本条例の規定は、許認可等の処分に先立って執るべき手続を規律するもの（県民の権利・利益保護条項）と、その手続に係る内部的事務処理の方法についての訓示的规定（行政運営条項）から構成されている。

なお、明らかに行政運営条項といえるのは、例えば、第6条、第9条、第10条、第11条などである。

3 事前手続の一般法

本条例は、本県の行政庁が条例等に基づく処分を行う場合の事前手続に関する一般法である。

（参考）

行政手続法は、

- ① 国民の権利義務の発生、変更、消滅の要件を定める実体法（例 民・商法、刑法等）ではなく、その権利義務の実現を図るための手続を規律する手続法（例 民事訴訟法、刑事訴訟法）である。
- ② 行政処分の違法又は不当を処分後に争う救済手続（事後手続）である行政不服審査法及び行政事件訴訟法と異なり、行政処分に先立って行うべき手続（事前手続）についての一般法である。

4 条例等に基づく処分及び届出

本条例が規律の対象とするのは、処分及び届出に関してはその根拠規定が条例等に

あるものに限られることを明らかにしたものである。このことは、第2条の「申請」、「不利益処分」及び「届出」の定義においても「条例等に基づき…」と確認的に規定し、明確にしている。

なお、本条例には、法令に基づく処分等全体を対象とする規定とし、そのうち行政手続法対象の処分等に関しては、その解釈の指針として機能させる趣旨の条項があることについては、第2条、第10条及び第11条の【解説】を参照のこと。

5 県の機関が行う行政指導

行政手続法は、行政指導について、それが法律に基づく処分との関連で行われるものか、地方公共団体独自の行政課題のためにその固有の立場で行われるものかを区別することが困難であることを理由として、地方公共団体の場で行われる行政指導は適用除外している。したがって、本条例では、本県の機関が本県で行う行政指導は、全て対象としたものであり、このことを、本条と第2条第6号の「県の機関」の定義により明らかにしたものである。

6 市町村との関係

行政手続法における国と地方公共団体の適用関係と同じ構造としたものである。

ただし、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき定められた福岡県事務処理の特例に関する条例により、県の条例又は規則に基づく処分及び届出に係る事務を市町村が処理することとした場合は、当該事務は市町村の事務となることから、その手続については、本条例ではなく、当該市町村の行政手続条例が適用される。

したがって、市町村長が当該事務を執行する際に行う行政指導についても、本条例の規定は適用されない。

7 行政指導の手続

行政指導の手続に係る規定としては、第33条（明確性の原則）と第34条（行政指導要綱の公表）だけであり、第30条から第32条までの3か条は、行政指導のいわば実体的規律（どのような内容とすべきか及びその限界の確認）を定めたものである。

8 規則等制定の手続

「行政運営における公正の確保と透明性の向上」が十分とはいえない行政立法（規則、審査基準、処分基準、行政指導指針）について、その意見公募手続を第6章において定めたものである。

9 公正

「公正」の定義は置いていないので社会通念によることになるが、行政決定における恣意・独断を疑われるようなものでないこと、偏った情報ではなく、的確な情報に基づいたものであることである。

10 県民の権利利益

県の条例である以上、最終の目的は「県民」の権利利益の保護であるが、適用対象が県内に住所を有する者に限定されないことは当然である（更に外国籍を有する者も含む。）。

11 特別の定め

第2項の「他の条例の特別に定め」に該当するものとしては、まず、福岡県税条例

第4条の2が本条例の規定の一部を適用除外する旨の規定を置いている。

また、適用対象ではあるが本条例の規定の特則を定めているものに、福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条の点検業の登録、福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等規制に関する条例第7条の営業の停止、以上それぞれの取消し等に係る聴聞の公開規定がある。

【運用】

1 【解説】の1の具体例

(1) 条例根拠とみるべきもの

- ① 自然公園法第73条(都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県立自然公園の風致を維持するため…を指定し、…区域内における行為につき、…の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。)に基づく福岡県立自然公園条例第8条第3項の事業執行認可
- ② 屋外広告物法第7条(都道府県知事は、条例で定めるところにより、…者に対し、…するために必要な措置を命ずることができる。)に基づく福岡県屋外広告物条例第5条の屋外広告物掲出の許可

(2) 法律根拠とみるべきもの

- ① 化製場等に関する法律第3条第1項の許可
同法第4条は拒否要件を条例で定めることができるものとし(条例で定める…基準に適合しないと認めるときは、…許可を与えないことができる。)、これを受けて「福岡県化製場等の構造設備の基準等に関する条例」には拒否要件と許可申請書の記載要件を規定しているが、本申請処分の根拠規定は同法第3条第1項である。
- ② 水質汚濁防止法第8条の計画変更命令
本不利益処分の要件について、同法第3条第3項(都道府県は、…条例で、…より厳しい許容限度を定める排水基準を定めることができる。)の規定は、条例による上乗せを認め、本県も「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」により上乗せ基準を定めている。しかし、この上乗せ基準に違反したことを理由として計画変更命令を出す場合、当該処分の根拠規定は同法第8条である。
- ③ 福岡県漁業調整規則第7条の許可
漁業法第119条第2項は、「…都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項(水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止等)に関して必要な…規則を定めることができる。」と規定し、福岡県漁業調整規則第7条で一定の漁業について知事の許可を要するものとしているが、これは、地域の特性に応じた配慮をある程度可能とするために規則に委任したもので、規制の根拠は同法第119条第2項と考えられる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）及び条例等をいう。
- (2) 条例等 福岡県の条例及び福岡県の執行機関の規則（地方自治法（昭和22法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下「規則」という。）をいう。

(3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

(4) 申請 条例等（第10条、第11条及び第4章においては、法令）に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ハ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(6) 県の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づき福岡県に置かれる執行機関、福岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和42年福岡県条例第17号）第5条に規定する公営企業の管理者、福岡県警察本部（警察署を含む。以下「警察本部等」という。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(7) 行政指導 県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

(8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

(9) 規則等 県の機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 規則

ロ 処分の要件を定める告示（以下単に「告示」という。）

ハ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

- ニ 行政手続法審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法律又は法律に基づく命令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
- ホ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
- ヘ 行政手続法処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法律又は法律に基づく命令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
- ト 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

【趣旨及び解説】

本条例で用いる用語の意義を明らかにしたものである。

1 法令（第1号）

「法令」の範囲は次の①から③までのものである。これは行政手続法第2条第1号と同じ内容であるが、同号中の「条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）」を本条例中で「法令」とは別に用いる必要があるため、③のように規定し、本条第2号でその定義を置いたものである。

- ① 法律
- ② 法律に基づく命令（告示を含む。） 法律に基づき定められる政令、府省令、行政委員会規則、告示形式で定められる委任命令（いわゆる法規たる性質を持つ告示）をいう。
- ③ 条例等

2 条例等（第2号）

(1) 条例等の範囲

- ① 条例
- ② 本県の執行機関の規則（規程を含む。）

地方自治法第2編第7章（第138条の4第1項等）に規定されている執行機関が定める規則又は規程をいい、各個別作用法の委任規定に基づいて執行機関が定める規則、地方自治法第15条の規定に基づき知事が制定する規則、地方自治法第138条の4第2項に該当する本県の各行政委員会が定める規則又は規程がある。

- (2) 執行機関の規則であるから、議会の会議規則（地方自治法第120条）及び傍聴規則（地方自治法第130条第3項）は含まない。
- (3) 行政手続法の「法令」の定義において、地方公共団体に関しては条例及び執行機関の規則（規程を含む。）のみを対象としている。したがって、本条例でも訓令・通達（要綱を含む。）などのいわゆる行政規則は含めていない。

3 処分（第3号）

- (1) 「行政庁」は、行政不服審査法、行政事件訴訟法におけると同様に定義されてい

ないが、「処分」を行う権限を有する者のことである。

なお、法令において、地方独立行政法人等の各種法人に「処分」を行う権限が与えられる場合がある。

具体的な例としては、公の施設を管理する指定管理者による施設の使用許可が本号の「処分」に該当する。

- (2) 「処分」のうち本条例が規律する「申請に対する処分」（第2章）と「不利益処分」（第3章）について、どのような行為がその対象となるかを判別するためには、まずこの「処分」概念を確定しなければならない。しかし、これまで「処分」を法令で明確に定義したものはなく、行政手続法も、行政不服審査法第1条第2項及び行政事件訴訟法第3条の用例と同じく「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」という一般的な記述をし、これらの法におけると同一の概念であることを明らかにしたにすぎないので、本条例もこれに従ったものである。
- (3) 「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、「法が認めた優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為」であるが、これには、意思の表示、認識・判断の表示といった行政庁の精神作用の発現である表示行為によるものと、行政庁の物理的な行為であって県民の権利を具体的に侵害する効果を有するものとがある。

なお、上記の説明から明らかなように、執行機関と県民との間の契約関係に基づく行為は、本号の「処分」には該当しない。

4 申請（第4号）

- (1) 条例等上の用語（「請求」など）にかかわらず、本号の定義に該当する行為、すなわち、条例等の規定に基づく当該行為に対して行政庁が相当の期間内に諾否の応答（認容するか拒否するか）をする義務があるとされている行為については、これに対する審査→諾否の応答（処分）の過程について、本条例第2章の各規定に定める手続をとることにより、その透明性の向上と迅速で公正な処理を確保することとしたものである。
- (2) 第4章に関し「条例等」を「法令」と読み替えている趣旨は、行政指導に関しては、法律に基づく処分との関連で行われるものも条例等に基づく処分に関するものも全て本条例の対象としており（その理由については、次の7を参照）、行政指導に関する条文中の「申請」及び「許認可等」の意味は、条例等に基づくものに限られないためである。

また、第10条及び第11条についても同様の読み替えを行っている趣旨については、それぞれの条の【趣旨】及び【解説】を参照のこと。

5 不利益処分（第5号）

- (1) 「不利益処分」とは、行政庁が特定の者に義務を課し、又はその権利を制限するために、その者を相手方として行う処分であって、その処分の直接の効果としてその者が義務を負い、又はその者の権利が制限されることになる処分である。
- (2) 「不利益処分」には本条例第3章の規定が適用され、その内容に応じ弁明又は聴聞という事前手続が必要とされる。

(3) 「公権力の行使に当たる事実上の行為」とは代執行手続、滞納処分手続あるいはいわゆる直接強制などであり、「その事実上の行為を行うべき範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分」とは、行政手続法第2条第4号イの例として挙げられている「代執行の戒告」などのように、事実上の行為を行う前提として、関係者に対する手続的保障を図る観点から条例等上執るべきこととされている手続における処分をいう。

これらは、既に一部について一般法があること、行政手続法の規定とは別の観点からよりふさわしい手続を今後考える方が望ましいことなどの理由により、行政手続法では「不利益処分」の定義上その対象外としている。したがって、本条例においても同様の取扱いとした（本号イ）。

(4) 申請に基づく処分において当該申請を拒否する処分（条例等上の要件、審査基準いずれに該当しない場合であっても同じである。）等も、「新たに許認可等を求める申請に対する処分の手続は、既存の地位・状態を不利益に変更する処分の場合と必ずしも同様の手続が要請されるわけではない」と考えられるので、定義から除外した（本号ロ）。

(5) 相手方の同意がなければできない処分であれば、たとえ負担を伴う等その者に不利益に働くものであっても本号の不利益処分と見る必要がないので、定義から除外した（本号ハ。例 福岡県文化財保護条例第4条の「県指定有形文化財の指定」等）。

(6) 許認可等の基礎となっていた事実が消滅した旨の届出があり、これに基づき当該許認可等を取り消す処分については、届出に基づくものであるから処分が行われることは十分予測でき、その理由もあえて提示するまでもなくわかるものと考えられること、処分の内容としても形式的なものにすぎないことから、定義から除外した（本号ニ）。

6 県の機関（第6号）

(1) 本条第7号の行政指導の定義においてその主体を「県の機関」としているのも、本号で定義を置いたものである。行政手続法では、これを「行政機関（同法第2条第5号）」として「国の機関（同号イ）」に関する部分と「地方公共団体の機関（議会を除く。）（同号ロ）」を掲記しているが、このうち前者は必要がないので除き、後者についてその範囲を明確にするため、地方自治法等の用語例に従い具体的に列挙して定義した。

(2) 「これらに置かれる機関」は、執行機関等の補助機関、附属機関その他の本県行政の場で行政指導の主体となりうる機関をいう。

なお、本号は、行政指導をいわば静態的にとらえてその主体を定義したものであるが、本条例では、これとは別に、行政指導を動態的にとらえて、行政指導を自己の職務として担当する者や行政指導を行うことを決定した責任者を意味する「行政指導に携わる者」という用語も用いている（第30、32、33条）。

(3) 「これらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められた職員」とは、建築主事等、個別の法律において付与された処分権限に関して行政指導を行う者及び個別の法律・条例において勧告等行政指導の主体として明示されている者をいう。

(4) 本県の公営企業の管理者について、例えば、水道料金の徴収について過料を科する（地方公営企業法第8条の規定によりその権限は知事に留保されている。）場合に、「その違反事実の調査確認等の事実行為を水道局で行うことは差し支えない。」とされているもののように、契約関係にある相手に対するものであっても、契約の当事者としてではなく一定の行政目的のために実施し、行政指導の定義に該当するものはあり得るので、同管理者も本号に含めることとした。

(5) 警察法第47条の規定により置かれる「道府県警察本部」は、他の行政委員会の事務局と異なり道府県公安委員会の単なる補助機関ではなく、道府県警察本部長及び警察署長が、道府県公安委員会とは独立した行政庁としての権限を行使することもある（例 質屋営業法第20条の盗品等の品触れ、道路交通法第77条の道路の使用許可など）。

したがって、執行機関たる福岡県公安委員会とは別に規定しておく必要がある。

(6) 指定管理者が施設の使用許可などの行政処分を行う場合には、同条例の「行政庁」に相当するが、指定管理者は、地方公共団体から独立した団体であるので、「県の機関」ではない。

7 行政指導（第7号）

(1) 本条例は、行政手続法と同様に従来講学上行政指導といわれていたもの全てを対象とするのではなく、県の機関が、一定の行政目的を実現するために必要があると判断して、特定の者に一定の作為・不作為を求め働きかける行為を行政指導としてとらえ、これらを実施するに当たって遵守すべき事柄を第4章において規定したものである。

(2) この定義から、講学上の行政指導の類型である①処分に関して行われる規制行政指導、②私人間の紛争解決などのために行う調整的行政指導、③調査結果等に基づき一定の事実を提示したり、認識の表示、意見の表明（警告等）を行うものや、法令の解釈、制度の仕組み等の紹介その他相手方からの求めに応じてその便宜に資するよう情報を提供する助成的行政指導のうち、①及び②は本条例の対象とする行政指導となるが（ただし、②のうち法令上、あっせん、調停等の根拠規定があるものは、第3条第7号で適用除外としている。）、③の類型は作為・不作為を求めるものではないので除かれる。

なお、③の類型のうち、申請に関連する情報提供（教示等）に関しては、別の観点から、これを努力義務とする規定（第9条）を置いている。

(3) 「特定の者」とは、行政指導の「一定の行政目的」にしたがって対象者とされる具体の者であり、県民一般に対して行う「啓発」などは、本条例が対象とする行政指導ではない。

8 届出（第8号）

条例等上の用語の如何を問わず、①条例等に基づき、行政庁に対して一定の事項を通知することが義務付けられているもの（事前届出、事後届出を問わない。）と、②条例等の根拠をみると当該通知行為が任意のものであるように規定されている場合であって、「届出をした者は〇〇ができる」とか「〇〇の行為をするときは△△しなければならない。ただし、××を届け出たときは、この限りでない」というような規定

により、通知をすれば、何らかの利益を得、又は不利益の防止ができるもののうち、申請に該当するものを除いたものを本条例の対象となる「届出」とし、第35条によりその適正な処理を定めたものである。

9 規則等（第9号）

(1) 規則等の範囲

① 規則 2(1)②を参照のこと。

② 処分の要件を定める告示

法令で定められるべき処分の要件について、法律や法律の委任に基づく政令・府省令の委任に基づいて告示によって定められる場合における当該告示をいう。すなわち、法律や府省令と一体となって、処分の実体的ないし手続的要件を定めるものである。

例…化学的酸素要求量に係る総量規制基準（水質汚濁防止法関係）

③ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）

④ 行政手続法審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法律又は法律に基づく命令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）

⑤ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）

⑥ 行政手続法処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法律又は法律に基づく命令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）

⑦ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。）

(2) 審査基準、処分基準及び行政指導指針は、一般に法規性、裁判規範性はないとされているものの、行政機関が処分や行政指導を行う際の基準、指針となることから、県民の権利利益の実現に重要な意味を持つものである。その実質的な機能にかんがみれば、法律に基づく命令又は規則と同様、本条例の手続規制を及ぼす必要性が認められる。そこで、これらをもって「規則等」と定義したものである。

(3) 第5条に規定する審査基準及び第12条に規定する処分基準は、いずれも条例等に根拠規定を置く処分に係るものである。

一方、第6章の意見公募手続等は、行政庁が定める審査基準及び処分基準の根拠規定が条例等である場合に限らず、法令である場合にも適用されることから、法令に根拠規定を置く審査基準及び処分基準をそれぞれ行政手続法審査基準及び行政手続法処分基準と書き分けたものである。

【運用】

1 処分（第3号）

処分に該当するかどうか、申請に対する処分であるか不利益処分であるかによって

とるべき手続が異なるので、事前にこれを明らかにしておく必要がある。

具体の判別に当たっては、次官通知の第1の1「行政処分と行政指導の区分の考え方」を参照するほか行政不服審査法及び行政事件訴訟法の「処分」に関する判例と解釈も参考とする必要がある。

2 申請（第4号）

(1) 「何らかの利益を付与する処分を求める行為」については、自分にとって不利益なことを求めるように見える行為であっても、当該求めに対して行政庁に応答義務があり、本号に該当するものがあり得るので注意を要する。

(2) 同じく行政庁に対し一定の事項を通知する行為であっても、通知義務があるか否か、応答義務があるか否かが、届出との区別の基準になる。

なお、請願法による「請願」は、一定の事項を通知する行為であるが、行政庁には応答義務がないので「申請」ではなく、請願者には請願（通知）義務があるわけではないので「届出」でもない。

3 不利益処分（第5号）

行政調査については、事実行為に該当するものは本号イで本条例の対象外とし、文書提出命令等定義上は本号の不利益処分に該当するものについても、第3条第9号の「情報の収集を直接の目的としてされる処分」により適用除外としているので、結局行政調査に関しては、本条例の処分に関する規定は適用されないことになる（ただし、行政指導に該当するものについては、第4章の規定が適用になる。）。

4 県の機関（第6号）

県の外郭団体、第三セクターは、県の機関に含んでいないので、受託した業務につき行政指導類似の行為を行っているとしても、本条例の適用はない。

5 行政指導（第7号）

事業者等に電力使用の抑制の努力をお願いする行為のような、個別具体性の薄いもの、県民一般へのPRといったものは、行政指導ではないが、特定の大量電力使用者に対して個別に一定の使用電力量の削減を要請するようなものは、行政指導と考えられる。

6 審査基準・行政手続法審査基準及び処分基準・行政手続法処分基準（第9号）

第5条第1項及び第12条第1項の適用の有無を問わず、または、当該行政庁が自ら審査基準等として用いるものでなくとも、審査基準等となる内容のものを定めるときは、審査基準等に当たる。

したがって、たとえば、本庁で審査基準の設定に係る通達を作成し、出先に通達する場合には、本庁が作成する通達自体が審査基準となる内容のものであるので、審査基準に当たる。

また、福岡県税条例第4条の2では、行政手続条例第2章及び第3章を適用除外としているが、第1章及び第6章は適用除外としていないので、本庁において基準を定め、出先機関に通達する場合（減免関係の通達等）には、本庁が定めるものは、審査基準等に当たる（ただし、第3条第2項第5号により適用除外となる場合がある。）。

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

- (1) 刑事事件に関する法令に基づいて司法警察職員がする処分及び行政指導
 - (2) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて徴税吏員がする処分及び行政指導
 - (3) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
 - (4) 留置施設において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導
 - (5) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
 - (6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
 - (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導
 - (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導
 - (9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
 - (10) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は行政手続法第3章及び第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導
 - (11) 補助金等（福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付の決定その他の処分
- 2 次に掲げる規則等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。
- (1) 条例の施行期日について定める規則
 - (2) 規則又は告示を定める行為が処分に該当する場合における当該規則又は告示
 - (3) 法律又は条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則又は告示
 - (4) 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則等
 - (5) 審査基準若しくは行政手続法審査基準、処分基準若しくは行政手続法処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は規則等を定める機関（以下「規則等制定機関」という。）の判断により公にされるもの以外のもの

【趣 旨】

1 第 1 項

(1) 規定内容及び方法

本条例は、第 1 条に定めるとおり、処分等に関する一般法としての性格を有する条例であるが、これらの処分と行政指導の中には、その内容、性質等において第 2 章以下に定める通則の対象とすることが適当でないもの、すなわち、

- ① 処分の性質上、本条例の諸規定の適用になじまないもの
 - ② 特定の行政分野についての独自の手続体系が形成されているもの
- があり、本項はこれらを適用除外することを規定するものである。

しかし、その規定内容については、同じ趣旨で行政手続法の諸規定の適用除外事項を列挙する同法第 3 条第 1 項が地方公共団体についても適用されるため、同項と同じであることを確認する規定又はこれと異なる規定のみを置く方法もあるが、一覽性を確保するため、同項の規定内容を再度規定することとした。

ただし、県条例としてふさわしく、かつ、わかりやすいものとするために、本県には関係のない部分を除いたり、表現を置き換えるなど、行政手続法に反しない範囲で必要な修正を施し、あるいは行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）により個別法で適用除外措置されているものの一部に準拠して、本項で適用除外としたものがある。

(2) 行政手続法第 3 条第 1 項各号に規定する適用除外事項のうち、本項では規定していないもの及びその理由

ア 同項第 1 号（国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分）、3 号（国会の両院若しくは一院又は議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分）

国会の部分は、県には全く関係がない。また、「議会」として地方議会も含まれているが、条例・規則に基づく処分等の事例はなく、その性格上今後も想定されないことから、規定しないこととした。

なお、指定管理者の指定に当たっては、議会の議決が必要とされているが、これは、そもそも申請に対する処分という性格のものではないから、特に規定していない。

イ 同項第 2 号（裁判所若しくは裁判官の裁判により、裁判の執行としてされる処分）、10 号（外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導）

いずれも、県には全く関係のないものである。

ウ 同項第 4 号（検査官会議で決すべきものとされている処分及び会計検査の際にされる行政指導）

「検査官会議」とは、会計検査院の組織の一部であって、県には全く関係のないものである。

また、会計検査の際にされる行政指導は、行政内部の指導であって行政指導に該当しない。出資団体等に対する指導も、出資団体等を所管する課に対する指導であり、直接に出資団体等に指導するものではない。

エ 同項第 15 号（審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分）

審査請求等に対する処分は、行政不服審査法及びその特別法に基づく処分の間

題であり、そもそも本条例の対象とならない。

(3) 表現を置き換えるなど修正を加えて規定したもの及びその内容

ア 刑事事件に関する処分・行政指導（第1号）

《比較》（行政手続法第3条第5号）刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導

検察官及び検察事務官に係るものは、県の事務には関係がないので、司法警察職員についてのみ、規定を置いたものである。

イ 地方税の犯則事件に関する処分・行政指導（第2号）

《比較》（行政手続法第3条第6号）国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導

租税犯については、その特殊性から通常の刑事手続ではなく、国税通則法等による手続がとられ、地方税に関する犯則事件については、地方税法の規定（犯則事件の調査及び処分の規定）が適用される。

地方税法第1条第1項第3号の定義規定において、「徴税吏員」とは、道府県知事若しくはその委任を受けた県職員などとされていることから、不要部分を除いて単に「徴税吏員がする処分及び行政指導」としたものである。

なお、行政手続法（6号）の規定中「金融商品取引の犯則事件」は、県の行う事務に関係がないこと、「国税」は、国税の犯則事件に関して県の徴税吏員が行政指導をすることはないこと、「他の法令において準用する場合」は、条例・規則では該当するものがないことから、いずれも除いている。

ウ 留置施設における処分・行政指導（第4号）

《比較》（行政手続法第3条第8号）刑務所、少年刑務所、拘留所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導

県警本部又は警察署に置かれる留置施設を除く、その他の部分は、県の事務には関係がないので、留置施設のみ規定したものである。

エ 公益に関わる現場において特定の職員により行われる処分・行政指導（第8号）

《比較》（行政手続法第3条第13号）公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

本県（他県にも例が多い。）では、国にはない制度であるが、①警察相談等を受け付けた場合の指導・助言を行う交番相談員、②暴力団離脱者等の社会復帰等の指導・助言を行う社会復帰アドバイザー等非常勤の職員であって、組織法上の権限に基づき、警察官とともに、あるいは警察官に代わって、警察業務の一部を担当している職員がいる。しかし、「警察官」という文言のままでは、これらの職員は含まれず、その身分の違いから、適用関係に差異を生じることになるが、これらの職員が行う行政指導（処分権限は付与されていない。）についても適用除外すべき事情に変わりはないので、同様の事情を持つ他県の取扱いと同じく「警察職員」として、本号に含ませることとした。

なお、「警察職員」の定義には一般職の事務職員、技術職員も含まれるが、こ

これらの職員は公益に関わる現場での職務権限を有しておらず、何らかの行為を行ったとしても、そもそも本条例が対象とする行政指導には該当しない（第2条第7号の定義参照）。

オ 処分手続において中間的になされる処分・行政指導（第10号）

《比較》（行政手続法第3条第16号） 前号に規定する処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

本号の構造は、次のとおりである。

- | | |
|---|------------------------|
| ① 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、
決定その他の処分の手続 | に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続 |
| ② 行政手続法第3章
本条例第3章 | |
| ③ その他の意見陳述のための手続（例 本条例第10条の規定に基づく
意見陳述に関して行われる決定等） | |

において法令に基づいてされる処分・行政指導

なお、①に該当する処分としては、本県では「不利益処分についての審査請求に関する規則（平成16年福岡県人事委員会規則第26号）」の規定による併合の決定等が考えられ、②に該当するものとしては、行政手続法第3章と本条例第3章に規定する聴聞手続等の双方を対象として制定された「福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成8年福岡県規則第2号。以下「聴聞規則」という。）」に基づく行為のうち「処分」等の定義に該当するものなどが考えられる。

(4) 同じく行政手続法の規定をそのまま引き写したもの

ア 学校等で学生等に対してされる処分・行政指導（第3号＝行政手続法第3条第7号）

「講習所」、「訓練所」の名称を冠する施設は現在ないが、その趣旨は県にもそのまま当てはまるものであるし、今後該当する施設が設置された場合にも形式的改正を要しないというメリットもあるため、法の文言どおりとした。また、施設の具体的名称を用いなかったのも、若干わかりやすさは犠牲になるが、同じ趣旨である。

イ 公務員等に対してされる処分・行政指導（第5号＝行政手続法第3条第9号）

県の職員には、国家公務員たる警察官（地方警務官）が含まれるため、国家公務員についても規定する必要がある。

なお、地方公務員の定義について、行政手続法では地方公務員法第3条第1項の規定（地方公共団体及び特定地方独立行政法人のすべての公務員）を引用しているが、本条例では同法第2条の規定（地方公共団体のすべての公務員）を引用している。

これは、そもそも特定地方独立行政法人がその職員に対して行う処分等は県の条例に基づくものではないため、これらを適用除外とする必要がないからである。

ウ 試験等の処分（第6号＝行政手続法第3条第11号）、利害調整に係る処分・行政指導（第7号＝行政手続法第3条第12号）、行政調査のための処分・行政

指導（第9号＝行政手続法第3条第14号）

趣旨、表現とも変更の必要がない。

(5) 整備法に準拠して規定したもの

ア 補助金等の交付決定等の処分（第11号）

補助金の交付決定その他の処分については、国は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定によって行政手続法を適用除外している（整備法により改正され、適用除外の根拠規定が置かれた。）ところであるが、本県の補助金の多くは、県単独で措置するというよりも国の交付金等に連動して交付しているという実態があることなどから、国と同じ仕組みとする方が適当と考えたものである。

なお、福岡県補助金等交付規則の中で、本条例の特則となる規定を置くことはできないので、本条で適用除外することとした。

2 第2項

(1) 規定方法及び内容

本条例第6章において、規則等を定める行為の一般原則や手続的規律を定めているのは、行政機関がその権限に基づき、一般私人の権利義務に法律上ないし事実上強い影響を及ぼしうる一般的抽象的規範である「規則等」を定めるに当たり、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めることによって、その策定過程の公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資するためである。

ただし、「規則等」に該当する規範であっても、その内容や性質の特殊性からみて、本条例の対象とすることが適当でないものも存在することから、本項においては、それらの規則等を適用除外として規定している。

なお、一つの規則等に、適用除外事由に該当する条項等と該当しない条項等とを含む場合には、規則等の条項等ごとに適用除外事由の該当性の有無を判断しなければならない。

(2) 行政手続法第3条第2項各号に規定する適用除外事項のうち、本項では規定していないもの及びその理由

ア 同項第2号(恩赦に関する命令)

恩赦は、裁判によらないで刑罰権を消滅させ、又は裁判の内容・効力を変更若しくは消滅させる行政権の作用であり、内閣がこれを決定し、天皇の認証を要するものであり、県には全く関係がないため、規定しない。

(3) 表現を置き換えるなど修正を加えて規定したもの及びその内容

ア 条例の施行期日について定める規則（第1号）

《比較》（行政手続法第3条第2項第1号） 法律の施行期日について定める政令

条例の施行期日を規則で定めることがあるが、この場合、施行期日を定めることができる範囲は、通常、当該条例の附則において客観的に定められており、その範囲内であれば、いずれの期日を定めることも許容されている。このような規則について広く一般の意見を求める必要性は乏しいことから適用除外として規定する。

イ 規則又は告示を定める行為が処分に該当する場合における当該規則又は告示（第2号）

《比較》（行政手続法第3条第2項第3号） 命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則

県においては、規則又は告示を定める行為が処分に該当する事例はないと思われるが、将来あり得るので規定する。

ウ 法律又は条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則又は告示（第3号）

《比較》（行政手続法第3条第2項第4号） 法律又は条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則

規則や告示を定める行為の中には、ある法令を個別の事案について具体的に当てはめる行為に当たると考えられるものがある。これらは、法令の執行として行う個別具体的な行為という性格を有するものであり、実質的にみても規範（ルール）を定めるものではないと考えられる。県民の権利又は義務について定める法令の規定が適用される地域的・物理的範囲を画する行為が規則又は告示の形式でなされるものは、このような性格を有するため、適用除外として規定する。

※ 具体例

- ・福岡県道路交通法施行細則
- ・屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置することができない地域の指定（告示）

なお、単に供用を開始する路線の告示等は、処分の要件を定める告示ではないので、そもそも規則等に該当しない。

エ 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則等（第4号）

《比較》（行政手続法第3条第2項第5号） 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等

公務員の勤務条件については、①県職員にのみ適用されるものであること、②労使の利害の対立を踏まえて定めるものであること、③公務員の労働基本権の制約についての配慮を有することという特殊性がある。このため、勤務条件について定める規則等については、第三者機関による勧告や意見等を勘案することとされている。

このような特殊性にかんがみれば、第三者機関の手続に加えて、意見公募手続を義務づける必要性は乏しいと考えられることから、適用除外として規定する。

※ 具体例

- ・福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則

オ 審査基準若しくは行政手続法審査基準、処分基準若しくは行政手続法処分基準又は行政指導指針であつて、法令の規定により若しくは慣行として、又は規則等を定める機関（以下「規則等制定機関」という。）の判断により公にされるもの以外のもの（第5号）

《比較》（行政手続法第3条第2項第6号） 審査基準、処分基準又は行政指導指針であつて、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの

行政手続法及び行政手続条例は、審査基準、処分基準及び行政指導指針を公にし、あるいは公表することについて規定しているが、例外的に公にしない、あるいは公表しないことを許容している（行政手続法第5条第3項、第12条第1項、

第 3 6 条、行政手続条例第 5 条第 3 項、第 1 2 条第 1 項、第 3 4 条)。このような場合に、その案の段階で公示すべき義務を課すとする、当該規則等を公にしない、あるいは公表しないとした趣旨を損ねることとなることから、適用除外として規定する。

【運 用】

1 規則等制定機関

規則等制定機関とは、規則等を定める権限を有する県の機関（第 2 条第 6 号）であり、出先機関が審査基準等を定める場合には、当該機関が規則等制定機関となる。

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

2 次に掲げる規則等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。

- (1) 県の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等
- (2) 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める規則等
- (3) 福岡県の予算、決算及び会計について定める規則等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の福岡県の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める規則等を除く。）並びに福岡県の財産及び物品の管理について定める規則等（福岡県が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める規則等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）
- (4) 地方自治法第2編第11章に規定する普通地方公共団体相互間の関係その他の地方公共団体相互間の関係について定める規則等（第1項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされる処分に係る規則等を含む。）
- (5) 行政手続法第4条第2項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める規則等（これらの法人に対する処分であって、これらの法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る規則等を除く。）

【趣 旨】

1 第1項

(1) 規定方法及び内容

本条例は、一般私人たる県民の権利利益の保護を目的とし、行政庁と県民との関係を対象とするものであるから、行政機関相互間の関係、すなわち行政主体又は行政機関という「固有の資格」＝一般私人が立ちえないような立場にある者に対する処分及び届出については、本条例の規定を適用除外する旨を定めたものである。

したがって、これらの機関又は団体が一般私人と同様の立場で処分や届出義務の名宛人となる場合は、本条例の規定が適用される。

なお、行政指導については、上記の趣旨と同じ理由及びその固有の資格において名宛人とされているものかどうか明確に区分することが困難であることから、すべて適用除外としたものである。

(2) 行政手続法との対比

ア 行政手続法第4条第2項は、特殊法人と認可法人に対する当該法人の監督に関

する法律の規定に基づく処分の適用除外について定めるものであるが、条例ではこのようなものは考えられないので、これに相当する条文は規定しないこととした。

イ 行政手続法第4条第3項は、「試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務を行わせる者」＝行政代行的性格を有する事務を執行するいわゆる指定法人に対する処分を「行政庁内部の関係」であることを理由として適用除外するものであるが、単なる民間委託契約により行政事務を代行するものはこれに該当しないので、少なくとも現在本県においては該当する事例がなく、かつ、今後もまず想定できないことから、これも、本条例では規定しないこととしたものである。

2 第2項

(1) 規定方法及び内容

行政機関内部又は行政機関相互に係る事項ないしこれらに準ずる事項について定める「規則等」を定める行為について、第6章の規定の適用関係を明らかにするものである。

規則等の内容が、国や地方公共団体の組織内部の事柄やこれに準じる事柄（第1号及び第2号は組織又はこれと同視すべきもの、第3号は財務及び会計）、地方公共団体相互間の関係（第4号）、県と独立行政法人等との関係（第5号）に関するものについては、私人との関係を規律するものと同様の手続規制を設けることは適当でないことから、適用除外とするものである。

(2) 行政手続法第4条第4項各号に規定する適用除外事項のうち、本項では規定していないもの及びその理由

ア 同項第2号(皇室典範第26条の皇統譜について定める命令等)

皇室典範は、県には全く関係のないものである。

イ 同項第5号(会計検査について定める命令等)

県の監査について、監査委員が定める規則等はない。

(3) 表現を置き換えるなど修正を加えて規定したもの及びその内容

ア 県の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等（第1号）

《比較》（行政手続法第4条第4項第3号） 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等

県の組織内部の事柄に関する規則等を適用除外とするものである。

第2条第6号の「県の機関」の定義には、議会が含まれていないため、県議会で定める告示等は、そもそも規則等に当たらず、本号の対象外となる。

※ 具体例

- ・福岡県行政組織規則
- ・福岡県事務委任規則

イ 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める規則等（第2号）

《比較》（行政手続法第4条第4項第3号） 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等

公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める規則等は、公務員として事務を遂行する際に着用すべ

き衣服や、行政機関の事務の遂行を円滑ならしめるための職員の能力の向上や評価のための方策などについて定めるものであり、組織内部の規律を定めるものであるため、適用除外とするものである。

※ 具体例

- ・福岡県消防学校職員服制規則
- ・福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則
- ・福岡県消防表彰規程

ウ 福岡県の予算、決算及び会計について定める規則等並びに福岡県の財産及び物品の管理について定める規則等（第3号）

《比較》（行政手続法第4条第4項第4号） 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等

県の予算、決算及び会計について定める規則等は、組織内部における会計事務や財産管理事務の処理方法などについて定めるものであり、組織内部の規律を定めるものであるため、適用除外とするものである。

※ 具体例

- ・福岡県財務規則（契約の相手方に係る部分を除く。）

ただし、入札の参加者の資格その他の契約の相手方に係るもの、財産及び物品の管理（貸付、売払、私権の設定など）の行為の相手方等に係るものは、県の組織内部の事務処理方法を定める規則等とはいえないことから、適用除外としない。

※ 適用除外とならないもの

- ・行政財産目的外使用許可の審査基準
- ・福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則

エ 地方自治法第2編第11章に規定する地方公共団体相互間の関係その他の地方公共団体相互間の関係について定める規則等（第4号）

《比較》（行政手続法第4条第4項第6号） 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法第2編第11章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等

地方公共団体相互の関係は、一般私人との関係を規律するものではないため、適用除外とするものである。

なお、県の機関が他の地方公共団体又はその機関に対してする処分（許認可や補助金交付決定など）に係る規則等も、地方公共団体相互の関係に含まれる。

※ 具体例

- ・福岡県市町村振興基金条例施行規則
- ・福岡県介護保険財政安定化基金条例施行規則

オ 行政手続法第4条第2項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める規則等（第5号）

《比較》（行政手続法第4条第4項第7号） 第2項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等

行政手続法第4条第2項各号に規定する各法人は、その設立段階から法律により厳格に規律され、かつ、その業務の内容全般が県の行政運営と密接な関わりを

持つものであり、その性質上、行政機関と同視し得る側面を有することから、適用除外とするものである。

※ 具体例

- ・福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則
ただし、法第4条第2項において、行政機関の長が各法人に対してする監督上の処分のうち一定のものを適用除外としないこととしていることから、これと平仄を合わせ、そのような処分に係る規則等を定める行為も適用除外としないこととした（本号括弧書き）。

なお、法第4条第3項のいわゆる指定機関は、その設立段階に法律による規律がなく、かつ、その業務全般が行政運営と密接な関わりを持つものというわけではなく、あくまで、法律の規定により与えられた行政上の事務の範囲内に限って公共的側面を有するに過ぎない。すなわち、法第4条第2項に規定する各法人と異なり、そもそもは一般私人と同様の立場にある者が、指定により代行することとなった行政上の事務の範囲に限って行政機関に類するものとして取り扱われるに過ぎない。

このため、法第4条第3項に規定する機関に係る規則等については、適用除外の対象としないこととした。

第 2 章 申請に対する処分

(審査基準)

第 5 条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

【趣 旨】

本条は、申請の公正な処理を確保することの重要性にかんがみ、行政庁に対し、許認可等をするかどうかを条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準を当該許認可等の性質に照らしてできるだけ具体的なものとしてあらかじめ定め、行政上特別の支障があるときを除き、これを公にしておくことを義務付けることとしたものである。

【運 用】

1 設定の主体

審査基準を定める主体は、個々の許認可等をするかどうかを判断する行政庁である。

処分権限が委任されていることにより、県の出先機関の長が当該行政庁となっている処分（当該県の出先機関の長が自らの名において行う処分）については、当該県の出先機関の長が審査基準を設定することとなるが、主務課（室）において、事務処理の統一を図るため、審査基準の設定に係る運用通達を発することが望ましい（平成13年6月20日総法第22号総務課長通知。標準処理期間及び処分基準についても同様である）。

また、事務の委託（地方自治法第252条の14）により他の普通地方公共団体に事務が委託されている場合又は条例による事務処理の特例（地方自治法第252条の17の2）により市町村に事務が配分されている場合は、当該事務の委任又は配分を受けた者が行政庁となる。

2 審査基準

審査基準の作成に当たっては、当該許認可等の性質にもよるが、申請者等が当該許認可等を得るためにどのような準備をして申請すればよいか分かる程度にその内容を具体化するよう努めなければならない。

また、「その他知事が必要と認める場合」等の不確定概念を用いざるを得ない場合においても、客観的かつ合理的な特段の事由がある場合を除き、審査に当たって考慮する要素や方針等を併せて示すよう努めなければならない（平成6年10月14日6情法第39号総務部長通知）。

なお、条例等の規定自体は審査基準には含まれない。また、「条例等の定め」のみによって判断することができる場合は、判断基準が「条例等の定め」に尽くされているので、行政庁は別に審査基準を定めることを要しない。

さらに、許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる場合は、審査基準を定めることを要しない。

なお、処分の先例がないか、稀であるもの又は将来的に申請が見込まれないものであって、審査基準が条例等の定め以上に具体化することが困難な場合は、当面審査基準を定めることを要しないが、申請案件の蓄積に伴い審査基準を定め、その内容をより具体化していくことが求められる。

3 附款の基準

条件、期限等の附款を付したときも、その理由を示す必要があり（第8条）、また、いかなる場合にどのような附款が付されるかについての基準も定め公にされていれば、行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することはいうまでもないので、可能な限り、この点についての基準も定め、審査基準と併せて公にしておくことが望ましい。

4 設定等の方法

審査基準の設定等の方法については、平成13年6月20日13総法第22号総務課長通知を参照のこと。

「公にしておく」というのは、秘密にしないとの趣旨（対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。なお、第34条の解説参照）であるが、審査基準等の簿冊及び関係資料は常時適切に管理するものとし、申請者等から求められたときには、当該基準と併せて根拠条文及び関係法令等の規定も迅速に提供できる体制を整えておくこと。

なお、申請行為が県の出先機関などを経由して行われている場合は、審査基準等の簿冊を当該県の出先機関の窓口などにおいても併せて備付けておくこと。

5 基準の見直し

審査基準の設定後に条例等の制定又は改廃、通達の変更などにより基準等を変更又は新規設定する必要があるときは、速やかに変更（設定）を行うこと。

関係法令等の動向には十分注意するとともに、基準の変更時に処理中の事案については、申請者に、変更点などに関する適切な情報提供を行うこと（平成6年10月14日6情法第39号総務部長通知）。

この場合、周知期間や経過措置を置くことも考慮すべきである。

なお、基準等を変更した場合は、速やかに審査基準の差し替えを行うこと。

【判 例】

◆東京高判平成13年6月14日（医師国家試験予備試験受験資格認定処分取消等請求事件）

「行政手続法5条3項は、その規定の文言から明らかなように、審査基準自体を公にすべきことを定めたものであるところ、本件認定申請の際に控訴人に交付された本件一覧は、医師国家試験受験資格の認定申請に当たって申請者が提出すべき書類を列举したにとどまるものであって、これを交付したことをもって審査基準である本件認定基準を公にしたということはできないし、本件認定申請の際に、担当官が控訴人に対して本件認定基準の説明をしたとの事情を認めるに足る証拠はないから、結局、厚生大臣が本件認定基準を公にしていたということはできない。」

◆那覇地裁平成20年3月11日（港湾施設使用不許可処分取消請求事件）

「被告は本件処分当時、行政財産（港湾施設）の使用許可等について審査基準を設定しておらず、このため、これを公表することもなかったものであるから、本件処分は行政手続法5条に反するものであり、その取消しを免れないというべきである。行政財産の目的外使用の許可又は不許可を決定するに当たっては、その性質上、行政庁の裁量を相当程度認める抽象的な基準を設定することにならざるを得ないと考えられるが、このことは、審査基準の設定とその公表を懈怠することを何ら正当化するものではない。」

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

【趣 旨】

本条は、適正な申請の処理に通常要する標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、審査基準と同様の方法により公にしなければならない旨を定めたものである。これにより、申請者にとって、処分のなされる時期についての見通しを立てることが可能となる。

【運 用】

1 「通常要すべき標準的な期間」

許認可等を求める申請の態様が通常であり、かつ、行政機関の処理体制も通常であることを前提とした上で、その処理に要する合理的な範囲内の期間という意味であり、処理期間の目安として示すものである。

標準処理期間を設定する場合において、経由機関、協議機関があるときには、処分庁で審査する期間のほか、それぞれの機関で要する期間を定め、それぞれの期間を明らかにした上で、全体としての処理に要する期間を定めること（次官通知）。

2 期間設定上の工夫

申請の内容によって処理期間に相当なばらつきが生じる場合には標準処理期間の設定が困難となるが、このような場合においても、申請事案の過半が一定の期間に処理されるものであるときは、その期間を標準処理期間として定めたり、あるいは、あらかじめ一定の幅をもった期間として定めたり、申請を類型化して類型ごとに複数の標準処理期間を定めるなど、できる限り工夫をして設定に努めること。

3 補正処理等について

標準処理期間には、①不適式な申請の補正に要する期間、②申請後申請者が申請内容の一部について変更を申し出たためその処理に要する期間、③審査の必要のため相手方に一定の資料の提供等を求めた場合における相手方のそれに応ずるまでの期間（審査資料の提出の求めが行政指導として行われる場合には、相手方がそれに従う意思がない旨を表明したときは、その時点で控除されるべき期間は終了することとなる。）などは含まれない。

これは、当該行政庁の責めに属さない事情により処理（審査）に要する期間が変動するからである。

4 標準処理期間と「不作為の違法」について

本条は、申請者に標準処理期間内に処分を受ける権利を与える趣旨のものではない。

したがって、標準処理期間を経過しても処分がなされないことのみをもって、直ちに行政事件訴訟法第3条第5項にいう「不作為の違法」に当たることにはならない。

ただし、このような場合に、申請者から審査の進行状況や申請に対する処分の見通しについて照会があったときは、これにできる限り親切に応えることが要請されている（第9条第1項）。

また、行政庁が殊更に通常よりも長期の期間を標準処理期間として定めた場合には、標準処理期間を徒過する前であっても「不作為の違法」の責めを問われることもありうることに留意すること。

(申請に対する審査、応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

【趣 旨】

本条は、①行政庁について、申請が到達したときに遅滞なく当該申請の審査を開始する義務が生じる旨を端的に規定するとともに、②行政庁の応答義務のうち、特に、当該申請が申請の形式上の要件に適合しない場合について、申請者がいたずらに不安定な立場に置かれることを防止するため、行政庁が、当該申請の補正を求めるのか、又は当該申請により求められた許認可等を拒否するのか、いずれの対応をとるのかを速やかに明らかにすべきことについて定めたものである。

【解 説】

- 1 「拒否」には、却下（形式要件に適合しないとして排斥する処分）及び棄却（内容審査を行った結果、要件に適合しないとして排斥する処分）が含まれる。
- 2 補正と却下との関係は、事案により異なるが、すべて補正前置というわけではない。

【運 用】

1 受付・受理の区分の廃止

本条では、かつて、実務上しばしば行われていた「受付」と「受理」とを区別し、「不受理」扱いとするようないわゆる「受理」概念を排し、行政庁の審査・応答義務は、申請が到達したときに生じることを端的に規定した。

したがって、標準処理期間は、申請書が行政庁の事務所（経由機関があればその事務所）に到達したときから起算されるので、受領した申請書は直ちに形式審査を行い、引き続き必要な処理を行うものとし、厳に放置してはならないこと。

事務所に到達とは、当該事務所の支配圏内に置かれることを意味し、受領印の押印を要件とするものではない。

2 補正と却下

申請が形式上の要件に適合しない場合には、却下するのか、又は補正を求めるのか、その意思を明確かつ確実に申請者に伝えること。したがって、補正を求めるものか取下げを求めるものか不明確な申請書の返戻行為をしてはならないこと。

なお、補正を求める場合は、その内容と補正の期限を申請者に明示するものとし、補正を求めた期日及びその経緯を記録しておくこと。また、その後の内容審査における指導の経緯等も同様に明らかにしておき、申請者の求めがあったときは、随時、審査の進行状況を示せるようにしておくこと（平成6年10月14日6情法第39号総務部長通知）。

3 経由機関

経由機関において、申請の処理が遅延するような不適切な事態を招かないよう、以下の点に留意すること。

- ① 経由機関が処理に要する期間を明確に示すこと。
- ② 経由機関について標準処理期間を設定することとした趣旨を徹底させるとともに、処理が遅延していることを知ったときは、遅滞なく申請書を送付させるなどの措置をとること。

4 事前指導について

本条例は、申請前又は申請後の申請に関わる行政指導の存在そのものを否定するものではない。ただし、行政指導中であっても、申請がなされた以上、当該申請は本条の適用を受けるのであって、行政庁の審査義務は、その時点で既に生じている。

したがって、行政指導に応じないならば、申請書を受け取らないといった取扱いは認められないし、何らかの事前指導が必要ならば、第5条（審査基準）と第9条第2項（情報提供）との組合わせで措置できる。

【判 例】

◆名古屋高金沢支判平成15年11月19日

「行政庁が、申請書が行政庁の事務所に到達したにもかかわらず、申請者の同意がないのに、事前協議を経していないこと等の法規に定めがない事項を理由として、当該申請書による申請を申請として取り扱わず、当該申請書を返戻し、さらには、その審査を拒否し、許認可等の処分を遅滞し、あるいは、これを懈怠した場合は、行政手続法7条に違反し、行政手続法上違法であるというべきである。」

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合又は許認可等に申請者に何らかの負担を伴う条件を付す場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由又は当該条件を付した理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

【趣 旨】

本条は、個別の条例等における理由付記を義務付ける規定の有無にかかわらず、申請により求められた許認可等を拒否する場合には、その理由を原則として処分と同時に提示しなければならないこと及び拒否処分を書面でするときは、理由の提示も書面でしなければならないことについて定めたものである。

また、本条及び第14条（不利益処分）における理由提示並びに第10条第4項に規定する行政庁が「意見」を付して処分を行うこととの均衡上、申請者に何らかの負担を伴う条件（いわゆる附款）についても理由を示すこととした。

【解 説】

1 理由の提示の機能

主たる機能としては、行政庁の判断の慎重・合理性の担保と不服申立ての便宜を図ることができることである。さらに、相手方の理解を促し、行政上の意思決定の過程を明らかにする機能があるとされている。

2 理由付記と処分の瑕疵

書面に理由の付記が要求されている場合に、全然理由を付さなかったり、理由らしき理由を付さなかったときは、当該行政行為に形式上の瑕疵があると解され、判例にも取消事由に当たるとしたものがある。

【運 用】

1 理由の記載方法

理由の程度は、一般にどのような事実を基に処分が行われるかが申請者において十分認識し得る程度であることが必要である。

具体的には、申請により求められた許認可等を拒否する処分をするに当たって提示すべき理由（一部拒否の場合は、拒否の部分についての理由）については、次の事項を記載するものとし、基準として設定したもの以外の事項を用いて処分することは許されない。

- ① 当該許認可の要件（条例等の規定だけではなく、公にしている基準を含む。）
- ② 行政庁が認定した具体的な事実

③ ②の事実を①の要件に当てはめて判断した過程 (平成6年10月14日6情法第39号総務部長通知)

2 処分を書面である場合に、様式化している例があるが、この場合、理由についても同一の書面とし、拒否処分の場合の理由記載欄を有する書式として整備しておくこと。

3 第2項について

いかなる処分を書面で行うか、又は口頭で行うかは個別条例等で決まる問題であり、特に本条が口頭で処分を行うことを奨励する趣旨のものではない。

さらに、本県の文書管理規程第3条では、「事務の処理は、文書をもって行うことを原則とする」ことを明らかにしており、口頭で処分を行う場合とはかなり限定的なものである。

【判 例】

◆東京高判平成13年6月14日（医師国家試験予備試験受験資格認定処分取消等請求事件）

「許認可等の申請を拒否する処分に付すべき理由としては、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないというべきである。」

「当該処分が行政手続法5条の審査基準を適用した結果であって、その審査基準を公にすることに特別の行政上の支障がない場合には、当該処分に付すべき理由は、いかなる事実関係についていかなる審査基準を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうる程度に記載することを要すると解される。」

（参考）

「申請者に何らかの負担を伴う条件を付す場合」（附款）の理由提示について

1 附款の性質

一言で附款といっても様々であり、また、一般に附款と呼ばれているものの範囲や法的な内容・性質は、学問上必ずしも整理されていないが、

① 一部拒否ととらえられるもの

（例：3年の許可申請に対し、1年の許可とするものなど）

② 申請の内容を全面的に認容するものだが、申請者に何らかの負担を伴うもの

（例：許可に当たり、一定の金銭の納付を命じるものなど）

③ 申請の内容を全面的に認容するもので、申請者に何ら負担を伴わないもの

（例：欠如している要件が比較的軽微なものである場合に拒否処分の回避のために処分後速やかに充足すべき旨を付すもの、期限等申請者自らが申請書に記入したり希望するものなど）

の3つの類型があると考えられる。

①については、行政手続法どおりの規定でも、「許認可等を拒否する処分」には一部拒否が含まれ、当該拒否部分については理由を示さなければならないと解されているので、必ずしも規定する必要はない。

しかし、②の場合には、理由提示の趣旨に照らし、申請者が望まない附款が付されている以上、その理由を説明する運用がなされることが望ましいと考えられるが、法

どおりの規定のままでは当然には含まれないので、附款の理由提示についても規定することとした。

ただし、③については、申請者にとって申請内容を全面的に認容するものであり、かつ、負担も全く伴わないものであるから、このような場合に、さらに理由の提示を行う実益がなく、むしろ行政効率に反するものとなると考えられるので、除くこととした。

2 用語について

A 「負担」：法令上も、字義どおり、負う、引き受けるという意味を表すのに用いられているが、本条では「何らかの」という規定と相まって申請者が望まないような何らかの義務などが課されることという広い意味で用いている。

B 「条件」：法令用語としては、以下のような附款をすべて含むものとして用いられており、本条でも同様である。

- ① 条件：行政行為の効力の発生・消滅を発生不確実な事実にかからしめる附款
- ② 期限：行政行為の効力の発生・消滅を発生確実な事実にかからしめる附款
- ③ 負担：法令に規定されている義務以外の義務（作為・不作為）（金銭的給付義務を含む。）を付加する附款
- ④ 撤回権の留保：行政行為をするに当たって、撤回することがあることを予め宣言しておくことを内容とする附款（ただし、法令の規定を確認するだけのものは、附款には当たらないので、含まない。）

※1 たとえ条件として記載されていても、個別の内容を検討すると、行政指導や単なる確認事項に過ぎず、附款に当たらないものもあり、これらは本条の対象とするものではない。

※2 一部拒否か否かの区別が微妙なものもあると考えられるが、「何らかの負担」が伴う以上は、本条により、理由提示が必要となる。

※3 なお、附款の理由提示は、「行政手続法要綱案」に対する対案（行財政研究No. 13.1992.6）（第8の1）でも「当該処分に条件を付す場合」として明文で示されている。ただし、条件に限定はない。

※4 法律規定事項のみでは行政庁が許可、免許等をするのに躊躇するときでも、附款をつけることによって状況に応じたきめ細やかな対応をすることができる。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、申請は県民と行政との日常的な接点であるため、申請の前後における情報提供について、行政庁に対して一定の努力義務を課すことを定めたものである。

【解 説】

1 審査の進行状況等

標準処理期間を定めることにより、申請の処理に要する時間について一般的な「目安」が示されることになるが、さらに、具体的に実際に申請を行った者の問い合わせに応じ、申請の審査の状況や処分の時期の見通しを示すことによって、第6条の規定とあいまって、申請の見通しをより明らかにするものである。

仮に標準処理期間が定められていない場合であっても、申請に対する処理の進捗状況について、申請者から問い合わせがあれば、その時点で分かっていることをなるべく正確に相手方に教えなければならない。

2 申請に必要な情報の提供

申請をしようとする者又は申請者は、当該申請に関する正確な情報を行政庁から事前に提供されることにより、申請をするかどうかについての判断をすることができ、さらに、申請後に申請内容の補正を求められて、申請手続をいたずらに反復することなども少なくなる。

3 本条は、行政庁が、申請者又は申請をしようとする者からの求めがなくても、積極的に情報提供することまでを要求するものではない。

【運 用】

1 情報提供と行政指導

本条は、申請に係る情報提供についての規定であるが、情報提供と行政指導との区別については、微妙な点があるので、十分留意した上で行うこと。

【判 例】

◆大阪高判平成5年10月15日（児童扶養手当制度周知徹底義務違反国家賠償請求事件）

官報への掲載のほか一切の広報活動を行わなかったり、市民が役所の窓口で制度について相談しているのにこれに的確に答えないで誤った教示をするなど、広報、周知徹底に関する国等の対応がその裁量の範囲を著しく逸脱したような場合には、これを違法として損害賠償義務を認める余地があるとされた事例

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令で許認可等の要件とされているものを行う場合において、必要と認めるときは、公聴会の開催、意見書の受取、協議会における協議（以下「公聴会の開催等」という。）その他適当な方法により当該申請に関する意見を聴く機会を設けることができるものとする。

2 行政庁は、公聴会の開催等を行う場合は、あらかじめその旨を告示し、かつ、申請者に対し書面によりこれを通知しなければならない。この場合において、最初の告示は、当該申請に対する処分の標準処理期間（行政手続法第6条又は第6条の規定に基づき定められた期間をいう。）内（標準処理期間が定められていない場合にあっては申請が到達した日から30日以内）にしなければならない。

3 行政庁は、公聴会の開催を行った場合にあっては議事録を、協議会における協議を行った場合にあっては議事録及び協議書（協議書を作成しない場合にあってはその理由書）（以下「記録等」という。）を作成しなければならない。

4 行政庁は、公聴会の開催等を行った場合は、記録等又は提出された意見書、これらに対する行政庁の意見及び処分の内容を公にするものとする。ただし、公にすることが、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その理由を公にすれば足りる。

5 前4項に定めるもののほか、必要な事項は、福岡県行政手続条例施行規則（平成8年福岡県規則第1号。以下「施行規則」という。）で定める。

【趣 旨】

本条は、いわゆる行政運営条項である。

申請に対する処分を行う場合において申請人との関係のみを念頭において判断することが適当でない許認可等が存在する。このような場合には、当該許認可等について実現しようとしている公益について、可能な限り合理的かつ客観的に妥当な決定を行うためには、申請者からの情報だけでなく、当該法令においてその利害を考慮することが求められている第三者（あるいは関係者）から情報を得るために、意見聴取の機会を設けることができることを規定するとともに、その方法についても定めるものである。

本条は、行政手続法第10条の規定を受け、その具体化を図るものであつて、条例等に基づく許認可等のみならず、法令に基づく申請についても対象としている（第2条第4号「申請」の定義参照）。法の隙間・空白を埋めるための自治体独自の処分は、法令に基づく処分と密接に関連し、これらと連絡・連結して処理しなければ県としての施策の実効性が担保できないものがあり、それらに対応するため工夫を加えたものである。

なお、個別の法令において、公聴会の開催その他の意見の聴取の方法が定められているときは、特別法優先の原則により対応することになる。もっとも、当該法令の規定が抽象的である場合、あるいは、実施方法について処分権者の判断に委ねられている場合（当該規定の目的や規定の仕方から判断する。）には、本条の規定によることは差し支えない。

本条は、行政手続法第10条の規定を受けるものであるから、同条の解釈も本条に当

てはまる。したがって、同条（本条の規定も同様）の「申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合」という文言は、新潟空港訴訟最高裁判決（平成元年２月１７日）を前提としたものとされているので、そうすると、この「場合」とは、「当該行政法規及びそれと目的を共通する関連法規の関係規定によって形成される法体系の中において、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して右のような個々人の個別的利益をも保護すべきものとして位置付けられていると見ることができるかどうかによって決すべき」ということになる。これらのことは、本条自体の解釈ではなく、当該処分の実体法の解釈により定まるものである。

関係者から意見を聴く方法については、様々な仕組みがありうるが、本条では、その代表的な形態として、公聴会の開催、意見書の受取及び協議会における協議を示すこととした。行政手続法第１０条の規定は、行政庁が適正な判断を形成するための仕組みであるので、同条によって関係者から意見を聴取していく過程において、併せて申請者の意見を聴くことが否定されるわけではないので、本条においては、申請者から意見を聴くことがあることを示すため、「当該申請に関する意見を聴く」との規定にしている。

また、本条は、公聴会の開催等が行われた場合の行政庁の意思決定の過程の一層の透明化をも目的とし、決定された処分、出された意見及びそれに対する行政庁の意見を公にすることとしたものである。

本条の手続を経ることにより、当該申請に対する処分に係る行政庁の判断の内容及び形式が、申請者及びその他の県民に対し、説得性の高いものとなることが考えられる。

【解 説】

１ 利害を考慮すべき第三者（第１項関係）

本条は、行政運営条項であって、本条において意見を聴く対象とする者は、行政庁が、申請に対する処分を行うに際し、当該申請が法令の定める要件に適合するか否かの判断をより的確に行うため、具体事案に応じて判断するものであり、この判断と行政事件訴訟法第９条の要件の判断とは次元が異なる。行政手続法は、より広い範囲の者を対象とすることを禁じるものではない。すなわち、その対象者（協議会構成員等）になったとしても、そのことが、取消訴訟上の原告適格の要件である法律上の利益の判断と結びつくものではない。逆に、原告適格が認められる第三者であっても、本条によってその意見を聴取すべき場合には当たらない場合もありうる。

また、本条は、情報収集を目的とするものであって、本条で第三者の意見を聴くこととしているのは、「利害を考慮すべきことが当該法令で許認可等の要件とされている」場合にその者が提出する意見は、行政庁がなすべき判断に關し的確な情報であろうという理由に基づくものであり、参加という観点とは別である。したがって、処分に賛成か反対かといった世論調査に類するようなことを行うものではない。処分の決定は行政庁の判断においてなされなければならないのであって、処分の決定を第三者の意見に委ねる趣旨ではない。

しかしながら、ある処分に関し、実体法上の利害を有する第三者がいる場合に、その者が意見を述べる機会を設け、意見があった場合にはそれを適切に考慮した上で決

定した処分に対して当該第三者が不服を申し出ることは少なくなるであろうし、仮に訴訟が提起されたとしても処分に瑕疵があるとされる可能性は低くなることは考えられる。

2 「必要と認めるとき」（第1項関係）

「必要と認めるとき」は、行政庁がより柔軟かつ臨機応変に意見の聴取を行えるようにすることを目的として、行政手続法とは異なる表現を用いたものである。いかなる場合に、いかなる方法で、いかなる者を対象として意見の聴取を行うかは、行政庁の裁量によることとなり、行政庁は当該申請の性質や社会情勢等を考慮して適切に判断する必要がある。ただし、他事考慮にわたることとなってはならないのは当然である。

なお、臨時行革審の答申（「公正・透明な行政手続法制の整備に関する答申」）によれば、行政手続法第10条について、「意見を聴取する相手方には、訴訟において原告適格を認められるようないわゆる法律上の利害関係を有する者から、公共料金の認可申請に際しての一般消費者のような者までを含む趣旨である」と解説されている。したがって、このような者がいると考えられる場合には、意見聴取の手続を経よう努めることが行政手続法における立法趣旨と考えられ、これを受け、具体化するものである本条の運用においても参考とすべきである。

3 協議会

本条例において「協議会」とは、原則として、申請者、申請者以外の者及び行政庁の三者によって構成される情報交換の場をいい、ここで協議することを「協議会における協議」という。したがって、組織ではなく会議の場であって、地方自治法上の協議会や「〇〇協議会」といった名称をもつ民間の任意の団体とは別のものである。協議会の流れは、別図（41頁）のとおりである。

「公聴会」とは、一般に、公開で、行政庁が公述人（公聴会において意見を述べることができる者）の意見を聴く場をいう。

協議会の主な特色は、次のとおりである（公聴会との比較）。

- ① 協議会においては、行政庁もその構成員の一員として、的確な情報収集の手段として互いに対質・応答をすること。ただし、公聴会を開催した場合も、処分を行うときには、出された意見に対する行政庁の意見を公にしなければならない。
- ② 協議会においては、原則として申請者が構成員として参加すること。ただし、申請者が参加することができない場合又は途中で参加することをやめる場合も考えられるが、申請者も、行政庁がより適切な判断を形成するための参考となる情報の提供者の一人として参加するものであるので、その場合でも協議会の協議を開始し、続行することが妨げられるわけではない。
- ③ 協議会においては、原則として、同じ構成員で、適宜の間隔を置いて、継続的に複数回の協議が行われること。
- ④ 協議会においては、協議会の場で行った意見交換の結果、収集された情報等について、協議書（又は協議書を作成しない理由書）が作成されること。
- ⑤ 協議会における協議は、公開で行われるとは限らないこと。

また、協議会においては、同一の場で応答し合うという性質上、構成員になりう

る人数が限られざるを得ないが、公聴会においては、行政庁が必要と認める限り、公述人の人数は必ずしも制限されない（人数が多ければ、時間を長くかけたり、あるいは、続行することなどにより、対処することができる。）。したがって、協議会の構成員は、複数の者の代表といった形での参加が想定される。

しかし、具体的場合によっては、公聴会と類似するものともなりうる。

4 「その他適当な方法」（第1項関係）

本条第1項にいう「その他適当な方法」とは、行政庁が当該対象者に対し直接に意見聴取をする場合や現地での調査をする場合等が考えられる。

5 意見聴取の機会を設けるか否か及びいずれの意見聴取の方法を選択するか

行政庁は、意見聴取の機会を設けるか否かの選択及びその場合に意見を聴取するために最も適当な方法の選択をすることができる。また、一つの申請に対し、複数の方法を採用することもできるし、途中で他の方法に変更することもできる。ただし、そういった場合であっても、施行規則で定めるように、処分は一定の期間内にすることが必要である（施行規則第7条参照）。

当該意見聴取手続を経ることにより、①手続の形式がより公正になり、②情報収集が充実し、③申請人等の権利が保護されるため適切に争点等が整理でき、④その結果、行政庁の判断が、県民に対し説得力のある内容となることに資する見込みがあるときが、意見聴取の機会を設けることが有効な場合であると考えられる。

意見聴取の方法を選択するときの参考として次のようなことが挙げられる。

A 公聴会の開催を選択することが効果的と考えられる場合

- ① 意見を聴取すべき対象者が多数あるか、又は特定できないとき。
- ② その申請が社会的に関心が高いと考えられるとき。

＊ 意見書と違い、他人の意見をその場で他の公述人及び傍聴人が聴くことができるため。（もっとも、公にできない部分を除き、本条第4項により、いずれの意見聴取の方法によっても、事後においては閲覧可能である。）

B 意見書の受取を選択することが効果的と考えられる場合

- ① 意見を聴取すべき対象者が多数あるか、又は特定できないとき。
- ② 広く多くの意見を聞きたいとき。

＊ 特定の日に特定の場所に出頭したりする必要がなく、意見を提出する者にとっても容易であり、利用しやすいため。

- ③ 簡便な方法を用いたいとき。

＊ 行政庁にとっても会場の確保等の事前の準備をしなくても必要がなく、比較的短時間で、容易に行えるため。

C 協議会における協議を選択することが効果的と考えられる場合

- ① 当該申請に対する処分により影響を受けるであろう、利害が明確で適当な数の関係者（団体を含む。）がいるとき。（関係者そのものの数は多くとも、それらの者が利害を同じくする場合は、一種の団体と同様に考えられ、その代表者の意見を聴くことによって対処することができる。）
- ② ①の関係者の参加により、協議会が、誠実に情報交換をする意欲がある者のバ

ランスのとれた集まりになり、その協議が効果的なものとなると認められるとき。

- ③ 協議会において、一定の期間内（施行規則第7条参照）に、当該申請に対する処分について考慮すべき事項に関し有用な情報が得られると認められるとき。
- ④ 協議会手続を経ることにより、処分の決定が不合理的に遅延されないとき。
- ⑤ 行政庁が適当な人的、物的資源等を持ち、協議会にそれらを提供することができるとき。
- ⑥ 行政庁が、その法的義務の範囲内で、協議会における協議の結果を、当該申請に対する処分（許可、一部許可（一部拒否）、不許可（全部拒否）又は附款を付した処分）を決定するための基礎として用いるつもりであるとき。

6 告示と申請者に対する通知（第2項関係）

告示すべき時期を明らかにし、また、一般的な予測可能性を向上させるという標準処理期間の役割にかんがみ、標準処理期間内（又は申請が到達した日から30日以内）に告示することとした。「行政手続法第6条又は第6条」とあるのは、行政手続法の対象となる処分も含むためである（後者の「第6条」は、条例の第6条を指すものである）。「最初の告示」（第2項後段）とあるのは、意見書の受取、公聴会の開催、協議会における協議のいずれかを行うという告示をした後で、併せてそれ以外の方法も採ることとした場合や内容に変更があった場合などは、告示が複数回行われることになることを考慮したためである。この最初の告示が、処分を行うまでの期間の起算点となるので留意すること（施行規則第7条）。

告示すべき事項等については施行規則を参照のこと。

公聴会の開催等を行うこととした場合は、通常の処理の形態から外れる（標準処理期間内の処理が困難となる）こととなるが、申請者にとっての予測可能性を担保し、審査の進行状況を示す等の情報提供の目的に資するため、告示するだけでなく、申請者に対しても通知することとした。

* 公聴会の開催等に要する期間と標準処理期間について

条例第10条に基づく公聴会の開催等は、特別の事情に応じて事案ごとの個別の判断により行われるものなので、標準処理期間の設定に当たっては、公聴会の開催等に要する期間は考慮されていないと考えられる。また、公聴会等の意見聴取の仕組みが制度として講じられている処分にあつては、当然にその意見聴取に要する期間は標準処理期間に算入されていると考えられる（ただし、その場合は、意見聴取を行う根拠は当該制度にあるので、本条が適用されるわけではない）。なお、施行規則第7条及びその解説を参照。

7 記録等（第3項関係）

「記録等」とは、公聴会の開催にあつては議事録を、協議会における協議にあつては議事録に加えて協議書又は協議書を作成しない理由書をいう。

「協議書」とは、協議会において収集された情報をまとめて書面にするものであり、協議会構成員間において相互に確認できた事項、あるいはどのような内容のものがどの程度まで協議が深まったかを確認する事項をいうものであつて、いわゆる同意又は合意といったものを意味するものではない。協議書は、協議会を終了するときに作成し、構成員が署名をする（施行規則第6条）。

協議書を作成するときに、構成員の協力が得られない場合は、「協議書を作成しない理由書」を作成する。協議書が作成されるのは構成員全員の署名が得られた場合なので、それ以外の場合は、作成されるのは理由書だけである。

議事録は、協議会における協議（又は公聴会）が複数回行われるような場合は、その都度作成し、作成に当たっては、座長が署名する（施行規則第6条）。

8 「公にする」（第4項関係）

提出された意見書や、議事録等とともに、行政庁の意見を付すこととした目的は、行政庁の意思決定過程の透明性の一層の向上を図るとともに、従来設けられた意見聴取の機会について「聴きっぱなし」という批判が見られ、そのために意見を述べるべき者の意見陳述の意欲を失わせていることが考えられるため、意見のある者の意見陳述の意欲を促し、意見聴取の実を確保することにある。

「公にする」とは、本条例第5条、第6条及び第12条の場合と同様、閲覧を求める者に対し、秘密にしないという趣旨である。閲覧を許可に係らしめておらず、また、常態として公にされているものである。

公にする方法は指定されるわけではないが、初めに告示を行うこととの均衡及び意見を提出した者に対する情報提供の観点から、処分を行ったときはその旨及び公にされる記録等の資料を閲覧できる場所等を最初の告示の時又は処分後に告示することが望ましいと考えられる。ただし、公にしない「理由」については、必ずしも書面を作成して閲覧に供する必要はなく、職員が適切に説明できればよいと考えられる。

公にする時期は、通常は処分時になると思われるが、必ずしも同時である必要はない。支障がない場合には、処分を行う前に記録等のみを公にすることやその逆の場合も考えられる。ただし、処分が行われた後にあつては、速やかに公にすべきである。

「するものとする」の趣旨は、「これらに対する行政庁の意見」について、協議を行った場合であつて議事録や協議書において既に行政庁の意見が明らかにされている場合など、改めて意見を付す必要がないような場合もありうることを考慮したものである。もっとも「協議書を作成しない理由書」を作成する場合にあつては、必ず行政庁の意見を付す必要がある。

9 公にしない場合（第4項関係）

公聴会を開催した場合に、公にできないものがあることは通常考えられないが、協議会における協議、意見書の受取を行った場合には、公にすべきでない部分が含まれることがありうる。ただし、記録等及び提出された意見書が原則として公にされることを告示においてあらかじめ明らかにしておく必要がある。

◆「公正・透明な行政手続法制の整備に関する答申」（平成3年12月12日臨時行政改革推進審議会 『行政手続法要綱案の解説 第10 公聴会の開催等』）

「意見を聴取する相手方には、訴訟において原告適格を認められるようないわゆる法律上の利害関係を有する者から、公共料金の認可申請に際しての一般消費者のような者までを含む趣旨である。」

(参考)

行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）

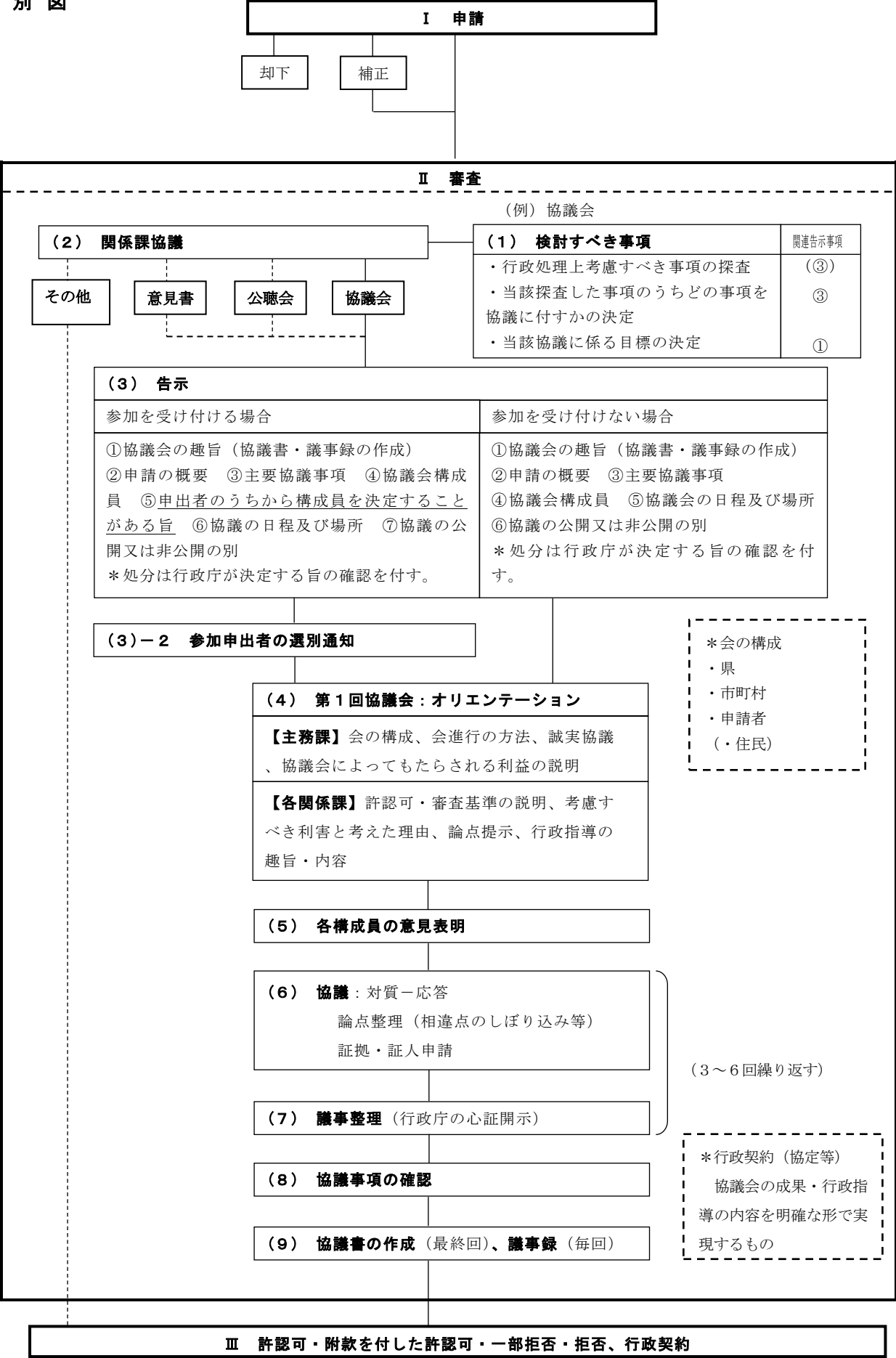
（原告適格）

第 9 条 処分取消しの訴え及び裁決取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）

は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

- 2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

別 図



(複数の長が関与する処分)

- 第11条** 申請に対する処分の事務を所掌する組織の長（以下「長」という。）は、申請の処理をするに当たり、他の長において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。
- 2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の長が関与する場合においては、当該複数の長は、必要に応じ、相互に連絡を取り、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、関係する組織の長は、適宜の判断により、相互に連絡を取り、申請の処理過程における重複を排除するなど、それぞれが申請の迅速処理に努めることについて定めたものであり、行政の総合調整機能と行政側の対応の迅速さを確保するための規定である。なお、本条は、法令に基づく申請も対象としている。

【解 説】

1 法律との違い

本条では、行政手続法の「行政庁」という規定を「申請に対する処分の事務を所掌する組織の長」と置き換えている。

これは、国においては、議院内閣制の下で各大臣は行政事務を分担管理しているので、各省庁間の連絡・調整は、各大臣すなわち複数行政庁の行為として規定されるのに対し、県の場合は首長型（大統領制）の行政組織を採っているため、行政庁としては知事一本であるが、具体の事務は、部、課、事務所で分掌しているため、これら「事務を所掌する組織の長」間で連絡・調整の上、処理される。

したがって、その実態どおりに置き換えて規定した方が、県においては分かりやすく、かつ、適切であり、行政手続法の趣旨にも沿うものである。

【運 用】

1 審査の促進

各行政庁において、それぞれ他の行政庁の審査の状況を見ながら審査を進めていく傾向がある（いわゆるもたれあい）といわれ、これが申請の処理を遅延させる大きな原因であると指摘されている。もとより、申請の処理は、行政庁が定める標準処理期間を目安として適切に行われなければならない、共通に処理できる事務については重複を省くよう相互に連絡を取り合って、審査の促進を図ることが望まれる。

2 総合調整

行政を円滑に実施するためには、総合調整も必要であり、必要に応じて、調整を行う場を設けることなども考えられる。

第 3 章 不利益処分

第 1 節 通則

(処分の基準)

第 1 2 条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

【趣 旨】

本条は、不利益処分が適正に行われることの重要性にかんがみ、行政庁に対し、不利益処分をするかどうか、又はどのような不利益処分とするかについてその根拠となる条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をできる限り具体的なものとして定め、かつ、これを公にしておくよう努めることとしたものである。

これにより処分の相手方（又は処分を受ける可能性がある者）は、どのような場合に処分がされるのかについて一定の予見可能性が得られ、また、行政庁の判断過程の透明性の向上に資することとなる。

【運 用】

1 処分基準の内容

「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか」とは、不利益処分の適否、その内容又は程度のことであり、具体的には、不利益処分の根拠となる条例等に定められた処分の要件に該当するかどうか、処分を要するかどうか、又はどのような内容若しくは程度の処分にするか、ということである。

2 設定及び公にすることが努力義務とされていることについて

処分基準の設定については、一般に処分に関する行政庁の裁量が比較的広く、また、処分の原因となる事実の反社会性や処分の名宛人となるべき者の情状等を個別の事案ごとにどう評価するのかといった問題もあり、その性質上、これをあらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが困難なものもあるので、努力義務としているが、その設定に当たっては、基本的には、審査基準の設定に準じるものであること。

処分基準を公にしておくことについても、このように処分基準を設定できない場合もあることに加え、これにより脱法的な行為（例えば 3 回目以降の違反は営業停止とする基準を公にした場合、悪質な業者は 2 回までは実害がないので違反するなど）が助長される場合も想定されるので、努力義務にとどめている。

なお、このように努力義務としているものであっても、合理的な理由なく処分基準の設定や公にすることを怠ることが許されないのは当然である。

3 設定の主体、設定等の方法及び基準の見直し

設定の主体、設定等の方法及び基準の見直しについては、第 5 条（審査基準）の運用の 1、4 及び 5 の例によること。

※ 関係判例については、第 5 条（審査基準）の判例を参照

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号イからハまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして施行規則で定める処分をしようとするとき。

施行規則第8条 条例第13条第2項第5号の施行規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

(1) 条例等の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

(2) 届出をする場合に提出することが義務づけられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

【趣 旨】

本条は、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者に対し意見陳述のための手続を執らなければならないこととしたものである。

行政庁が執らなければならない意見陳述の手続は、行政庁の処分によって一方的に相手方の条例等上の資格又は地位が喪失してしまうものにあつては聴聞、その他の不利益処分にあつては弁明の機会の付与としている。

なお、聴聞にあつては手厚い手続が保障されるべきであるので、相手方には行政庁が指名する主宰者の下で聴聞期日における意見陳述が保障され、更に行政庁の職員に対する質問も認められ、また、行政庁が保有する処分の原因となる事実を証する資料の閲覧が保障されている。

【運 用】

1 意見陳述のための手続を省略できる場合

本章は不利益処分に関する意見陳述のための手続の一般通則を定めたものである。したがって、行おうとする不利益処分の根拠条例で本条例の意見陳述のための手続に関する規定が適用除外とされているか、又は本条例自体で当該不利益処分に係る意見陳述のための手続が適用除外とされている場合でなければ、行政庁は、当該不利益処分をしようとする場合は、本条例に規定する意見陳述のための手続を執らなければならない。

2 事前の行政調査との関係

行政庁は不利益処分をしようとする場合、本条例の定める聴聞又は弁明の機会の付与の意見陳述の手続を執る前に、不利益処分の原因となる事実を把握し、又は処分の要否若しくは程度を固めるため、事情聴取等などのいわゆる行政調査を行うこととなるが、本条例に定める意見陳述のための手続はこれとは別途に執らなければならないものである。

なお、「申請内容に僅かでも違反した場合は、直ちに許可の取消を受けても差し支えありません。」などの誓約書等を提出させたとしても、当該誓約書等を根拠に本条例に定める意見陳述のための手続を省略することはできないものである。

3 処分が確定できない場合

不利益処分の原因となる一定の事実を把握した場合に、その事実に基づいて、聴聞が必要な処分を行うのか弁明の機会の付与が必要な処分を行うのかについて予定できない事情がある場合は、聴聞手続を執るのが適当である。

なお、「不利益処分の名宛人となるべき者について弁明の機会の付与の手続を執った場合にあって、その結果として第13条第1項第1号イ及びロに掲げる処分を行うことが相当であると判断し、当該処分をしようとするときには、改めて聴聞手続を執る必要があること」(次官通知)とされている。

4 聴聞手続を執ることを「行政庁が相当と認めるとき」(第1項第1号ハ)

「行政庁が相当と認めるとき」とは、例えば、当該事案の事実関係が複雑で、行政庁側とのやり取りの機会を保障して事実評価を行うことが望ましいと判断される場合

や、処分の相手方に与える影響が大きなものとなる特別な事情があり、手厚い手続保障を確保する必要があると判断される場合などが想定される。

5 弁明相当処分

本条第1項第1号に該当せず聴聞手続の対象とならなかった不利益処分は、同項第2号によりすべて弁明手続の対象となる。弁明手続を執る不利益処分の代表例は、許認可等に係る業務等の停止を命ずる処分である。そのほか行為の禁止や中止を命ずる処分、施設設備や業務等の改善を命ずる処分、届出に係る工事計画等の廃止を命ずる処分、建築物等の除却等を命ずる処分、物の廃棄等を命ずる処分など、不利益処分の名宛人となるべき者に一定の作為義務又は不作為義務を課すものがこれに当たると解される。

6 緊急性（第2項第1号）

「緊急性」とは、公益を確保するために行政庁に臨機の対応が求められている場合であって、処分をするまでに聴聞・弁明手続を経るいとまがないことをいう。（判例参照）

【判 例】

◆大阪高判平成2年8月29日（道路法に基づく工事中止命令取消請求事件）

ゴルフ場を経営する会社が、コース増設のため市道に土石等を堆積し、道路を損壊しているとして、市が、道路法第71条第3項に定める聴聞手続を経ずに、同条第1項に基づく工事中止命令を発した場合につき、市が右工事が行われていることを知ってから、右工事中止命令を発するまでに1月余りの期間が経過し、右命令発令時には盛土工事はほぼ完了していたことに鑑みると、同条第3項ただし書にいう「緊急やむを得ない場合」には当たらず、右工事中止命令は、同項所定の聴聞手続を怠った点で違法である。

◆東京地裁平成25年2月26日（と畜場設置許可取消処分取消請求事件）

「被告が主張するように、行政庁が実質的に処分の相手方の意見を聴取していれば、聴聞手続を全く行わなくともよいと解することは、行政手続法の趣旨・目的を没却するものというほかない。以上によれば、本件取消処分は、行政手続法13条1項1号イが要求する聴聞手続を欠くという違法な手続により行われたものである。そして、聴聞手続が全く行われないままで不利益処分がされたような場合には、その瑕疵は手続全体の公正を害するものといえるから、当該不利益処分も違法となるものと解するのが相当である。」

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

【趣 旨】

本条は、不利益処分を行った理由をその名宛人に提示することで、処分の公正さ及び判断の慎重・合理性を担保し、かつ、その名宛人に処分理由の理解を促すと同時に不服申立て等の事後救済手続の便宜に資することとしたものである。

【運 用】

1 理由提示の機能及び理由提示と処分の瑕疵

理由提示の機能及び理由提示と処分の瑕疵については第8条（理由の提示）の解説の2及び運用の1を参照

2 具体の記載事項

不利益処分時に提示する理由は、次の事項を記述すること。

- ① 不利益処分の要件（条例等の規定だけでなく、公にしている基準を含む。）
- ② 行政庁が①の要件に該当するものと認定した具体的な事実
- ③ ②の事実を①の要件に当てはめて判断した過程

①については、処分をするかしないかという基準と、どの程度の処分とするかの基準を区分し、③ではこの区分に応じて②の事実をそれぞれ①に当てはめて得られた結果を記述する必要があること（平成6年10月14日6情法第39号総務部長通知）。

3 具体的な事実の記載の程度

不利益処分時に提示する「この理由は、不利益処分に先立って行う聴聞・弁明の実施通知に記載すべき事項（第15条第1項第1号及び第2号並びに第28条第1号及び第2号）と対応していなければならない」（平成6年10月14日6情法第39号総務部長通知）ない。

なお、聴聞を経た場合は報告書に記載された主宰者の意見を十分参酌しなければならないもの（第26条参照）であり、弁明の機会の付与の場合には、行政庁は弁明に対して逐一応答する義務はないが、弁明書、証拠書類等に目を通し、これにつき判断を加えることは必要である。例えば、薬物中毒であることが営業停止の要件とされている場合に、弁明の機会の付与の通知において、不利益処分の原因となる事実として、薬物中毒であることと記載されていたとして、これに対し、薬物中毒ではないという医師の診断書を付けて弁明がなされた場合、行政庁がこの弁明を否定して営業停止処分をするためには、名宛人となるべき者が提出した診断書より行政庁側の診断の方が信用できることの理由を提示すべきと考えられる。

4 聴聞・弁明手続終了後の新たな理由の補充及び差替えの禁止

聴聞・弁明手続終了後の新たな理由の補充及び差替えはできないので、事実関係の判断を左右しうる新たな証拠書類等を得た場合など、実施通知記載事項と対応しない理由による処分をするときには、聴聞等の手続を再開し、当事者にその新たな理由を提示しなければならないものであること（平成6年10月14日6情法第39号総務部長通知）。この場合、聴聞を経ているときは第25条（聴聞の再開）の規定によることとなり、同一理由の場合で審理を続行する第22条（聴聞の続行）の規定によるものではないこと。

5 不利益処分をする場合に名宛人の所在が判明しないとき

「不利益処分をする場合に名宛人の所在が判明しないときにおけるその処分の理由の通知の取扱いについては、処分に関する慎重な判断を担保し、及び名宛人の事後救済手続上の便宜を図るという本条の趣旨にかんがみ、処分の通知を公示の方法により行う際に、あわせて、その理由をいつでも名宛人に提示する旨を公示しておくこと」（次官通知）とされている。

【判 例】

◆最判昭和54年4月19日（法人税課税処分取消請求事件）

甲の法人税青色申告について、乙に対する支払家賃の損金算入を否認してした更正の通知書に、更正の理由として、「乙に対する未払家賃は債務未確定のため」と記載されているだけで、右認定の資料の摘示が全くないとした事例

◆最判昭和51年3月8日（更正処分取消請求事件）

法人税青色申告についてした更正処分の通知書に、その更正の理由として、「土地評価減a円。Aより譲り受けたB地の宅地b坪の譲り受け価額が時価に比し著しく低い価額であり、時価との差額は贈与を受けたものと認められるから評価減をなしたものとして益金に加算する。時価c円。譲り受け価額d円。差引e円。」と記載されているにすぎず、右時価がいかなる根拠、基準に基づいて算出されたものであるのかが示されていない場合には、理由附記として不備であって、右更正処分は違法である。

◆最判昭和49年6月11日（青色申告承認取消処分取消請求事件）

旧法人税法25条9項後段の規定は、その文言だけからは、一見、承認の取消しが同条8項各号のいずれによるものであるかのみを附記すれば足りるとするもののようにはみえないでもないけれども、このような解釈が理由附記の趣旨、目的にそうものでないことは明らかであり、他方、そのような不十分な附記で足りるとする特段の合理的理由も認められないのである（承認の取消しを行う処分庁としては、既に具体的な取消事由についての調査を経ているはずであるから、これを具体的に処分の相手方に通知すべきものとしても、さほど困難な事務処理を強いられるものとは考えられない。）から、同項3号におけるように該当号数を示しただけでは承認の取消しの基因となった具体的事実を知ることができない場合には、通知書に当該号数を附記するのみでは足りず、右基因事実自体についてもこれを処分の相手方が具体的に知りうる程度に特定して摘示しなければならないものと解するのが、相当である。

◆最判平成２３年６月７日（一級建築士免許取消処分等取消請求事件）

不利益処分をする場合にどの程度の理由を提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきところ、一級建築士に対する免許取消処分において、処分理由として、処分の原因事実と根拠法条とが示されたのみで、処分基準の適用関係が全く示されなかった場合には、処分の名あて人において、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって免許取消処分が選択されたのかを知ることはできないから、当該処分は、行政手続法の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であり、取消しを免れない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

【趣 旨】

この節に定める聴聞手続が有効かつ効果的に行われるためには、その名宛人となるべき者に防御の準備を行うに十分な期間を与える必要がある。

そのため、本条では、聴聞の通知は、相当な期間において名宛人となるべき者の陳述の準備に必要な事項を記載した書面によって行うこととし、併せて、その者の所在が判明しない場合の取扱いを定めたものである。

【運 用】

1 行政経営企画課との協議

聴聞の期日等については、行政経営企画課長に事前に協議すること（続行期日、再開の場合も同様とする。）（平成6年10月14日6情法第39号総務部長通知、聴聞規則第4条参照）。

2 相当な期間

聴聞の期日までの「相当な期間」は、1週間とした（聴聞規則第5条参照）。

3 根拠となる条例等の条項

- (1) 不利益処分の要件、程度を規定した条項がある場合は、これが不利益処分の根拠条項となるので、「不利益処分の根拠となる条例等の条項」にはこの条項を記載すること。
- (2) 許認可等の根拠条項（以下「授權条項」という。）はあるが、処分の要件、程度を規定した条項がない場合は、当該授權条項を根拠に取消処分ができると考えられ

ているので、この場合に不利益処分をしようとするときは、「不利益処分の根拠となる条例等の条項」には当該授權条項を記載すること。

4 原因となる事実

「原因となる事実」の記載方法については、第14条（不利益処分の理由の提示）の運用の2及び3の例によること。

5 通知後、聴聞開始前に通知事項の認定に誤りがあったことに気付いたとき

当事者の防御の準備のため根拠条項及び原因となる事実を通知するものであるから、通知後、聴聞開始前に、行政庁が根拠条項又は原因となる事実の認定に誤りがあったことに気付いたときは、改めて通知をしないべきと考えられる。

6 聴聞期日の変更

行政庁は、当事者が聴聞期日の変更を申し出た場合において正当な理由があると認められるとき又はその職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができること（この場合も行政経営企画課との協議が必要であること。）とし、また、この場合、速やかにその旨を当事者及び参加人に通知しなければならないこととしている（聴聞規則第6条参照）。

7 所在が判明しない場合（第3項）

郵便による通知があて先不明で戻ってきたような場合は所在が判明しないとみなすなどの扱いで済ますのではなく、他の公の記録等も調査、確認し、なお、所在が判明しないことを確認した上で、第3項の規定に基づく掲示による通知をするようにしなければならない。

8 掲示による通知を行う場合の聴聞の期日

掲示による通知を行う場合には、聴聞の期日は、第3項の2週間と第1項の相当な期間（1週間）を合算した期間（3週間）を置いて設定することとなる。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

【趣 旨】

聴聞に関し当事者の権利利益を十分に保護し、かつ手続の実効性の担保、迅速化を図る観点から、本条は代理人に関する規定を設けたものである。

【運 用】

1 資格

代理人の資格については、行政不服審査法と同様に条文上限定を設けていない（聴聞規則第7条参照）。

2 聴聞の審理における取扱い

審理の円滑迅速な進行と公正な運営に協力するという代理人制度の趣旨にかんがみ、当事者の防御権を妨げないと判断される限りにおいて、聴聞の場に出頭できる人数が制限されることはやむを得ないと解される。

3 法人の使用人の扱い

当事者等が法人などの場合、その法人の使用人が法人内部の指揮命令系統に従って法人代表者の職務の一部代行として出頭するときは、当該使用人は当事者等そのものとして出頭していると考えられること（最判昭和51年12月24日（株式会社総会決議取消請求事件）参照）。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

【趣 旨】

聴聞を実施するに際し、予定される不利益処分に関する適正な行政庁の判断を担保するとともに、不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有すると認められる者に十分な意見陳述等の機会を与えてその者の権利利益の保護を図るため、本条は、主宰者は、当該事案に係る関係人に対して、聴聞に参加することを求め、又は参加することを許可できることとしたものである（聴聞規則第8条参照）。

【運 用】

1 関係人

「関係人」とは、不利益処分がなされた場合に自己の利益を害されることとなると認められる者及び不利益処分がなされた場合に利益を受けることとなると認められる者をいう。

2 主宰者の求めによる参加

主宰者が適正な評価を形成する上で欠くことのできないと考えられる関係人については、参加を求めることができることとされている。

3 関係人への周知

関連条例等に規定する処分の性格、手続の実態等に応じ、利害関係人の参加のための公示の手続が必要と認められる場合は、掲示等により周知することも考えられる。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

【趣 旨】

聴聞は、第13条で述べたとおり当事者等の権利利益に重大な影響がある処分について行うものであるから、より手厚い反論防御の機会を与える必要がある。このため、本条は、当事者等の防御権の内容の充実を図るため、聴聞手続の中に文書等の閲覧に関する規定を設け、当事者等がそこで得た情報に基づき意見を述べ、自己に有利な証拠を提出することができるようにしたものである（聴聞規則第9条参照）。

【運 用】

1 目録の作成

「不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧に当たっては、適宜、資料目録を作成しその内容を相手方に教示するなど、関係者の資料の閲覧が円滑に進められるよう配慮すること」（次官通知）とされている。

2 対象となる資料

「不利益処分の原因となる事実を証する資料」とは、「（行政庁が）当該原因となる事実の存在について確信を得る根拠となる書類その他の物件」の意味である」とされている。

なお、資料の形式のいかんに関わりなく、当該処分を行う上でその原因となる事実を証する資料となるものであれば閲覧の対象となる資料に該当する。

3 閲覧を拒否できる場合

(1) 第三者の利益を害するおそれがあるとき

「第三者の利益を害するおそれがあるとき」とは、個人のプライバシーに係る事項や、企業秘密が記載されている文書であるときなどがそれに当たり、また、「第三者の利益」とは閲覧請求者以外の当事者・参加人の利益についても該当する。

(2) その他正当な理由があるとき

「その他正当な理由があるとき」とは、閲覧させることにより取締役の秘密等機密が漏れるなど公益上の支障があるときのほか、審理の争点に関係がないものを求められたときや他に閲覧させた文書等（既に閲覧させた文書等である場合を含む（第2項で規定する場合を除く。）。）で審理の必要に応じているとき、聴聞の期日にお

いてむやみに閲覧請求を乱発する等明らかに聴聞の引延しを図るための閲覧請求など、本条例を適正に運用する上で著しい障害がもたらされるときをいう。

なお、閲覧請求対象書類等の中に「第三者の利益」や「正当な理由」に係るものがある場合にも閲覧請求の対象となる資料の全てについて閲覧を拒む理由があると判断するのでなければ、例えば、これを要約し、又は支障がある部分に紙を貼付するなりしてこの部分を消去したものを閲覧に供することが望ましい。

第三者の利益を害するおそれがあるとして、閲覧を拒否しうるか否か判断が微妙なケースでは、必要に応じ当該第三者から意見の聴取を行うことが望ましい。

4 聴聞の期日における審理の進行に応じて資料の閲覧請求があった場合

「聴聞の期日における審理の進行に応じて」とは、聴聞の審理において当事者等と行政庁の職員とのやり取り等を通じて行政庁側から事実を支える証拠が追加されたりすることを意味すると考えられる。

この場合、当該資料の閲覧を認めるべきと行政庁が判断したにもかかわらず、行政庁が当該期日において閲覧させられないときには、主宰者は行政庁と協議後、第22条の規定に基づき改めて聴聞の期日を定め、行政庁はそれまでの間にその資料を閲覧させる必要があると考えられる。

5 閲覧の日時・場所指定の留意事項

閲覧請求が明らかに聴聞の引延しを図るためのものであるなど第1項の閲覧拒否理由に該当しない限りは、行政庁は閲覧を拒むことができないが、行政庁が資料の閲覧をさせるに当たっては、「資料の閲覧について日時及び場所を指定する場合にあっては、聴聞の期日における当事者等の防御権の行使の準備を妨げることをしないよう、十分な時間的余裕をもって指定すること」(次官通知)とされている。

6 資料の複写

閲覧に際して当該資料の複写を認めることについては、行政庁側の事務負担の問題もあるので、これを一律に認めることとはしていない。

ただし、複写を禁止しているものではないので、その資料の保全状態や閲覧請求者の便宜等を斟酌しつつ、必要に応じ、行政庁の裁量により行われることになる。

(聴聞の主宰)

第 19 条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他執行機関の規則で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4 親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第 1 号に規定する者の代理人又は次条第 3 項に規定する補佐人
- (4) 前 3 号に規定する者であった者
- (5) 第 1 号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人

【趣 旨】

聴聞の審理は、原則として口頭でやり取りが行われるため、当事者等と直接相対し、審理を整理し、進行させ、終結させ、審理の記録を作成するという審理手続が公正に司られる必要がある。このため、本条は、審理を司る者の対象を定め、当該者の選任を行政庁の指名形式によるものとし、また、審理の公正・中立性を担保する観点から、当該者の除斥事由を規定したものである。

【運 用】

1 知事の権限に属する処分に係る聴聞の主宰

審理の公正・中立性を担保する観点から、知事の権限に属する処分に係る聴聞の主宰は、出先機関に委任された処分を含めて原則として行政経営企画課長又は同課長が指名する同課の職員が行うこととしている(聴聞規則第3条参照)。ただし、会場の準備等及び必要な経費の負担については処分所管課(事務所)で行うこととしている(平成6年10月14日6情法第39号総務部長通知)。

2 その他執行機関の規則で定める者

行政委員会については、その職員又はその他当該執行機関の規則で定める者を指名することとなるが、「執行機関の規則」については、行政手続法施行令第3条第1号を参考に定めることとなる。

施行令第3条第1号 「法令に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあつては、当該合議制の機関の構成員」

(参考)

聴聞規則について

本条例が行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために定められ不利益処分に係る手続は全く同一とされたことにかんがみ、行政手続法と本条例の意見陳述の手続は統一的に処理することが、その円滑な運用上必要と考えられるので、同一実施細目によることとし、本県聴聞規則は、行政手続法と本条例に共通の規則とした。

なお、審理の公正・中立性が県民により明確となるよう、原則として行政経営企画課長を主宰者とし、また、処分の時期を失しないための聴聞の迅速性の要請からも、主宰者の指名を本規則で包括的に行うこととし、併せて行政経営企画課長に指名権を委任している。

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

【趣 旨】

本条は、聴聞の期日における審理の手続を定めたものであり、当事者の口頭による意見陳述及び証拠書類等の提出を保障すること並びに当事者は主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を行うことができることとしている（聴聞規則第11条参照）。

【運 用】

1 行政庁の職員の説明

最初の聴聞の期日において不利益処分の原因となる事実等の通知事項を出頭者に明らかにし、これを確認させることで、審理を円滑に進行させ、かつ審理を十分に尽くさせるために、冒頭手続を設けている。

また、冒頭手続においては、出頭した者に対して不利益処分の原因となる事実等の通知事項をより丁寧知らせることも念頭に置いているので（ただし、通知事項の読み上げでも差し支えないと考える。）、「説明」としている。

2 行政庁の職員に対する質問

行政庁の職員に対する質問が当事者等の防御権の行使の上で必要なものと認められれば、主宰者はそれを許可することとなる。

3 証拠書類等

「証拠書類等」とは、審理の対象となる事実の存否を判断するための手掛かりとなる書類等の材料をいうものであり、事実認定の公正さを担保するものである。

4 補佐人

「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定されている補佐人と同趣旨であり、聴聞の場において、不利益処分の原因となる事実について専門的知識をもって当事者又は参加人を援助することができる第三者をいい、当事者又は参加人の発言機関としての立場から陳述を行う者である。具体的には、当事者又は参加人が言語障

がい者や外国人である場合にその者の陳述を補佐する者が該当する（聴聞規則第10条参照）。

5 証拠書類等の提出の促し

証拠書類等の提出を促す「第4項は、当事者等の主張の内容等をより明らかなものとし、もって当事者等の権利利益の保護に資するとの趣旨で規定するものであるので、主宰者は、同項の規定により、不利益処分の原因となる事実を立証することとなる証拠書類等の提出まで促すことができるものではないこと」（次官通知）とされている。

6 参考人等

「聴聞においては、特定の分野において専門的知識を有する第三者等のいわゆる参考人等からの意見聴取の手續まで定めているものではないが、必要に応じ、聴聞に係る事案に関し参考人等からの意見聴取を行い、もって適正な審理に資することとすることまで排除するものではないこと」（次官通知）とされている。

7 聴聞の審理の公開

聴聞の期日における審理は当事者のプライバシーへの配慮等を考慮して非公開としている。ただし、法令により公開が義務付けられている場合があるほか、当事者が公開を求めている場合、当事者（又は参加人）に対する手續保障の上で望ましいと判断される場合など行政庁が公開することを相当と認めるときは、公開により行うことも可能であること。

聴聞を公開する場合は、聴聞の期日及び場所を県公報によって公示することとしている（聴聞規則第12条参照）。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

【趣 旨】

当事者等の権利利益の保護に資する観点からは、聴聞の期日に出頭できなくても、それに代え陳述書を提出できる旨配慮することが適当と考えられるので、本条は、陳述書の提出について規定したものである(聴聞規則第13条参照)。

【運 用】

1 「出頭に代えて」

第1項では、「出頭に代えて」陳述書等を提出できるとされているが、陳述書等を提出し、かつ、出頭することを妨げるものではない。

2 陳述書の提示

当事者等から陳述書の提示の求めがあった場合に、主宰者は第2項を根拠とし聴聞を指揮する立場から当該陳述書等を示すかどうかを判断することになるが、本条の趣旨から、陳述書については、意見陳述に代わるものなので、当事者等の求めに応じこれを他の当事者等に明かすことを基本的に拒むことはできないものとする。ただし、証拠書類等自体の提示については、例えば、当該当事者等にとって、個別の証拠内容いかんにより不都合な事情(プライバシーに関する事項等)があれば、必ずしもこれを拒めないことはないとする。いずれにしても、主宰者が聴聞指揮権に基づいて適切に判断すべきものと解される。

(続行期日の指定)

第 2 2 条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第 1 5 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

【趣 旨】

当事者等の権利利益を保護し、公正な処分の決定を確保する上で、聴聞の期日における審理は十分に尽くされる必要がある。このため、本条は、聴聞の期日における審理を行った場合で、当事者等の意見陳述等が尽くされていないと判断できるときなど、主宰者がなお当該聴聞を続行する必要があると認める場合について、主宰者が続行期日を指定し聴聞を続行できるよう措置したものである。

【運 用】

1 審理が行われた場合

聴聞の期日において審理を行ったものの、争点の整理ができなかったと主宰者が認める場合や、当事者等の主張に根拠があるかどうかについて報告書を作成する上で、未だ聴聞の審理が不十分であると主宰者が認める場合にあつては、改めて聴聞の期日を定め、審理を続行する必要があること。

具体的には、審理の過程で必要な検証事項が新たに見出され、それへの対応に時日を要するので期日を一旦終了せざるを得ない場合や当事者等の意見陳述等が十分に尽くされぬまま予定時間が終了した場合などが想定される。

2 審理が行われなかった場合

「当事者が聴聞の期日に出頭しなかった場合には、第 2 3 条に該当し終結する場合を除き、その当事者に意見陳述等の機会を与えるため、改めて聴聞の期日を定めることとなるが、その場合には第 2 2 条の規定の適用を受け、聴聞の期日の指定等については同条に定める手続によることとなること」(次官通知)とされている。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

【趣 旨】

当事者が聴聞に係る権利手続を放棄したとみなせるような場合などの聴聞の終期を明確にするため、本条は、そのような場合の聴聞の終結について規定したものである(聴聞規則第13条参照)。

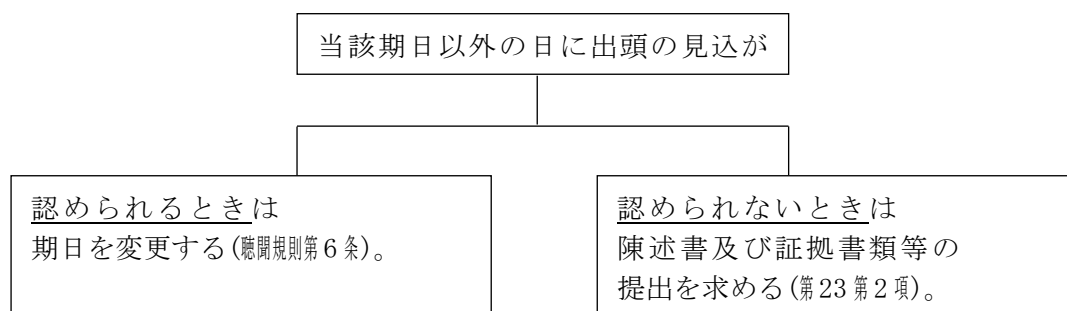
【運 用】

1 正当な理由

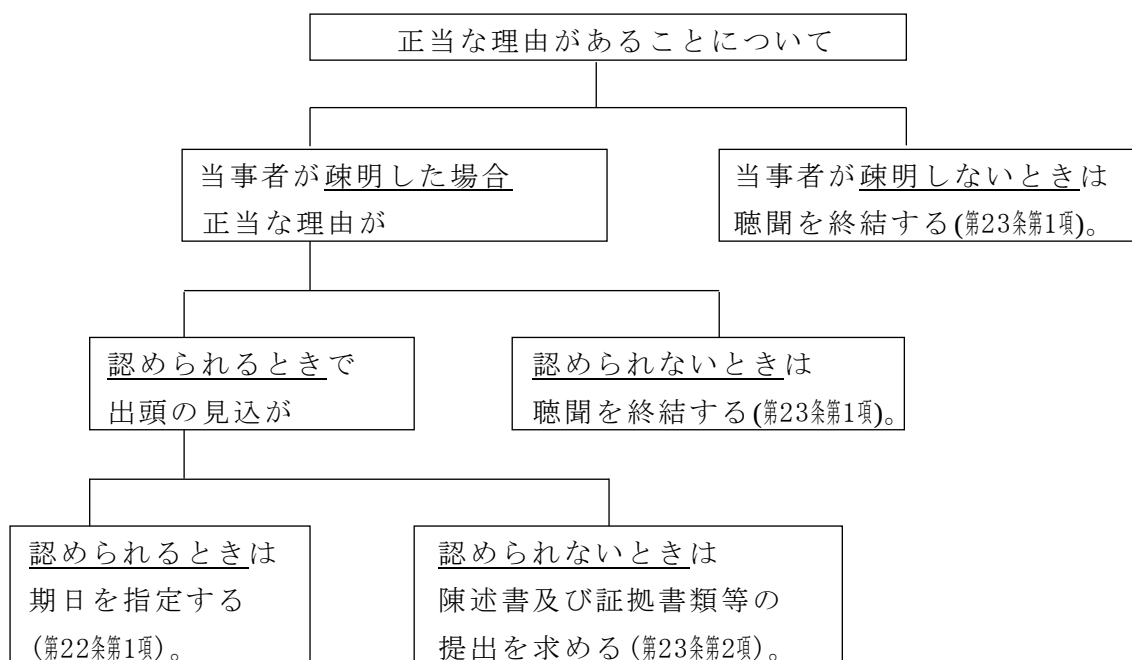
「正当な理由」とは、当事者の責に帰すべからざる理由(例：天災、交通機関の途絶等)又は出頭しないことがやむを得ないと認められる理由(例えば交通事故により入院している場合、海外出張中である場合等)を指す。

2 当事者が出頭しない場合等の審理の終結等の手順

(1) 聴聞の期日の前日までに当事者の疎明により、出頭しないことに正当な理由があることが認められた場合



(2) 聴聞の期日の当日に出頭せず（(1)の場合を除く。）



3 参加人が出頭しない場合

個別の案件により、当該参加人の意見を聴かなければ十分な審理ができないと主宰者により判断されれば、聴聞は続行されることとなる。

4 相当な期間

「やむを得ない理由により当事者の聴聞の期日への出頭が相当期間見込めないにもかかわらず、その当事者が自らの口頭による意見陳述をあくまで求めるなどしてその陳述書又は証拠書類等を提出しようとしないことが、一方で、処分により確保されるべき公益を不当に害するおそれがあることに配慮したものである」(次官通知)とされていることにかんがみ、出頭が相当期間引き続き見込めないときの「相当期間」は、処分の時期を失することのないよう判断しなければならないこと。

5 終結通知

終結時期を示す必要がある場合は、書面により通知することとしている。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、行政庁が聴聞を経て不利益処分をするに際しその判断の基礎とするため、主宰者は聴聞調書及び報告書を作成することとし、聴聞調書には審理の経過を、報告書には審理の場での当事者、参加人及び行政庁間のやり取りに基づき、聴聞を主宰する立場からこれらをどのように評価するか（すなわち、処分の原因となる事実について当事者等の主張に理由があるかどうか）を記載することとした。

【運 用】

1 聴聞調書及び報告書の記載事項並びに閲覧の手続

聴聞調書及び報告書の記載事項並びに閲覧の手続は、聴聞規則第14条及び第15条に規定している。また、「聴聞調書及び報告書の行政庁への提出に当たっては、併せて、当事者等から提出された証拠書類等を添付すること」(政官通知)とされている。

2 報告書

報告書は、主宰者が審理の場でのやり取りや提出された陳述書等を踏まえて、当事者及び当該不利益処分が行われた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載するものであり、当事者が不利益処分を受けることによって利益を受ける参加人の主張に関する意見を記載するものではない。

報告書については、行政庁が不利益処分の原因となる事実を認定するに際しては、審理の経過のほか、当事者等の主張が真正なものか又は信頼できるかどうか等の心証上の問題をも参酌する必要がある、このような観点からすれば、審理の経過を記載した調書だけではその場の雰囲気や状況まで必ずしも伝わらないと考えられることから、審理を主宰する主宰者の心証を重視して、それを意見として記載することとしたものである。

3 意見の記載方法

主宰者は、客観的な証拠の有無、当事者等の主張に関する心証等に基づいて、公正・中立的な立場から、当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載することとなる。

(聴聞の再開)

第 2 5 条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 2 2 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

【趣 旨】

聴聞の終結後に不利益処分の原因となる事実について行政庁が判断を左右しうる新たな証拠書類等を得た場合などには、当該証拠書類等について当事者に意見を述べる機会を与えないままそれに基づいて不利益処分を行うことを認めたのでは聴聞手続における審理の公正が確保できなくなる。本条は、行政庁はこのような場合には、主宰者に対し提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることとしたものである。

【運 用】

1 聴聞の終結後に生じた事情

「聴聞の終結後に生じた事情」とは、聴聞の終結後に、不利益処分の原因となる事実について行政庁等が新たな証拠書類等を得た場合などをいう。

処分の原因となる事実以外の新たな事実又はこれに関する証拠が判明した場合には、同一の処分となるものであってもその原因となる事実が異なることから、当該事実を原因として処分を行おうとする場合には、新たな聴聞を開くこととなる。

（聴聞を経てされる不利益処分決定）

第26条 行政庁は、不利益処分決定をするときは、第24条第1項の調書内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

【趣 旨】

調書は、聴聞の場においてどのようなやり取りがなされ、また、どのような証拠が提出されたかが記載され、これを証す書類であり、また、報告書は、処分の原因となる事実に対する主宰者の意見を記載するものである。

調書及び報告書については、このように聴聞手続の記録そのものであり、行政庁の行う不利益処分にその結果が反映されない場合には聴聞を行う意義が没却されることにもなるので、本条は、行政庁は、これらを「十分参酌して（不利益処分を）しなければならない。」としたものである。

【運 用】

1 十分に参酌して

「十分に参酌して」とは、行政庁が不利益処分決定に際し、聴聞手続を経て不利益処分の原因となる事実についての認定を行う上で、調書内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に酌み取り事実認定を行わなければならないということである。「参酌」とは、“（調書の内容や報告書に記載された意見等の）事情を十分に考慮して程よく取り計らうこと、照らしあわせて善をとり悪を捨てること”の意味であり、行政庁は、調書の内容や報告書に記載された意見を基礎として、調書の内容等を十分に考慮しこれを酌み取って不利益処分決定を行う必要がある。

なお、「聴聞の趣旨を踏まえれば、聴聞の審理の対象となった不利益処分の原因となる事実以外の事実（以下「新事実」という。）に基づいて不利益処分をすることがあってはならず、新事実を原因として不利益処分をしようとするときは、改めて当該新事実について聴聞を行うことが必要であること」（次官通知）とされている。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

【趣 旨】

行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者から弁明がなされれば、これを斟酌し正式の処分の決定（処分をしないという決定も含む。）を行う必要がある。そのため、本条は、事前手続としての弁明の機会の付与の方式を整備したものである。

【運 用】

1 口頭による弁明の機会の付与

口頭による弁明の機会を付与する例としては、当事者が日本語による文書表現が困難な場合等相手方の事情による場合や、口頭による場合のほうが事実の把握の方法としてより実効性がある場合などが考えられる。

2 口頭による弁明の機会の付与の場合の事務

行政庁は、口頭による弁明の機会を付与した場合は、当事者及びその代理人の弁明の要旨等を記載した弁明の記録を作成することとした（聴聞規則第17条参照）。

3 証拠書類等

証拠書類等については、第20条（聴聞の期日における審理の方式）の運用の3を参照。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- （1）予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- （2）不利益処分の原因となる事実
- （3）弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

【趣 旨】

弁明の機会を付与するに当たって、不利益処分の名宛人となるべき者に対して、どのような内容の不利益処分を行おうとするのか、その根拠条例等の条項は何か知らせることが必要であるので、これを通知の内容としている。

【運 用】

1 相当な期間

弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までの相当な期間は 1 週間とした（聴聞規則第 16 条参照）。

2 根拠となる条例等の条項及び原因となる事実

根拠となる条例等の条項及び原因となる事実については、第 15 条（聴聞の通知の方式）の運用の 3 及び 4 の例によること。

3 当事者が応答しない場合

本条の通知をしたにもかかわらず、当事者から提出期限までに何ら応答がない場合の取扱いとしては、一般に意思表示は到達したときから効力を生じるのが民法の原則であって（民法第 97 条）、この到達主義の原則は一般に行政事件訴訟法上においても適用されているため、一般的には当該期限を過ぎれば弁明の機会を与え終えたことになることと解される。

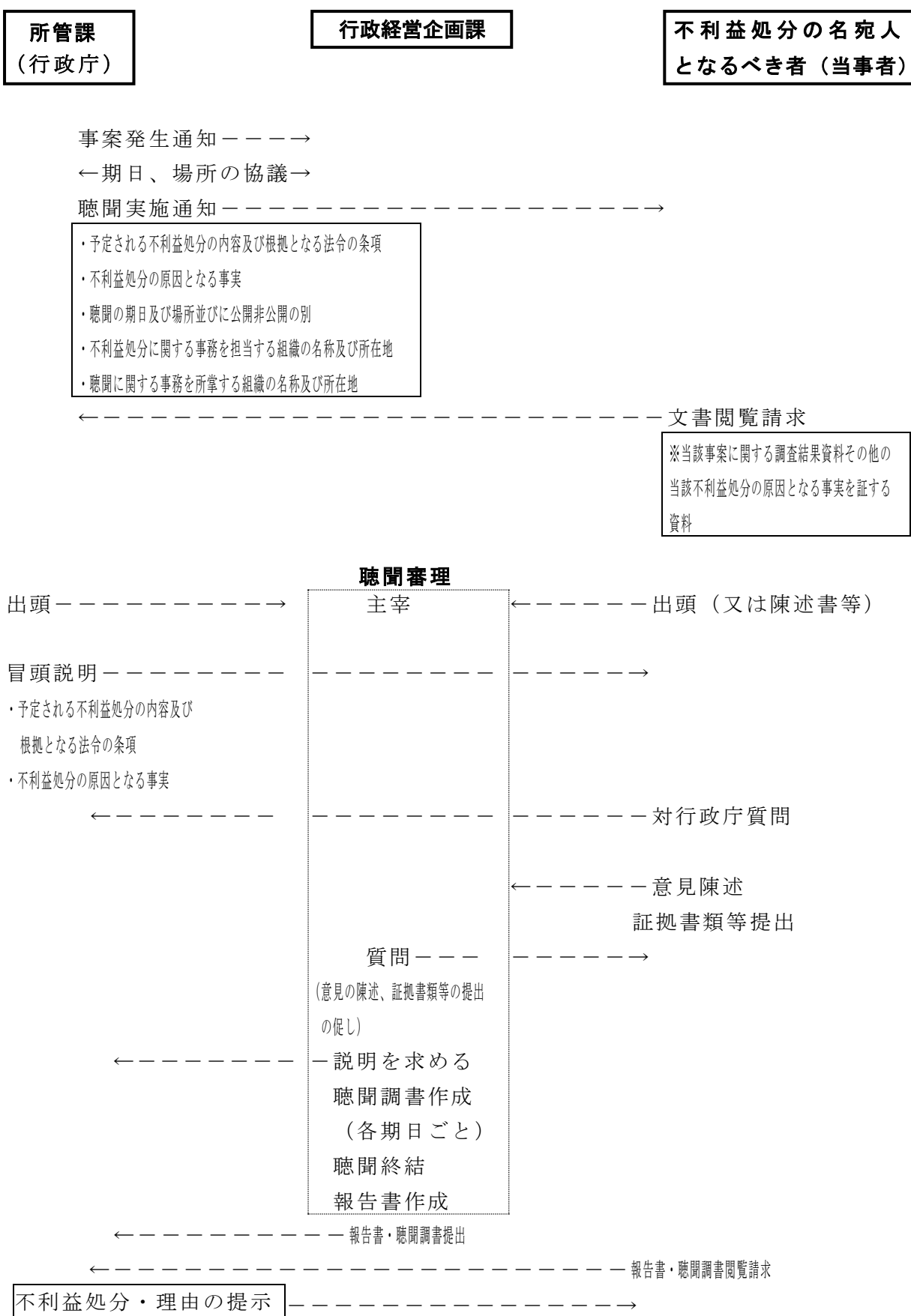
(聴聞に関する手続の準用)

第 29 条 第 15 条第 3 項及び第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「同条第 3 号」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同条第 3 項後段」とあるのは「第 29 条において準用する第 15 条第 3 項後段」と読み替えるものとする。

【趣 旨】

聴聞手続における不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の取扱い及び代理人の規定を、弁明の機会の付与の手続について準用するものである（聴聞規則第 18 条参照）。

(参考) 聴聞に関する事務の主な流れ



第 4 章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第 30 条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

【趣 旨】

行政指導は、県行政の様々な局面において実施されており、行政需要への機敏な対応、行政の弾力性の確保、行政目的の円滑な達成など積極的な意義を有するものであるが、一方では、行政指導の濫用やその不透明性に対する批判がなされている。

そこで、本条は、行政指導を行う場合の適正なルールを定めて、行政指導に一定の枠をはめることが望ましいとの考え方に基づき、行政指導を行う場合の一般的な原理、原則を確認する規定を設け、行政指導のあるべき姿を明示することとしたものである。

なお、本条から第 32 条までの規定は、これまでの裁判例においても広く認められている考え方を踏まえて条文化したものであるが、本条は、行政指導の一般原則について規定するものであるから、申請に関連する行政指導（第 31 条）及び許認可等の権限に関連する行政指導（第 32 条）についても当然適用されるものである。

【解 説】

1 行政指導に携わる者

行政指導の定義（第 2 条第 7 号）において、行為の主体については県の機関を主語として規定したが、実際に行政指導を行うのは個々の職員であることから、本条の規定が直接に適用される者の範囲を明確にするため、本条においては行為の主体を「行政指導に携わる者」という表現で表すこととしたものである。

なお、「行政指導に携わる者」には、直接相手方と接触する者のほか、当該行政指導を行うことを決定した者、すなわち「責任者」をも含むものである。

2 行政指導の限界

職員の行為が県の行為として評価されるためには、その者が県の機関としての地位を占めており、かつ、その行為が当該機関の任務又は所掌事務の範囲内のものでなければならない。

したがって、行政指導がこの範囲を超えていると、それは行政指導として評価されないこととなるので、行政指導に携わる者はその機関の任務又は所掌事務の範囲を超えて行政指導を行うことはできないことを確認的に規定するものである。

また、行政指導は、処分のように、当該相手方に義務を課したりその権利を制限したりするような法律上の拘束力を有する手段によって求める内容を実現しようとするものではなく、あくまでも相手方の任意の協力によってのみその行政目的の実現が可能になることを十分に留意しなければならないものである。

3 「不利益な取扱い」について

- (1) 「不利益な取扱い」とは、行政指導に従わなかった者に対して、それまで平等に提供してきた情報を当該者にだけ提供しないようにするとか、別の場面において許認可等を行う場合に意図的に差別的取扱いをするといった、当該者が行政指導を受ける以前に得られていた利益を損なわしめ、又はそれまで被っていなかった不利益を与えるようなことを、制裁的な意図をもって行う行為をいう。
- (2) 法令上「勧告に従わなかった場合」に改善命令や許認可等の取消しを行うことになっているものがあるが、このような場合においても、勧告等の行政指導を行う段階において改善命令等を行いうる法令上の要件が既に生じているものの、直ちに処分権限を発動するのではなく事前に自主的な改善を促すために行政指導を行い、相手方に自主的に改善する意思がないことを確認した段階で処分権限の発動を認めるものであるときは、「行政指導に従わなかったことを理由とした不利益な取扱い」には当たらない。
- (3) 相手方が行政指導に従わなかった場合に当該事実を公表する行為は、制裁的な意図ではなく、県民に対して周知する必要がある場合に行われるものであるときは、本条第2項の「不利益な取扱い」には当たらない。また、法令の規定に基づき行われる場合も「不利益な取扱い」には当たらない。

しかし、相手方の自主的な措置を促すため事実上（法令の根拠がなく）行われる公表については、県民に対する情報提供の意義を有する一方で、公表されることにより経済的な損失を与えるなどかなりの不利益を被ることもあってその相手方に対する社会的制裁として機能する面があり、行政指導に従わなかったことを理由とした公表については、何を公表するかにもよるが、本条第2項の「不利益な取扱い」に当たる場合もあると考える。

4 申請を行わないよう求める行政指導

申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導については、第31条において規定しているところであるが、申請を行わないよう求めるような行政指導については、基本的に申請者がこれに従う意思がない場合には、当該行政指導を拒否して申請書を提出すれば、第7条の規定により行政庁に審査応答義務が生じることから、当該行政指導について特に規定していないが、最低限の遵守事項として本条の一般原則が適用されるものである。

【判 例】

◆東京高判昭和51年10月28日

市の職員が農地転用申請をしようとする者に対し、道路に接する部分の土地を寄付しなければ申請を受付けないとか、市報195号に書かれていることに違反するからだめだなどと告げたため、本件土地を寄付しなければ農地転用申請書を受け付けられないか、受け付けられても許可されないと困ると畏怖した結果、寄付することを自ら決意し、当該土地の寄付を受けた行為が、民法第96条の強迫に当たるとされた事例

(申請に関連する行政指導)

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の正当な権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

【趣 旨】

本条は、行政指導の代表的な一場面として、申請に係る行政指導について規定するものである。

申請が県の機関の事務所に到達した場合において、公益上の必要性等を理由として申請者に対し当該申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導を行う場合がある。

このような行政指導によって申請者が申請を取下げ又は内容を変更した場合については、当該申請に対する処分（拒否処分を含む。）が行われていないため、行政不服審査法等に基づく行政上の不服申立て、行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟等によっては争うことができず、また、行政指導に従ったことによる損害等が生じても行政指導と損害発生との間の因果関係等の点でその救済の機会が失われるおそれがある。

そのため、このような行政指導については慎重に行われなければならないことから、特に規定を置いたものである。

【解 説】

1 「当該行政指導に従う意思がない旨を表明」

参考として、次のように判示した裁判例がある。「勧告、説得により相手方の翻意を促す方法による行政指導の場合は、そもそも相手方の意図に反し、あるいはこれと異なる行為に出るように相手方に働きかけるのであるから、相手方が勧告、説得を一再ならず拒絶しあるいは反発するのは当然であり、これを説得することこそがかかる行政指導の本質にほかならない。

したがって、当該行政庁は、行政指導に応じない旨の相手方の意思表示がどのような理由、根拠に基づくか、またどの程度の期間その意思が持続しており、どのように具体的な所為として表明されたか等を総合的に判断して、行政指導を終了すべき時期を決定しなければならないものである。」

2 「表明」の方法

「表明」の方法については、何らかの形で明確に申請者の意思が明らかにされれば足りるものであり、必ずしも文書である必要はない。

3 「申請者の正当な権利の行使」

(1) 申請者の権利とは、何々権という特定のものではなく、いわば、申請人としての様々な法的保護を一つにまとめるといった意味での申請権ということである。

その権利の行使に当たっては、申請者も社会の中で共同生活を営むものであるから、当然、当該権利の持つ社会的意義や目的に反することは認められず、そういう権利としての制約、限界というものも、この「権利」という言葉には含まれることを明確にするため「正当な」を加えたものであり、行政手続法の趣旨を変えるもの

ではない。

したがって、当該申請者の対応が、この制約を超えた権利濫用的なものである場合に、当該申請に対する審査に並行して、申請者の再考を促すために行政指導を続けることは、必ずしも許されないものではない。

- (2) しかし、このことから一定の場合に「行政指導を継続することができる。」ことを規定したとすれば、殊更に「継続」を強調するのみとなり、透明性の確保の趣旨から見て適当でないし、ただ単に「行政指導に従わない限り、許認可等は与えない。」という行政側の強い決意の表明とも受け取られかねない。

このことは、権限行使をすることができない場合であるにもかかわらず、相手方に当該行政指導に従わざるを得なくなるようにすることにつながり、第32条の趣旨に反するものである。

また、このような規定を設けるだけでは問題解決の見通しが立たないものである。

- (3) そこで、申請の処理の留保が必要となる特別の事情が存する場合には、その場合における審査の透明性を確保するため当該事案に則した処理ができるように第10条において公聴会等の意見聴取の仕組みを提示しているところである。

【判 例】

◆最判昭和60年7月16日

建築主が、建築確認申請に係る建築物の建築計画をめぐって生じた付近住民との紛争につき関係機関から話合いによって解決するようにとの行政指導を受け、これに応じて住民と協議を始めた場合でも、その後、建築主事に対し右申請に対する処分が留保されたままでは行政指導に協力できない旨の意思を真摯かつ明確に表明して当該申請に対し直ちに応答すべきことを求めたときは、行政指導に対する建築主の不協力が社会通念上正義の観念に反するといえるような特段の事情が存在しない限り、行政指導が行われているとの理由だけで右申請に対する処分を留保することは、国家賠償法第1条第1項所定の違法な行為となるとされた事例

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

【趣 旨】

許認可等を受けて活動し、あるいはしようとしている者にあつては、許認可等の権限を有する県の機関の意向には反しにくい面があり、行政指導とはいえ、有形無形の影響力が働きそれに従うか否かの判断の任意性が損なわれるおそれがある。

したがって、許認可等の権限を背景として行われる行政指導であつてその権限行使を前提としていないものについては、その相手方の判断の任意性を損なわないよう特に留意する必要があることを確認的に規定したものである。

なお、本条は、改善命令又は許認可等の取消しができる状態にあるのに直ちにこれを行わないで、勧告等の行政指導で自主的に是正させようとする事自体を制限する趣旨ではない。

【解 説】

1 「許認可等をする権限」

「許認可等をする権限」とは、申請に基づいて許可、認可等の処分（拒否処分を含む。）を行う権限である。

2 「許認可等に基づく処分をする権限」

「許認可等に基づく処分をする権限」とは、次のようなものをいう。

- (1) 許認可等に係る行為が、適正に行われているかどうかについて把握するために行政調査を行う権限
- (2) 許認可等に係る行為が、適正でないと認められることから、当該状態の解消を図るため、業務の運営等の改善措置をとることを命じ、又は改善が行われるまで業務等を停止する等当該許認可等の効力を停止する措置を命じ、若しくは当該許認可等を取り消す権限
- (3) 許認可等に係る行為を当該許認可等を得ないで行っている者に対して、その行為を止めること等の是正を求める権限

3 「権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導」

改善命令等の処分をすることができない（処分基準に達しない、処分要件として定められていない、そもそも許認可等に基づく監督関係にない等）又は処分を行うことが要件としては可能であるが、当該権限を行使する意思がない場合（当該権限を行使する程のものではない、できれば行使したくない等）に、相手方の自主的な対応を期待して行われる行政指導をいう。

4 「殊更に示す」

本来権限を行使できない又は行使する意思がないのに、行政指導に従わなければ、すぐにでも当該権限を行使するようなことを示唆したり、当該権限に基づいて何らかの不利益な取扱いを行い得るようなことを暗示する等、殊更に権限を有することを利用して相手方に行政指導に従わざるを得ないように仕向けることをいう。

【判 例】

◆最高裁決定平成元年 1 1 月 8 日

- 1 マンション建設業者が市の宅地開発指導要綱に従わない意思を明確に表明し、その購入者も入居に当たり給水を現実に必要としていたのに、これらの者との給水契約の締結を留保した行為は、たとえ指導要綱を遵守させるため行政指導を継続する必要があったとしても、水道法 1 5 条 1 項にいう給水契約の締結を拒んだ行為に当たる。
- 2 給水契約を締結して給水することが公序良俗違反を助長するような事情もないのに、市の宅地開発指導要綱を遵守させるための圧力手段として、マンション建設業者等との給水契約の締結を拒んだ場合には、水道法 1 5 条 1 項にいう「正当の理由」は認められない。

(行政指導の方式)

第 3 3 条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前 2 項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- (2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

【趣 旨】

行政指導は、個別の法令に具体的な根拠のないまま行われることが多いため、どのような場合にどのような指導が行われるのか、また、それが誰の責任において行われるのか等が相手方にとって明確でない場合が多い。

そのため、行政指導を行う場合には、それが口頭によると書面によるとを問わず、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明らかにして行わなければならない旨の明確原則を基本原則として定めた上で、特に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する県の機関がする行政指導にあって、当該権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項、同条項に規定する要件及び当該権限の行使が当該要件に適合する理由を示さなければならないとした。

さらに、現に行政指導を口頭で行った場合に、相手方から書面の交付の求めがあったときには、明確原則の具体化として、その求めに応じて原則として書面の交付を行うこととした。

【解 説】

1 「行政指導の趣旨及び内容」（第 1 項関係）

行政指導により、相手方に対して求める内容をいい、当該内容を求める趣旨を含むものである。いつまでに行って欲しいといった期限もこれに含まれる。

なお、行政指導の根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものについては、「行政指導の中止等の求め」（第 3 4 条の 2）の対象となることから、同条の円滑な運用の観点も踏まえ、行政指導の根拠となる条項や当該条項に規定する要件を具体的

に示すよう努めるものとする。

2 責任者（第1項関係）

「責任者」とは、個別具体の行政指導を行うことを実質的に決定した者であり、当該行政指導が県の機関のどのような地位にある者の判断に基づいて行われたものかが相手方に示されることになる。

責任者としては、本庁の課（室）長（出先機関にあっては、所長等）以上が考えられる。

3 「許認可等をする権限」「許認可等に基づく処分をする権限」（第2項関係）

許認可等をする権限及び許認可等に基づく処分をする権限については、第32条（許認可等の権限に関連する行政指導）の【解説】1及び2を参照のこと。

4 「権限を行使し得る旨を示すとき」（第2項関係）

行政指導をする時点において既に処分等の権限を行使することが可能である場合に当該権限を行使し得る旨を示すときのほか、法令上、行政指導に従わないときに処分等の権限を行使することができることとされている場合に当該権限を行使し得る旨を示すときも含まれるものである。

5 行政指導の相手方に示す事項（第2項関係）

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項（第1号）

相手方に示す必要があるのは法令の「条項」であり、具体の条文の文言まで示す必要はない。

(2) 前号の条項に規定する要件（第2号）

第1号に掲げる条項に規定されている、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使するための要件をいう。

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由（第3号）

行政指導の相手方の行為が当該権限の行使の対象となる理由を具体的に示す必要がある。例えば、当該権限を行使する具体的な要件が非常に多岐にわたる場合や下位法令等に規定されている場合には、これらの要件のうちどの要件に該当しているかを具体的に示す必要がある。

6 行政指導の相手方に示す方法（第2項関係）

本項各号に掲げる事項について、各事項をそれぞれ分けて示すか一つの文章で示すかは任意であるが、行政指導の相手方がこれらの事項を明確に認識し得ることが必要である。

（相手方に示す方法の例）

「あなたの◇◇という行為が、…法第▽条の規定に違反することが認められたため、◆◆業務の運営の改善措置を講ずるよう指導します。また、この指導に従わず、業務の運営の改善が確認できない場合や、再び違反行為があった場合には、以下のとおり、◆◆業務に関する許可が取り消される場合があります。

(1) 許可取消処分の権限を行使し得る根拠となる法令の条項 …法第○条

(2) 上記の条項に規定する要件…法第○条第△号の政令で定める技術的基準に適合しないこと

(3) 当該権限の行使が上記の要件に適合する理由

あなたの◇◇という行為が、許可取消処分の要件である…法第○条第△号の政令で定める技術的基準のうち…施行令第●条第▲号に定める「□□」という類型に該当しないため」

7 「書面の交付」（第3項関係）

事務処理の都合等により必ずしもその場において行わなければならないものではなく事後的でもよいものであるが、基本的には、行政指導を受けた相手方が、その求められた行為を行うか否かを検討するため具体的内容を文書により確認する意味を含むものであり、できるだけ速やかに交付する必要があると考える。

8 「行政上特別の支障」（第3項関係）

「行政上特別の支障」とは、口頭でその行政指導の趣旨及び内容等並びに権限等行使し得る根拠等を明らかにすることができてもこれを書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合に限られる。「正当な理由」よりも交付拒否事由を制限する趣旨で選択された用語であり、例外を安易に認めないという趣旨である。

「行政上特別の支障」に該当するケースとしては、例えば、私人間の権利調整等のために、相手方とのやり取りを通じて指導内容を決める必要がある場合など、その調整過程で行う個々の指導内容について、逐一書面交付をすると円滑な調整が図られないような場合が考えられるが、単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合（交付は事後的であるので支障は生じない。）などは、該当しないと考える。

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、県の機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

【趣 旨】

第33条において、個別具体の行政指導についてその内容等を相手方に明示することにより個々の行政指導の明確化を図る一方で、本条は、それらのうち一定の行為を行う者に対しては誰であろうと同種の行政指導を行うような、類型的に行われる行政指導の基準となる事項を、「行政指導指針」としてあらかじめ定めて一般に周知しておき、これに基づいて個別具体の行政指導を行うこととすることにより、行政指導そのものの透明性、公平性を確保しようとするものである。

【解 説】

1 「一定の条件に該当する複数の者」

例えば、「10ヘクタール以上の大規模土地開発事業を行おうとする者」、「〇〇業を営むもので、△△と認められる者」のように、同一の行政目的を実現するために、県の機関として一定の作為又は不作為を求めることとなるその相手方をいい、「一定の条件」とは、個別具体の行政指導の対象となる「特定の者」に共通する要件を意味している。また、「複数の者」とは、個別具体の行政指導が単発的ではなく類型的に繰り返し行われることを示すものである。

2 「行政指導指針」

1に掲げるような一定の類型化された行為を行う者に対して、県の機関として該当者に求める事項の概要をいい、個別具体の行政指導を行う場合の方針、基準となるべきものであって、

- ① 個別具体の行政指導の対象となりうる者又は該当する行為（行政指導の対象行為の類型化）
- ② 行政指導として求める一定の作為又は不作為の概要（類型化された対象となる行為ごとに県の機関として相手方に要請する事項等）
- ③ 当該行政指導を行う場合の責任者（又は当該行政指導の指針を定める県の機関）等を整理したものをいう。

いわゆる「要綱行政」における「要綱」がこの典型例であるが、行政指導についても、公正の確保と透明性の向上の要請が働いているので、具体の行政指導を行うに当たっての指針（行政指導の趣旨、内容を定めた要綱等）を定めておく必要があると考える。

3 「公表」

一般にどういった場合にどのような行政指導が行われるのかが明確でないためこれをあらかじめ公に周知しておく必要があるとの趣旨であり、その方法については、県公報への登載、県ホームページへの掲載、パンフレットの配布、関係者への通知等が考えられる。

本条において、「公表」という用語を用いたのは、第5条（審査基準）、第6条（標準処理期間）等の規定における「公にしておかなければならない」場合とは異なり、行政指導の場合には、個別法令にその根拠を有するものを除き、一般にはどのような行政指導が行われるかは県民にとって明らかでないため、単に、その指針を県の機関の事務所に備え置くだけでは不十分であることから、世間一般に対してより積極的に周知することを規定したものである。

4 「行政上特別の支障」

「行政指導指針」を公表できない場合とは、例えば、違反行為を是正するための行政指導を行う場合であって、監督処分等に先立って行われるものについて、その「行政指導指針」を定め、公表することが脱法行為を助長することとなる場合などが考えられる。

（参考）

行政指導指針の例

1 告示として定め、公表しているもの

- 「福岡県プール衛生指導要綱」（生活衛生課）
- 「二日市温泉源保護区域土地掘削事務処理要綱」（自然環境課）
- 「福岡県青少年健全育成条例に基づく有害図書類の区分陳列に関する指導指針」（青少年育成課）

2 要綱として定めているもの

- 「事後届出違反事案事務処理要領」（総合政策課）
- 「福岡県リサイクル製品認定制度実施要綱」（循環型社会推進課）
- 「開発事業に対する環境保全対策要綱」（自然環境課）
- 「福岡県岩石採取計画認可事務取扱要綱」（工業保安課）
- 「福岡県貸金業関係事務取扱要領」（中小企業振興課）
- 「福岡県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱」（食の安全・地産地消課）
- 「福岡県林地開発行為許可事務取扱要領（区長の同意書）」（農山漁村振興課）
- 「福岡県一般海域管理運用要綱（市町村長の意見書）」（港湾課）

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例等の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

【趣 旨】

「行政指導の中止等の求め」は、法令に違反する行為の是正を求める行政指導であって、その根拠や要件が法律又は条例等に規定されているものについては、当該行政指導の相手方に大きな事実上の不利益が生ずるおそれがあることに鑑み、相手方からの申出を端緒として、当該行政指導をした県の機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律又は条例等の規定に違反する場合には、その中止その他必要な措置を講ずることとすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって当該行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とするものである。

【解説及び運用】

1 「法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているもの）」（第1項関係）

法令に違反する行為自体の中止や適法な状態へ回復する措置その他の法令に違反する行為を改めたことを内容とする行政指導であって、権限及びその要件が法律又は条例等に規定されているものをいう。

典型例としては、条例の規定に違反した場合に行われる「必要な措置を講じる」ことを求めるための「勧告」が考えられる。

(例) 福岡県青少年健全育成条例

第16条の2

- 2 知事は、図書類取扱業者が前項の規定に違反して有害図書類を陳列していると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列場所を変更し、又は陳列方法の改善措置を講じるよう勧告する

ことができる。

個々の行政指導が本条の対象となるか否かについては、当該行政指導の要件が「必要があると認めるとき」とされている場合など、法令に違反する行為があることが明文上の要件とされていない場合も含めて、法令に違反する行為を改めただすことを内容とする行政指導か否かという観点から、個別の事案ごとに判断する必要がある。

2 「弁明その他意見陳述のための手続を経て」（第1項関係）

当該行政指導を行うことについて、その相手方となるべき者が意見を陳述する機会が付与されたことをいう。

これには、法定された弁明手続に限らず、運用上、当該行政指導を行うことについて、その相手方となるべき者の意見を聴取する機会を付与した場合も含まれるが、行政指導の相手方となるべき者に対し、書面などにより、行おうとする行政指導の内容及びその理由（根拠条項、原因となる事実等）を明らかにした上で、当該行政指導を行うことについて意見を陳述する機会が付与されたものである必要がある。

したがって、行おうとする行政指導の内容等を明らかにすることなく、単に当該行政指導の原因となるべき事実の有無について意見を聴取したにとどまる場合などは、該当しない。

3 申出書の提出に関する県の機関の対応

(1) 申出書の書式については、条例上の定めはなく、申出人は任意の書式により申出をすることが可能である。

なお、県の機関において、申出人の便宜等のため、参考となる「様式」を作成し、公にすることも考えられるが、その「様式」を用いていないことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない。

(2) 本条第2項第5号の「当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由」については、例えば、行政指導の要件に適合するという県の機関の判断が誤っていることや、当該行政指導が事実誤認に基づくものであることなど、「要件に適合しない」と考える具体的かつ合理的な根拠を示してもらう必要がある。

(3) 申出書の記載内容が具体性を欠いていても、申出の対象となる行政指導が特定され、当該申出を受けた県の機関が本条第3項に規定する「必要な調査」や「必要な措置」をとるに当たって特段の支障が生じない場合には、相手方からの申出を端緒として行政指導をした県の機関が改めて調査を行うという本制度の趣旨に照らし、本条第3項に規定する対応をとるべきである。

また、申出の対象となる行政指導が特定されない場合であっても、県の機関が行政指導をした際に、「当該行政指導がその根拠とする法律又は条例等の条項」（本条第2項第3号）や「前号の条項に規定する要件」（同項第4号）を具体的に示さなかったため、申出書に具体的に記載することが困難であったような場合には、申出書の記載内容が具体性を欠いていることを理由に、不適法な申出として取り扱うことは許されず、申出人に当該行政指導の内容を確認するなどの対応をとるべきである。

(4) 軽微な記載上の誤りがある申出書については、申出人に修正を求めるまでもなく、申出人の同意を得て県の機関において修正した上で、必要な調査等の措置をとることが望ましいが、実務上、申出人に対して修正を求める取扱いも許容される。

4 申出書を受けた県の機関の対応

- (1) 県が行わなければならない「必要な調査」とは、当該行政指導の根拠となる法律又は条例等に規定する要件に違反するか否か、違反する場合はその内容及び程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するために必要な調査をいう。その具体的な内容及び手法については、申出の具体的内容や当該行政指導の内容、社会通念等に照らして、県の機関において適切に判断する必要がある。

なお、申出書の記載内容に具体性がなく、その確認が困難な場合や、既に詳細な調査を行っており、事実関係が明らかで申出によってもそれが揺るがない場合などは、県の機関の判断により、改めて「必要な調査」を行わない場合もあり得る。

- (2) 「当該行政指導の中止その他必要な措置」とは、当該行政指導がその根拠となる法律又は条例等の規定に違反する場合に、その是正のために必要となる措置をいい、当該行政指導の内容やその相手方が受けた不利益の内容等に応じ、適切な措置を講ずる必要がある。

例えば、当該行政指導が継続している場合にはその中止又は変更が考えられ、行政指導をした旨を公表したことにより相手方が社会的信用の低下等の不利益を受けている場合には、併せて当該行政指導が違法であった旨を公表し、相手方の社会的信用を回復すること等が考えられる。

- (3) 県の機関が行う「必要な調査」等の対応については、手続の公正性の観点から、当該行政指導に実質的に関与した職員や当該行政指導について利害関係を有する職員以外の職員が行うことが望ましい。
- (4) 県の機関の対応の結果については、条例上、申出人に対する通知義務を課すこととはしていないが、行政指導の相手方の権利利益の保護等に資する観点から、県の機関は、行った調査の結果、講じた措置の有無やその内容など、申出書を受けた対応の結果について、申出人に通知するよう努めるべきである。

第 4 章 の 2 処 分 等 の 求 め

(処分等の求め)

第 3 4 条 の 3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（条例等に基づくものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

【趣 旨】

「処分等の求め」は、処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する県の機関が、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導を行うこととすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とするものである。

【解 説】

1 「何人も」（第 1 項関係）

法令に違反する事実は、何人にも影響を与え得るものであり、当然に是正されるべきものであって、その是正を求める行為は、申出人個人の権利利益の保護を図るものではないことから、主体を限定せずに、「何人も」としているものである。

2 「法令に違反する事実がある場合」（第 1 項関係）

申出の時点において法令に違反する行為又は状態が反復継続している場合に限らず、申出の時点では法令に違反する行為又は状態自体は終了している場合も含まれる。

一方で、具体的な法令に違反する事実の発生を前提とせずに、将来における法令に違反する事実の発生を未然に防止することを内容とする処分又は行政指導は、「法令に違反する事実」が存在しないため、本条の対象とならない。

3 「その是正のためにされるべき処分（条例等に基づくものに限る。）又は行政指導」（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているもの）（第 1 項関係）

法令に定める基準に適合していない場合にその基準に適合させるために必要な

改善措置を講ずべきことを勧告するものであって、その要件が法律に規定されているものなど、法令に違反する事実の直接の是正を内容とするものが典型例である。

ただし、法令に違反する事実の直接の是正を内容としないものであっても、当該法令に違反する事実によって生じた影響の除去又は原状の回復を内容とする処分又は行政指導、当該法令に違反する作為又は不作為の再発防止（業務停止命令や許可等の取消し、課徴金の納付命令など懲戒・制裁的処分を含む。）を内容とする処分又は行政指導などは、本条の対象に含まれると考えられる。

なお、個々の処分又は行政指導が本条の対象となるか否かについては、当該処分又は行政指導の要件が「必要があると認めるとき」とされている場合など、法令に違反する事実があることが明文上の要件とされていない場合も含めて、法令に違反する事実を改めただすことを内容とする処分又は行政指導か否かという観点から、個別の事案ごとに判断する必要がある。

※本条例では、条例等に基づく処分のみを対象としているが、法律に基づく処分については、行政手続法を根拠として本条と同様の対応が求められる。

4 申出書の提出に関する行政庁又は県の機関の対応

申出書の書式及び申出書に軽微な記載上の誤り等があった場合の対応については、第34条の2【解説及び運用】の3の例による。

なお、申出は、同一の事実について一の処分又は行政指導しか求めることができないものではなく、同一の事実についてとり得る複数の処分又は行政指導を一通の申出書に併記して、それらのいずれかをすることを求めることも可能である。

また、処分又は行政指導を行う権限を有しない行政庁又は県の機関に申出がなされた場合には、当該申出を受けた行政庁又は県の機関は、申出先となる行政庁又は県の機関を確認して、申出人に対して情報を提供するように努めるものとする。

5 申出書を受けた行政庁又は県の機関の対応

(1) 行政庁又は県の機関が行わなければならない「必要な調査」については、第34条の2【解説及び運用】の4(1)を参照のこと。

(2) 必要な調査を行った結果、法令に違反する事実はあるものの、次のいずれかに該当する場合などは、求められた処分又は行政指導を行わないこととし、より適切な別の措置を講ずることとする。

- ・求められた処分又は行政指導が、その本来の目的やその根拠となる法令の規定の趣旨等に合致しない場合
- ・求められた処分又は行政指導により、法令に違反する事実が是正されることに伴う利益に比べて、その相手方の受ける不利益が著しく大きい場合

(3) 申出を受けた行政庁又は県の機関の対応の結果については、第34条の2【解説及び運用】の4(4)の例によること。

(4) 申出人の氏名等の個人情報、もとより福岡県個人情報保護条例等に基づき適切に管理されるべきものであるが、当該申出人が処分又は行政指導の相手方に特定された場合には、当該申出人が不利益を受けるおそれがあるため、特に申出人の個人情報の管理を徹底し、申出人の個人情報が漏えいすることがないように万全を期す必要がある。

また、労働者が、その労務提供先における法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める申出をした場合において、当該申出が公益通報者保護法の「公益通報」に該当するときは、当該申出人は同法による保護を受けることになる。

第 5 章 届出

(届出)

第 3 5 条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

2 行政庁は、届出をしようとする者又は届出をした者の求めに応じ、届出書の記載及び添付書類に関する事項その他の届出に必要な情報の提供に努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、当該届出が条例上定められた届出の形式上の要件を満たしている場合には、届出をすべき手続上の義務が履行されたことになる旨を定めることにより、このような届出の本来の法的性格を明らかにし、その取扱いの公正な処理の確保を図ることについて定めたものである。

また、行政手続法は明文で規定していないが、相手方に対する情報提供の必要性は、届出についても申請と変わるところなく認められるべきであるから、申請に必要な情報の提供に努めることとした第 9 条と同様に、届出についても必要な情報の提供に努めなければならないことを確認的に規定した。

【解 説】

1 定義

届出とは、一定の事柄を公の機関に通知する行為であって、申請のように行政庁に何らかの行為を求めるものとは基本的性格を異にするものである。

届出以外に提出、報告、通知等の用語が用いられている例がある。

2 経由機関

条例等においていわゆる経由機関が定められている場合には、当該経由機関に到達した時点で通知行為が完了する。

3 実体上の義務と手続上の義務

ここでいう「届出をすべき手続上の義務」とは、所定の期日内に所定の事項を通知すべき義務のことであり、この義務が履行された以上、届出がなかったものとして扱ってはいけないということを意味している。したがって、正しい内容の届出をすべき実体上の義務は、「届出をすべき手続上の義務」には含まれないので、届出の内容が虚偽であったり正しくなければ、それに応じた実体的効果は発生しないものである。

このように、第 3 5 条は、実体的側面にはかかわらず、もっぱら手続的側面に着眼した規定である。

【運 用】

1 到達主義

届出が、届出先の事務所に到達したときに届出としての手続上の効力が生じる。

届出についても、申請書の取扱いと同様、個別法の定める要件を満たすまで「受理」せずには是正指導を継続したり、届出書を返戻するというような取扱いはできないものである。

2 補正

本条は、届出が形式上の要件に適合しているものについて規定したものであるから、添付書類又は記載事項の不備などの形式的な不備がある場合の取扱いは、申請書の取扱いに準じて、補正が可能な場合は明確に補正を求めるものとし、補正があったときに届出の効力が生じたものとして取り扱うこと。

また、「届出書に必要な書類」とは、条例等で添付が要求されている書類に限定されており、行政指導により要求される書類は含まれないから、後者の書類の添付がないことを理由として届出をすべき手続上の義務の履行がないこととすることはできないものである。

【判 例】

◆宇都宮地判平成3年2月28日（産業廃棄物処理施設設置届出受理拒否処分取消・損害賠償請求事件）

産業廃棄物処理及び清掃に関する法律15条1項に基づく産業廃棄物の最終処分場の設置届について、県の行政指導要綱が定める付近住民の同意が得られていないことを理由として、知事が同届の受理を拒否した処分が違法とされた事例

第 6 章 意見公募手続等

（規則等を定める場合の一般原則）

第 3 6 条 規則等制定機関は、規則等を定めるに当たっては、当該規則等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 規則等制定機関は、規則等を定めた後においても、当該規則等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該規則等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

【趣 旨】

「処分」の場合、個別法令並びに行政手続法及び本条例の規定により、厳格に手続が定められており、これに基づいてされることとされているのに対し、「規則等を定める行為」の場合は、その手続が必ずしも法令によって十分に整備されていなかった。しかし、規則等が、県民生活の中で重要な役割を果たしてきていることにかんがみ、「規則等を定める行為」の適正を確保するために、規則等を定める場合における基本的ルールを明記するものである。

第 1 項は、規則等を定めるに当たって遵守すべき一般原則について定めるものであり、第 2 項は、一旦規則等を定めた後に遵守すべき一般原則について定めるものである。

【判 例】

◆最判平成 3 年 7 月 9 日（監獄法施行規則について）

「規則 1 2 0 条（及び 1 2 4 条）は、結局、被勾留者と幼年者（注：14 歳未満のもの）との接見を許さないとする限度において、法 5 0 条の委任を超えた無効のものと解さざるを得ない。」

◆最判平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日（戸籍法施行規則について）

「法 5 0 条 2 項は、子の名前には常用平易な文字を用いなければならないとの同条 1 項による制限の具体化を施行規則 6 0 条に委任したものであるから、同条が、社会通念上、常用平易であることが明らかな文字（注：曾）を子の名に用いることのできる文字として定めなかった場合には、法 5 0 条 1 項が許容していない文字使用の範囲の制限を加えたことになり、その限りにおいて、施行規則 6 0 条は、法による委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効と解すべきである。」

◆最判平成 1 6 年 4 月 2 7 日（筑豊じん肺訴訟）

「通商産業大臣は、遅くとも昭和 3 5 年 3 月 3 1 日のじん肺法成立のときまでに、前記のじん肺に関する医学的知見及びこれに基づくじん肺法制定の趣旨に沿った石炭鉱山保安規則の内容の見直しをして、…上記粉じん発生防止策の速やかな普及、実施を図るべき状況にあったというべきである。」

「鉱山保安法に基づく上記の保安規制の権限（注：省令改正権限等）を直ちに行使しなかったことは、その趣旨、目的に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法というべきである。」

(意見公募手続)

第 37 条 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案（規則等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する規則等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該規則等の題名及び当該規則等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第 1 項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して 30 日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、第 1 項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

(2) 納付すべき金銭について定める法律又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法律又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。

(3) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。

(4) 法律又は条例の規定により、地方自治法第 180 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項又は第 202 条の 3 に規定する機関（以下「委員会等」という。）の議を経て定めることとされている規則等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律若しくは政令又は条例若しくは規則の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして施行規則で定める規則等を定めようとするとき。

(5) 国の機関が行政手続法第 39 条第 1 項の規定による手続を実施して定めた命令等又は他の県の機関が意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定めようとするとき。

(6) 法律又は条例の規定に基づきそれぞれ法令又は条例等の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則等を定めようとするとき。

(7) 規則等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をしようとするとき。

(8) 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として施行規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

【趣 旨】

本条例において規定する規則等制定機関が規則等を定める手続は、大きく分けて、意見公募手続と結果の公示等の手続とから成る。本条第1項から第3項まではそのうちの意見公募手続について規定するものである。なお、結果の公示等の手続については、第41条において規定している。

【解 説】

1 第1項（意見公募手続の原則規定）

- (1) 「規則等の案」が具体的にどのようなものを指すのかについては、次項に規定するとおり、具体的かつ明確な内容のものであること、定めようとする規則等の題名及び当該規則等を定める根拠法令の条項が示されていることが求められるほかは、特段の体裁は定められておらず、規則等制定機関の裁量に委ねられている。たとえば、条文そのものや新旧対照表、要綱、概要など様々な形式が想定される。
- (2) 「関連する資料」とは、例えば、規則等の案の考え方が示された資料、規則等を定めようとする経緯、規則等の案に関連する制度の概要、当該規則等が定められることによって生じると思われる影響の程度や範囲が示された資料や代替案との比較結果、立案に際して実施された調査の結果などが考えられる。
- (3) 規則等制定機関が「案」及び「これに関連する資料」を公示する時期は、個々の案件ごとに規則等制定機関が適切に判断することになる。
- (4) 「意見」とは、ある問題についての考え方を意味するが、本条にいう「意見」は、規則等制定機関により公示された規則等の案の内容についての考えをいうのみならず、当該規則等の案の内容に関連する事柄の知らせにとどまるもの、すなわち「情報」をも含むものであり、括弧書きにおいてその旨を明らかにしている。
- (5) 「広く一般」とは、県民に限らず、また、日本国民だけではなく外国人や法人、権利能力なき社団をも広く含む概念である。

2 第2項（公示すべき規則等の案の内容）

- (1) 「案」は、規則等制定機関として十分な検討を経て練られたもので、当該案を公示する時点で最終的に規則等において定めようと考えている事項が、具体的かつ明確に記載されている必要がある。
- (2) 規則等の題名は、仮称を明示することも許される。
- (3) 「当該規則等を定める根拠となる法令の条項」

法律（法律の委任に基づく政令を含む。）の委任に基づく規則にあつては当該法律及び政令における委任事項、条例の委任に基づく規則にあつては条例における委任条項など、当該規則等が定められる根拠となる条項をいう。

行政手続法審査基準及び行政手続法処分基準にあつては、行政手続法第5条第1項、第12条第1項の各条項、審査基準、処分基準及び行政指導指針にあつては、本条例第5条第1項、第12条第1項、第34条の各条項のほか、審査基準・行政手続法審査基準及び処分基準・行政手続法処分基準については、これら基準に係る処分の根拠となる法令の条項、行政指導指針については個別の法令にその根拠がある場合には当該法令の条項をいう。

3 第3項（意見提出期間）

意見提出期間の起算日は、規則等の案の公示の日である。公示の日を含んで30日以上でなければならない。終了日は、各規則等制定機関が設定した期限であるが、この期間内に休日・祝祭日が含まれることは許容される。

意見提出期間を過ぎて提出されたものについても例えば他の意見の考慮中である、締切日の消印が押されているなどの個々の事情に応じ、提出者に有利に判断することを妨げるものではない。

4 第4項

第3条第2項及び第4条第2項は、県民の権利又は義務に直接関係しない規則等など、規則等を定める手続を義務付けることが適当でないものについて、第6章の規定を一律に適用除外とするものである。一方で、本項は、県民の権利又は義務に直接関係する規則等ではあるが、具体的な事情の下で、一定の要件に該当する場合について、第37条第1項の適用のみを除外するものである。

(1) 第4項第1号

「緊急に規則等を定める必要がある場合」とは、①不測の事態の下で、公益を確保する必要がある場合、②公益を確保するため「迅速に」規則等を定める必要がある場合、③条例が間近に迫った特定の日限までに規則等を定めることを要請している場合をいい、県の内部的事情により、急いで規則等を定める場合は含まれない。

(2) 第4項第2号・第3号

ア 「納付すべき金銭」とは、税、納付金、手数料などを指す。

イ 「金銭の給付決定」とは、毎年の予算にその根拠を置く補助金、負担金、利子補給金を含む金銭の給付決定を指す。

ウ 税や使用料等の負担、また、給付する金銭については、議会において議論が行われており、県の機関においては、議会の意思を正確に把握しそれを迅速かつ正確に実現することが求められている。この点から、県の機関が独自に改めて案を示し、広く一般の意見を公募する必要性は乏しいことから、意見公募手続の実施を義務付けないこととしたものである。

エ 法律・条例の制定又は改正はないが規則等のみを単独で定めようとする場合は、第2号の対象とはならない。

給付される金銭の額を算定するための基礎となるべき金額、率、算定方法のほか、その他の事項としては、金銭の給付決定を行うために必要となる様式の定めなどが挙げられる。したがって、本号の対象となるのはこの部分のみであり、例えば、貸付けの要件を定めた部分は、この号の対象外である。

オ 本号の対象となる規則等の例

第2号 福岡県税条例施行規則、福岡県立病院使用料及び手数料徴収規則

第3号 福岡県補助金等交付規則

（注）通常の補助金交付要綱は、行政指導指針でないことから、そもそも規則等に当たらない。

(3) 第4項第4号

本県の場合、三者構成（対立する利害代表者及び公益代表者により構成されるも

のをいう。)の委員会等として、労働委員会及び生活衛生営業審議会があるが、いずれもこの号により適用除外とされる規則等はない。

(4) 第4項第5号

ア ①国の機関が意見公募手続をとった上で審査基準等を定め、県に通知し、県ではこれと実質的に内容を同じくする審査基準等を定める場合、②県の本庁で意見公募手続をとった上で審査基準等を定め、出先機関に通達し、出先機関において審査基準等を定める場合等にあつては、意見公募手続の実施を義務付けないこととしたものである。

イ 「実質的に同一」とは、形式的な語句が一言一句同一であることまで求めるものではないが、実質的に見て当該規則等の内容に変更がないことが必要である。

(5) 第4項第6号

技術的読替えは、当該規則等の適用又は準用に当たり当然に必要とされるもので、規則等制定機関による政策的考慮が働く余地がないため、意見公募手続の実施を義務付けないこととしたものである。

(6) 第4項第7号

規則等の廃止とは、当該規則等の廃止規定を他の規則等の附則に定める場合や、当該規則等の廃止のための規則等を定める場合をいう。

(7) 第4項第8号

施行規則で定めるものは、①他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理、②用語の整理、条、項若しくは号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更である（行政手続条例施行規則第9条）。

「規定の整理」とは、新規法令の施行、既存法令の一部改正・廃止に伴いなされる用語の整理や条項の移動など必然的に改廃を要するものをいう。

「用語の整理」とは、規則等で用いられていたある語について、同一の意義を持つ別の用語に置き換える場合などをいう。例えば、用語用法等に意義の変更が全くない用語の変更を指す。

「その他の形式的な変更」としては、たとえば、意義の変更が全くない「てにをは」・句読点の変更、市町村合併等に伴う地名・地番等の変更などを指す。

【運用】

- 1 第1項の意見を提出する方法については、特に定めはないが、電子メールを用いる方法のみならず、ファックスによる方法、郵送による方法、持参する方法など広く意見を提出するための方法をとることとする。
- 2 意見公募時には、案・関連資料と併せて意見公募要領を公示する。意見公募要領は、「福岡県行政手続条例第6章に定める意見公募手続等の運用について」（平成19年2月16日18行経第2245号総務部長通知）において定めている。

(意見公募手続の特例)

- 第38条** 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合において、30日以上
の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項
の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場
合においては、当該規則等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。
- 2 規則等制定機関は、委員会等の議を経て規則等を定めようとする場合（前条第4
項第4号に該当する場合を除く。）において、当該委員会等が意見公募手続に準じ
た手続を実施したときは、同条第1項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実
施することを要しない。

【趣旨及び解説】

1 第1項（意見提出期間の特例）

- (1) 「30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるとき」とは、第37条第4項第1号に該当するほどの緊急性、迅速性があるとはいえないが、30日以上意見提出期間を設定することができない事情がある場合であって、かつ、当該事情の発生原因が規則等制定機関の責に帰すべきものではない場合をいう。

個々の事情が「やむを得ない理由」に当たるか否かは、規則等制定機関の責任において判断されるものであるが、例えば、30日以上意見提出期間を設定しなければならないとすると、あらかじめ定められた施行日までの施行が困難になると認められるような場合などが該当する。規則等を諮問する審議会等の開催日や担当者の人事異動が迫っているなど、担当部署の内部事務的な都合は理由として認められない。

- (2) 原則として30日以上意見提出期間を定めることを義務付けた第37条第3項の趣旨にかんがみ、規則等制定機関は、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときであっても、できるだけ長期間の意見提出期間を定めるべきである。

- (3) 「やむを得ない理由」の明示は、規則等制定機関による恣意的判断の有無の検証の機会を担保するために義務付けられるものである。したがって、単に「早急に定める必要があるため」、「施行日が迫っているため」等としたのでは理由を示したことにならず、例えば、早急に定めるべきと判断した根拠や、30日以上意見提出期間を確保することができない時点まで意見公募手続を開始できなかった理由を示す等、規則等制定機関がそのような理由があると判断した根拠となる具体的事実及び当該事実に基づき、「やむを得ない理由」であると判断した具体的根拠を明らかにすべきである。

2 第2項（委員会等が意見公募手続に準じる手続を実施した場合の特例）

- (1) 地方自治法第180条の5第1項又は第2項の委員会等は、通常は、自ら意見公募手続を実施するものと考えられる。
- (2) 第37条第4項第4号は、①法律又は条例の規定により同号に規定する委員会等の議を経て定めることとされている規則等であり、②法律若しくは政令又は条例若

しくは規則の規定により、いわゆる三者構成の委員会等において審議を行うこととされているものとして施行規則で定める規則等である場合に該当性が認められるものである。したがって、①の要件を満たすが②の要件を満たさない場合や、そもそも①の要件を満たさない場合に、本項の特例の適用の有無を検討することとなる。

(3) 「意見公募手続に準じた手続を実施したとき」とは、具体的に、次の要件を満たす必要がある。

ア 委員会等において、規則等制定機関により規則等で定められるべきと考える内容及びこれに関連する資料をあらかじめ公表すること。

イ 意見の提出先及び意見提出期間を定めて広く一般の意見を求めること。

ウ アの内容は、委員会等の審議という性質上限られた手続の中で、可能な限り具体的かつ明確なものであって、かつ、当該規則等の題名及び当該規則等を定める根拠となる法令の条項が明示されていること。

エ 委員会等において30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由がない限り、30日以上意見提出期間を確保すること。

オ 案の公表の手段も、意見公募手続と比較して相当と認められるものであること。

(4) 本項の特例は、規則等制定機関による「意見公募手続」の実施義務を免除することのみを規定したものである。したがって、委員会等が実施した意見公募手続に準じた手続について、当該委員会等がその結果を公表したか否かにかかわらず、本条例が義務付けるその他の手続を実施する義務（第40条の提出意見の考慮義務や第41条第1項から第4項までの結果の公示義務）をも免除するものではない。

(例) 環境審議会が答申案について意見公募を行い、その後規則等制定機関において告示（化学的酸素要求量に係る総量規制基準）を定める場合

(意見公募手続の周知等)

第 39 条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

【趣 旨】

本条例において義務付けられる、意見公募手続における規則等の案やこれに関連する資料の公示方法は、第 43 条に規定しているとおり、情報通信の技術を利用する方法により行うものとされており、具体的には、インターネットを利用する方法である。しかしながら、意見公募手続をより実効あるものとするためには、条例上義務付けられる方法により規則等の案やこれに関連する資料を公示することに加え、インターネットを利用できる状況にない県民や、意見公募手続の存在を知らない県民、また、専門家や利害関係人等も含めた広く一般に対し、当該手続の実施について、適当な方法により周知等を行うことが望まれる。

そこで、本条において、規則等制定機関に対して、意見公募手続の実施についての周知や関連情報の提供に努めるよう求めることとしたものである。

(提出意見の考慮)

第40条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定める場合には、意見提出期間内に当該規則等制定機関に対し提出された当該規則等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

【趣 旨】

本条は、提出された一般の意見に対する取扱いの適正を確保するため、規則等制定機関に対し、提出された意見すべてを十分に考慮すべき義務を課すこととしたものである。

【解 説】

1 規則等制定機関における「考慮」は、提出意見の内容に着目して行われるものであって、提出意見の多寡に着目するものではないし、これらの意見による多数決を導入するものでもない。

規則等制定機関には、提出意見の内容を「十分に考慮」する義務が課せられるにとどまり、提出意見の内容を定めようとする規則等に反映すべきかどうか、反映するとしてどのように反映すべきかは、規則等制定機関の権限と責任において判断すべき事柄である。したがって、当該提出意見の内容を必ず、定めようとする規則等の内容に反映しなければならない義務までが課されるわけではない。また、個々の提出意見に対し個別に回答すべき義務を負うものでもない。

2 提出された意見に基づいて規則等を修正した場合、公示した規則等の案と修正後の規則等とがどのように変わったかを公示すれば足り、再度の意見公募は不要である。

3 提出意見を考慮した結果とは別に、規則等制定機関の判断と責任において、規則等の案を修正することも許容されるが、公示した案と同一のものと判断し得ないほどに修正された場合には、改めて意見公募手続を行う必要が生じる。

【運 用】

意見提出期間終了後の規則等を定める時期については、提出意見の数や内容等に応じて十分に考慮したと認められる期間を確保した後とする必要がある。提出意見を十分考慮していることにつき県民からの疑念を生じさせないように、意見提出期間終了直後に規則等の制定を行うことがないように注意する必要がある。

(結果の公示等)

第41条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定めた場合には、当該規則等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第5項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

(1) 規則等の題名

(2) 規則等の案の公示の日

(3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）

(4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した規則等の案と定めた規則等との差異を含む。）及びその理由

2 規則等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該規則等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

3 規則等制定機関は、前2項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 規則等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めなかった場合には、その旨（別の規則等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

5 規則等制定機関は、第37条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。

(1) 規則等の題名及び趣旨

(2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

【趣旨及び解説】

1 第1項（結果の公示の手続の原則規定）

(1) 意見公募手続を実施して規則等を定めたとしても、当該手続の結果が明らかにされなければ、県民にとって、当該手続が果たして適切に実施されたのかどうか等を把握することができず、規則等を定める過程における公正の確保と透明性の向上を図るための制度としての実効性を担保できない。

そこで、本制度に対する県民の信頼を確保するための手続として、定めた規則等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為）と同時期に、当該手続の結果を公示すべきことを規則等制定機関に義務付けることとしたものである。

(2) 第37条第1項に定める意見公募手続を実施した上で、規則等を定めた場合に、本項に基づく公示の義務が生じる。第38条第1項の特例規定に基づき、30日を

下回る意見提出期間を定めて意見公募手続を実施した場合であっても、本項の義務が課せられる。他方、第37条第4項の適用除外事由に該当することを理由として意見公募手続を実施せずに規則等を定めた場合には、本項の義務は課せられず、本条第5項の規定によることとなる。

なお、第38条第2項の特例規定に基づき規則等制定機関が意見公募手続を実施しなかった場合には、本項から本条第3項までの規定が第42条により準用され、結果の公示の義務が課せられることとなっていることに留意する必要がある。

- (3) 公布という手段をとらない規則等については、その内容についての最終的意思決定の後、これらを公にする行為をもって、公布と同じ取扱いとする。
- (4) 「同時期」とは、同時か、合理性の認められる範囲内でその前後という意味である。すなわち、規則等を定めるのと同時にである必要はなく、多少の時間的なずれは許容される。許容される時間的なずれの幅は一律に決せられるものではなく、提出意見の多寡やその内容などの個別具体的な事情にかんがみ、公布の時期とのずれが合理的であると認められる範囲内であればよいと解される。
- (5) 公示する「提出意見」とは、提出された意見そのものをいい、意見に添えられた提出者の氏名、連絡先等は含まない。
- (6) 「提出意見を考慮した結果」とは、主として、提出意見を考慮し、規則等に反映させたか否か、反映させた場合に具体的にどのように反映させたかといった結果を指す。
- (7) 「意見公募手続を実施した規則等の案と定めた規則等との差異を含む。」とは、提出意見を規則等に反映させた場合に、公示した規則等の案と定めた規則等とがどのように変わったのかについても公示すべきことを改めて明らかにする意味を有するが、それにとどまらず、規則等の案を公示した時期以降に、提出意見を考慮した結果とは別に、規則等制定機関自身の立法政策上の判断により、その内容に変更が加えられた場合の当該変更についても公示すべきことを意味するものである。
- (8) 「その理由」とは、提出意見をなぜ規則等に反映させたのか、なぜ反映させなかったか、さらにはなぜそのような反映のさせ方としたのかの理由を指す。

2 第2項（提出意見の公示の特例）

- (1) 本条第1項の規定どおり「提出意見」を公示するか、本項に基づいて当該提出意見を整理又は要約したものを公示するか、さらには、整理又は要約する場合にはどのようにこれを行うかの判断は、規則等制定機関が、個々の事案ごとに提出意見の数や内容等を考慮して行うものであることを明らかにしたものである。
- (2) 規則等制定機関による恣意的な提出意見の整理や要約を防ぐため、規則等制定機関に対し、適当な方法により提出意見そのものを公にすることを義務付けることとしたものである。
- (3) 「公にし」なければならないとは、第3条第2項第5号の「公に」されると同義であり（同号の解説参照。）、提出意見の閲覧を求める者に対し、当該提出意見を秘密にしないという趣旨である（対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。）。

なお、提出意見の閲覧は本条例に基づいて行われるものであり、規則等制定機関は、提出意見の閲覧を求める者に対し、情報公開条例や個人情報保護条例に基づく開示請求の手続によることなく閲覧させる必要がある。

「公に」する具体的方法としては、例示の規則等制定機関の事務所における備付けのほか、提出意見の閲覧をしようとする者の求めに応じ提示することなどが挙げられる。

3 第3項（提出意見の公示等の特例）

- (1) 本条第1項又は第2項において、提出意見を公示し又は公にすることを義務付けるとしても、提出意見の内容如何によっては、公示し又は公にすることがふさわしくないと考えられる場合もあり得る。

そこで、本項において、正当な理由があるときに限り、規則等制定機関において、提出意見の中の当該箇所を除いた上で、これを公示し又は公にすることができることとしたものである。

- (2) 「第三者の利益を害するおそれがあるとき」とは、例えば、個人のプライバシーに係る事項や企業秘密が提出意見に記載されているときなどがそれに当たる。

「その他正当な理由があるとき」としては、提出意見を公示又は公にすることにより公益上の支障があるときなどが考えられる。

この要件に該当するかどうかは、本条例の趣旨及び個々の事案における提出意見の内容その他の事情にかんがみて、規則等制定機関において慎重に判断することとなる（第18条第1項の解説参照。）。

- (3) 「除く」とは、当該箇所を、その内容が分からないように黒塗り等を行い、提出意見から除去することを意味する。この場合、「除く」箇所は、当該提出意見中、「第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるとき」と認められる箇所であって、かつ、公示又は公にすることによる弊害を除去し得る必要最小限の範囲にとどめるべきは当然であり、必要以上に「除く」ことは許されない。

4 第4項（規則等を定めないこととした場合の結果の公示）

意見公募手続は実施されたものの、諸般の事情により、結果として規則等が定められない場合、あるいは、改めて別の規則等の案により意見公募手続を実施し直すこととなる場合もあり得る。このような場合に、そのことを県民に対して明らかにする手続がないとすれば、県民としては、実施された意見公募手続がその後どうなったのかを把握することが極めて困難となる。

このような不都合が生ずることを防ぐために、本項において、規則等制定機関が意見公募手続を実施したにもかかわらず、結果として規則等を定めないこととした場合には、その旨などを公示すべきこととしたものである。

5 第5項（規則等の趣旨等の公示）

- (1) 本条第1項から第4項までの規定は、あくまで意見公募手続が実施された場合を前提とした規定であるのに対し、本条第5項は、第37条第4項各号に定める意見公募手続の適用除外事由に該当することにより、意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合に適用される規定であることを明らかにしている。

- (2) 本項は、本項各号に掲げる公示すべき事項のうち、第1号中の「規則等の趣旨」

については、第37条第4項第1号から第4号に定める事由に該当する場合であつて、当該規則等自体から明らかでないときに限り公示することとしている。

これは、同項第5号から第8号に定める適用除外事由に該当する規則等は、他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の内容を定めるものであったり、定めた規則等の内容が軽微な変更であったりするものであるから、改めて趣旨を明示する義務を課すまでの必要性に乏しいとの判断に立つものである。

また、第37条第4項第1号から第4号までに定める適用除外事由のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合であっても、定めた規則等の中には、それ自体の内容から、その趣旨が明らかな場合もあると考えられる（例えば、通達に定めた審査基準について、当該通達中に、当該基準を定めた目的や当該審査基準の基本的考え方が記述されているような場合など。）。このような場合にまで、重ねてその趣旨等を説明させる必要性は乏しいことから、本項ただし書において、このような場合には、規則等制定機関は、定めた規則等の趣旨を公示すべき義務を負わないものとしたものである。

- (3) 「規則等の趣旨」とは、当該規則等を定めた趣旨目的及び当該規則等に定めた内容に至った考え方などを、意見公募手続を経て定められる規則等について当該手続を通じて明らかにされる趣旨と同程度には示す必要がある。

【運用】

提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由を公示するに当たり、どのようにこれをまとめるかについては、本条例では特段規定しておらず、規則等制定機関の合理的な裁量に委ねられる。したがって、提出意見ごとに、それを考慮した結果やその理由を逐一明らかにする方法はもとより、適宜要約又は整理することも可能である。

(準用)

第42条 第40条の規定は第38条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第38条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合について、前条第4項の規定は第38条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第40条中「当該規則等制定機関」とあるのは「委員会等」と、前条第1項第2号中「規則等の案の公示の日」とあるのは「委員会等が規則等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

【趣 旨】

第38条第2項の特例は、規則等制定機関による「意見公募手続」の実施義務を免除することのみを規定したものであって、委員会等が実施した意見公募手続に準じた手続について、当該委員会等がその結果を公表したか否かにかかわらず、規則等制定機関に対し、第40条の提出意見の考慮義務及び第41条第1項から第4項までの結果の公示義務をも免除するものではない。

そこで、本条において、これらの規定を、第38条第2項が適用された場合に準用するとともに、必要な読替えを行うこととしたものである。

(公示の方法)

第 4 3 条 第 3 7 条第 1 項並びに第 4 1 条第 1 項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第 4 項（前条において準用する場合を含む。）及び第 5 項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 前項の公示に関し必要な事項は、知事が定める。

【解 説】

「公示に関し必要な事項」については、知事が定めることとし、具体的には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う公示は、「福岡県庁ホームページ」のウェブサイトを利用することを、平成 1 9 年 2 月 1 6 日 1 8 行経第 2 2 4 5 号総務部長通知で定めている。

【運 用】

デジタル・ディバイドに配慮し、意見公募及び結果の公示について、当分の間、県公報による公示も併せて実施するよう努めるものとする。

この場合、県公報には、意見公募を実施中である旨及び資料等を備え置いている場所を掲載するものとする。

県公報への掲載日については、原稿の締切等の関係から、ホームページへの掲載より後となる場合もあり得る。

2 福岡県行政手続条例施行規則の解説及び運用

(公聴会の開催)

第2条 行政庁は、条例第10条第1項の規定に基づき公聴会の開催を行う場合は、公述（公聴会において意見を述べることをいう。以下同じ。）の申出の提出期限の15日前までに、次に掲げる事項を告示しなければならない。ただし、開催した期日において公聴会を終了できず続行する場合にあっては、行政庁が当該期日に公述人（公述することができる者をいう。以下同じ。）及び傍聴人に対し、次の開催の日時、場所等を告知すれば足りる。

- (1) 公聴会の開催の趣旨
- (2) 申請の概要
- (3) 聴取事項
- (4) 公述人の範囲
- (5) 公述人の数及び公述の時間
- (6) 公述の申出の提出先、提出期限、記載すべき事項等
- (7) 開催の日時及び場所
- (8) 傍聴に関する事項
- (9) その他必要な事項

2 行政庁は、公述人として決定した者に対し、公聴会の開催の期日の5日前までに、その旨及びその他必要な事項を書面により通知しなければならない。

3 行政庁は、第1項の告示を行った後、開催の日時若しくは場所を変更するとき、又は申請の取下げ若しくは内容の変更があったこと若しくは公述の申出がなかったことにより公聴会の開催を行う必要がなくなったと認めるときは、その旨を告示し、かつ、公述人に対し書面によりこれを通知しなければならない。

4 行政庁は、公述人の申出があった場合において、当該公述人が公聴会の期日において公述できないことにやむを得ない理由があると認められるときは、あらかじめ、当該公述人に意見の内容を記載した書面（以下「公述書」という。）を提出させることができる。この場合において、第5条第1項の規定により公聴会の進行をつかさどる者は、公聴会の期日において当該公述書を代読し、又は他の者に代読させるものとする。

(意見書の受取)

第3条 行政庁は、条例第10条第1項の規定に基づき意見書の受取を行う場合は、意見書の提出期限の15日前までに、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 意見書の受取の趣旨
- (2) 申請の概要
- (3) 聴取事項
- (4) 意見書を提出できる者の範囲
- (5) 意見書の提出先、提出期限、記載すべき事項等
- (6) その他必要な事項

2 行政庁は、必要と認めるときは、日時及び場所を指定して、口頭で意見を述べさせることができる。

- 3 行政庁は、第1項の告示を行った後、申請の取下げ又は内容の変更があったことにより意見書の受取を行う必要がなくなったと認めるときは、その旨を告示しなければならない。

(協議会における協議)

第4条 行政庁は、条例第10条第1項の規定に基づき協議会における協議を行う場合は、最初の協議の期日の5日前(第5号に掲げる事項を告示する場合にあっては、申出の期限の15日前)までに、次に掲げる事項を告示し、かつ、第4号に掲げる者に対し、書面によりこれを通知しなければならない。この場合において、告示及び通知には、処分は行政庁により決定される旨の確認を付すものとする。

- (1) 協議会の趣旨
 - (2) 申請の概要
 - (3) 主要協議事項
 - (4) 協議会構成員(以下「構成員」という。)
 - (5) 前号に掲げる者以外に、構成員になることを申し出た者(以下この条において「申出者」という。)の中から構成員を決定する場合はその旨
 - (6) 協議の日程及び場所
 - (7) 協議の公開又は非公開の別
 - (8) その他必要な事項
- 2 行政庁は、申出者の中から構成員を決定する場合は、当該申出者が提出した書類等に基づき、次に掲げる事項を考慮して構成員を決定するものとし、決定したときは、当該申出者に対しその旨及びその他必要な事項を書面により通知しなければならない。
- (1) 申出者が主張する利害の内容が前項第3号に係るものであること。
 - (2) 申出者がその利害を主張することについて正当な地位にあること。この場合において、その利害が多数の者が共通して有するものであるときは、当該申出者が当該利害を代表することについてこれらの者から承認を得ていること又は適正に代表することができる地位にあると認められること。
 - (3) 申出者が誠実に協議に参加する見込みがあること。
 - (4) 申出者が主張する利害が、既に他の構成員によって代表されているものでないこと。
 - (5) 構成員の数が適当であること。
- 3 構成員は、協議の期日に出席することができないときは、代理人に協議させることができる。この場合において当該代理人は、行政庁があらかじめ構成員に対し発行した書面を協議の期日に提出してその資格を証明しなければならない。
- 4 行政庁は、第1項の告示を行った後、協議の日程若しくは場所を変更するとき、又は申請の取下げ若しくは内容の変更があったことにより協議会における協議を行う必要がなくなったと認めるときは、その旨を告示し、かつ、構成員に対し書面によりこれを通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、協議会における協議が開始された後において協議の日程又は場所を変更する場合にあっては、協議を公開で行う場合を除き、協議の期日

において出席した構成員に対しその旨を告知し、かつ、欠席した構成員に対し書面により通知すれば足りる。

【趣 旨】

第2条から第4条までの規定は、福岡県行政手続条例（以下「条例」という。）第10条第5項の規定に基づき、公聴会の開催、意見書の受取、協議会における協議を、各類型ごとに金けて、同条第2項に規定する告示についてその告示すべき期限、告示すべき事項等を定めたものである。

告示は、行政庁の意思決定の過程の透明性を向上させ、公正さの確保に資するためのものであるから、公聴会の開催等を行うこととしたときのほか、その内容の変更をする場合等についても関係者等に通知するだけでなく原則として告示することとしている。

【解説及び運用】

1 全体

意見聴取の方法の選択及び意見を聴く対象とする者については、条例第10条の【趣旨】を参照のこと。

公聴会における公述人や協議会の構成員は、法令により、ある者を明示して手続的参加権を認めている場合はともかく、事案に応じ、その時々判断で行政庁が任意に選ぶものであり、当該者に意見を聴取される権利といったものがそれによって生じるものではない。条例第10条に基づく意見聴取の過程における行政庁の行為等は、条例の適用対象となる「処分」等ではなく（条例第3条第1項第10号及びその【趣旨】参照）、また、事後手続である不服申立てや取消訴訟の対象となるものでもない。

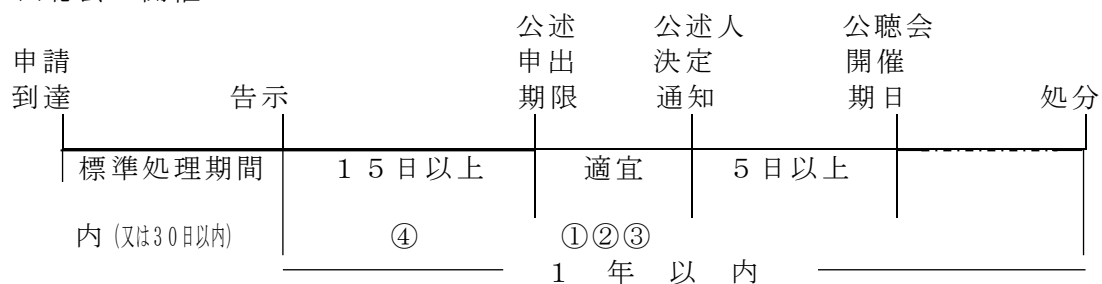
2 告示の期限（第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項関係）

告示の日から公述の申出等の期限までに設ける日数について規定している。なお、条例第10条第2項では、公聴会の開催等をする旨の告示は標準処理期間内（その定めのない場合は申請の到達した日から30日以内）に行うこととしている。

事務処理の時間的流れは下記のとおり（公聴会の開催を例とする）であるが、このほか、①申出書の送付を消印有効としていた場合にその到達に要する日数、②公述の申出を締め切った後、公述人の選定に要する日数（特に公述の申出が多いことが見込まれる場合）、③公述人に対する通知に要する日数は含まれていないので、これらを見込んで、公聴会の開催日等を決定しなければならない。④申出の受付期間は、必要に応じ、より長く設けてよいが、そのときは、それをも含めなければならない。

なお、告示の日から1年以内に処分をしなければならないことに留意しなければならない（第7条）。

*例：公聴会の開催



*ここでの日数計算については、県の休日は控除しない。

3 「趣旨」 (第2条第1項第1号、第3条第1項第1号、第4条第1項第1号関係)

「趣旨」とは、目的・内容を含む広い概念であり、当該意見聴取の機会を設ける目的又は設けることとした理由を含むほか、当該意見聴取の方法に関する説明（議事録を作成すること、協議書を作成すること、提出された意見書及び記録等は行政庁の意見を付して原則として公にされることなど）を告示するものとする。

目的の設定に当たっては、関係課がある場合は各課と協議して行う必要がある。

4 「申請の概要」 (第2条第1項第2号、第3条第1項第2号、第4条第1項第2号関係)

意見の聴取を行うこととなった申請の概要であり、意見を聴取したい事項に関わる範囲又は部分で足りる。詳細については縦覧に付す方法も考えられる。例えば、ある施設の設置の許可の申請であれば、当該法令の根拠（〇〇法に基づく××施設の設置の許可の申請）、当該施設の規模・形態、予定設置場所等が考えられる。

5 「聴取事項」・「主要協議事項」 (第2条第1項第3号、第3条第1項第3号関係、第4条第1項第3号関係)

意見聴取の目的に対応しなければならず、かつ、当該申請に対する処分権行使に際して考慮されるべき事項（基本的には、審査基準（審査基準が考慮事項に留まる場合は、その考慮事項）の範囲内）であることを要する。したがって何が考慮されるべき事項であるかについて、あらかじめ慎重かつ合理的な検討をすることが必要である。当該処分権の行使に際し考慮されるべき事項である限りにおいて、行政指導の部分を含むことも許されないわけではないと考える。

聴取事項又は協議事項の設定に当たっては、関係課がある場合には各課と協議の上で行う必要がある。

聴取事項については、例えば、「生活環境の保全上の観点からの意見」とか、「景観に関する意見」とか、「青少年の健全育成の見地からの意見」のように、意見を求める事項の中心となるものや範囲等の説明をすること。

聴取事項及び主要協議事項を設定することにより考慮すべき利害の範囲が特定されるので、公述人や構成員が決まってくる。15を参照のこと。

6 「公述人（意見書を提出できる者）の範囲」 (第2条第1項第4号、第3条第1項第4号関係)

「〇〇市に住所又は土地を有する者」とか、「△△の業務を営む者」とか、「20歳以上の者」等、当該申請の性質及び意見聴取の目的に応じ、様々なものが考えられるが、範囲を限定するときには、合理的な理由があることを要する。

7 「公述人の数及び公述の時間」 (第2条第1項第5号関係)・公述人の決定の通知 (第2条第2項関係)

公聴会の場において発言できる人数や時間にはおのずから限度があることから、公述の申出をしようとする者の見通しを図るために、あらかじめ告示するものである。

ここで定めた人数を超える公述の申出があった場合には選定を行わなければならないこととなるが、公述人数の範囲内であっても、公述人の範囲（第2条第1項第4号）内でない者からの申出の場合等、公述人としなくてもありうる。

確認の意味も含め、公述人として認めた者に対し、公述人とする旨を公聴会の期日の5日前までに通知しなければならないこととしている（第2条第2項）が、それ以外の者に対しても通知することは差し支えない。このときの通知には、公述人として決定された旨、公述の順番及び公述の時刻のほか、公述に際しての留意事項などを記載するものとする。

8 「公述の申出（意見書）の提出先、提出期限、記載すべき事項等」（第2条第1項第6号、第3条第1項第5号関係）

「提出期限」については、郵便の場合について当日消印有効又は必着の別を示さなければならない。

「記載すべき事項等」については、公述の申出（意見書）に当たっての書類の記載事項（例：住所・氏名を記載すること、意見の要旨を〇〇字以内にまとめて記載すること、意見を述べる理由を記載すること、署名すること等適宜のもの）や添付すべき書類、提出の方法（郵送又は持参等）など、形式的要件の類を記載すること。

9 「その他必要な事項」（第2条第1項第9号、第3条第1項第6号、第4条第1項第8号関係）

協議会の構成員の申出を受け付ける場合において申出をすることができる者の要件・申出の方法、条例又は本規則に規定している事項に関する教示又は注意事項（公述人として決定した者にのみ通知する場合はその旨、公述人が欠席した場合の取扱い（代理人を認める等））などがありうる。

10 公聴会の開催等を取りやめる場合等（第2条第3項、第3条第3項、第4条第4・5項関係）

「取りやめる」とは一時的停止（中断）でなく、廃止（撤回）を指す。いずれの意見聴取の方法をとったとしても、これを取りやめるときには告示をしなければならない。

申請者が申請を取り下げた場合は当然であるが、申請内容の変更をした場合は、その変更の内容・程度により、取りやめるか否かを判断しなければならない。変更があっても、公聴会の開催等の趣旨及び聴取事項又は協議事項に変更がなければそのまま続行して差し支えないが、これに変更があるときは、その手続を取りやめ、新たに公聴会の開催等の手続をとるか、そもそも当初の申請が取り下げられ、新規の申請があったものとして扱うべき場合も考えられる。

意見書の受取を取りやめる場合にあっては、意見書を提出した者に対して通知をすることまでは要しない。

協議会における協議をする場合は、いったん開始した後に日程や場所を変更するときは、協議の期日において協議会構成員に口頭で告知し、欠席した構成員があればその者に書面により通知すれば足りるが、協議を公開で行うこととしていた場合は告示することが必要である。

11 公述及び意見書の受取の特例（第2条第4項、第3条2項関係）

公聴会においては、出席又は口頭での公述が身体的に困難な者や、海外出張等不在が予定されている場合を考慮したものである。意見書の受取において「行政庁が必要と認めたとき」とは、筆記が困難な者など書面により意見を聴取することが困難な場合であって、しかもその者の意見を聴くことが必要な場合を考慮したものである。

公聴会の開催の場合における公述人は、既に選定された者であるので、公述の時間等の制限に反しない限り、「やむを得ない理由」を厳格に解する必要はないと考える。

「他の者に代読させる」の「他の者」には、座長以外の行政庁の職員のほか、公述人が指定する者がいる場合において座長が適当と認めるときはこれを充てることも差し支えない。

手話通訳者、介護人などの補佐人とともに出席することを拒む必要はないと考えられるが、代理人による出席については、公述人の選定は本人に着目してなされるものであるから、公述できない場合は、書面を提出することによって対応することを原則に考えるべきである。ただし、行政庁の裁量により判断することを禁ずる趣旨ではない。公述人には法人もありうるが、法人の使用人が出席することは、法人内部における指揮命令系統に従って行われる職務の執行であって、実質的には法人代表者の職務の一部代行というべきであり、これを認めることは趣旨に反しない。書面以外の方法を希望する場合その他については、行政庁が必要と認める限りにおいて、その裁量において判断することを禁ずる趣旨ではない。

なお、公聴会という性質上、その期日を経過したときは公述することはできないところ、公述書の提出は、あらかじめ欠席が見込まれる者については可能であるが、当日事故等により欠席した者はこれができないことになる。この場合は、事前の定め（告示又は公述人に対する通知の中で規定する）又は欠席の事情等により、適宜対応すべき（単に欠席として扱う、後日書面の提出を認めるなど）である。

1 2 「処分は行政庁により決定される旨の確認」 （第4条第1項関係）

条理上当然のことであるが確認的に記載するものである。すなわち、協議会における協議は、あくまで情報収集のために行うものであるから、処分に当たっては協議の結果得られた情報を参考とし、考慮するが、協議において出されたいずれかの意見に拘束されるものではなく、処分の決定は行政庁の判断で行わなければならないとの趣旨をあらかじめ明確にするものである。当然の事項の確認に過ぎないので、公聴会や意見書の受取の場合にも妥当することはいうまでもない。

1 3 協議会構成員 （第4条第1項第4号関係）

(1) 協議会の構成員は、申し出た者の中から構成員を決定する場合はその部分を除き、行政庁があらかじめ選出して、構成員の具体的名称等を告示する。告示するときは、原則として行政庁及び他の行政機関の職員については当該機関名及び職名（職員があらかじめ特定されるときは、その氏名も含む。）により、その他の者については氏名又は名称により記載するものとする。関係課がある場合には、各課協議の上、主務課が取りまとめて構成員を決定する。

例 ① 申請者……〇〇（氏名）

② 行政庁……〇〇課（主務課）××（職名）、〇〇課××、〇〇部××。（職員があらかじめ特定されるときは職名及びその氏名）

③ 申請者以外の者……〇〇市長、〇〇区長。（このほか▲名以内を申出により構成員とし、その範囲は後に掲げるとおりとする。）

(2) 協議会を構成する人数は、特段の事情がない限り、25名以内が適切であると考えられる（18参照）。また、人的構成がバランスの取れたものとなるよう配慮する必要がある。

(3) 構成員には、行政庁が当該許認可等において考慮すべきと考える利害について意見を述べる者を選定する必要がある。この考慮すべき利害を超えた利害を主張する者を受け入れるものではない。

(4) 構成員を、行政庁があらかじめ選出した者以外に求める場合において、構成員の

要件又は範囲等を限定するときは、「公聴会において意見を述べることができる者の範囲」などと同様に、「その他必要な事項」として告示する必要がある。申出者の中から構成員を決定するときの考慮事項は第2項を参照のこと。なお、第2項各号に規定する事項は考慮事項であるので、機械的に判断すべきものではない。

14 「協議の日程」 (第4条第1項第6号関係)

協議会は、例えば、6か月間月1回ずつ行うなど、継続的に複数回行われるものであるが、協議の日程の中に最終期限を定めなければならない。また、最初の告示の日から1年以内に処分しなければならない(第7条)ので、協議の日程はその範囲内である必要がある。したがって、協議会は、構成員の合意等の有無にかかわらず、その期限に達すれば終了しなければならない(期限に至る前であっても協議の目的を達したことにより終了することはあり得る)。

行政庁(関係課がある場合には、各課協議の上、主務課)があらかじめ協議会の日程を設定するが、協議会の進行上必要があれば、1年間の範囲内で変更することは可能である(10及び第7条の【運用】参照)。

15 「申出者がその利害を主張することについて正当な地位にあること」 (第4条第2項第2号関係)

構成員になるためには、その者が述べようとする利害が協議事項に係るものであることがまず必要であるが(5参照)、さらに、その利害について適切に意見を述べることのできる者であるよう、その者が協議に加わることが社会通念上相当と認められるような地位にあるか否かということを考慮するものである。例えば、土壌の汚染のおそれについて述べる場合は、その申出者が、汚染される可能性のある土地を所有し、又は賃借して耕作しているなど、それについて何らかの権原を有するような場合をいう。基本的には、利害関係を有する者であるというためには、その利害が自己の利害であることを要する。このことは、そのような者が提供する情報は、その者を「利害を考慮すべき」とした法令の趣旨に沿った的確なものであると考えられるためである。

一般的には、地縁による団体(地方自治法第260条の2)以外の団体については、団体自体が考慮すべき利害の享受主体となるとは考えにくいので、その利害を主張することについて正当な地位にあることは通常考えにくい。

「当該利害を代表する」とは、一つの処分について、共通の利害を有する者が多数ある場合が考えられるが、人数が多数であるときは、情報収集の充実と効率化・迅速化に不都合であること(同じ利害について複数の者が意見を述べるとすると、構成員の人数が限られていることから協議会の構成のバランスを失し、及び協議の混乱を招くことが考えられる)、個々の者の事情によって全体の進行が阻害されるおそれがあること等に照らし、代表という方式を設けたものである。

「適正に代表することができる地位にある」とは、権限を持っていること(法人や会社等における理事、代表取締役、管理人等それなりの役付にあること。)を意味する。

16 「誠実に協議に参加」 (第4条第2項第3号関係)

「誠実」とは、倫理的・道徳的評価となるが、社会という人間相互の関係の中に存在し、生活する個人は、その存在及び生活を相互の信頼に依存せざるを得ないことに

由来するものであって、結局、この信頼に背かないということである。したがって、多数者の代表として参加している構成員にあっては、代表すべき利害についての意見をまとめた上で参加し、かつ、協議した事項について関係者に了承させるという責任を有することは、その者を構成員とした趣旨から当然のことであるが、構成員は、相互にこれを信頼して協議を進行させるものであるから、本号の誠実という原則からも積極的にその責任を果たすことが要請される。

構成員は、できるだけ出席するよう努めるべきであるが、代理人を出席させようとする場合は、当該原則に基づき、誠実に協議をする者を選任することが必要である。

協議の進行の途中で、構成員又はその代理人が協議の進行を妨げたりするような場合は、座長がその秩序維持権限により必要な措置をとることとなる。

17 「申出者の利害が他の構成員によって既に代表されているものでないこと」（第4条第2項第4号関係）

代表という方式を設けた結果である。

より適正に代表することができると考えられる者が他にいる場合（例えば、一般的利害代表者としての市町村長、区長等。申出者の主張する利害が個別的具体的な利害でもあるとしても、同時に不特定多数者に係る、個別性の薄い一般的抽象的な利害の場合）も、ここに含まれうる。

18 構成員の数（第4条第2項第5号関係）

協議するのにふさわしい人数でなければならない。構成員には行政庁の職員も含まれるので、多数の課等が関係する場合は多数にならざるを得ないが、その他特段の事情がない限り、25名以内が適当と考えられる。13（協議会構成員）参照のこと。

19 構成員の代理人（第4条第3項関係）

協議会は複数の者により継続的に複数回行われるものであるので、出席できない場合が比較的生じやすいと考えられるため、代理人の出席を認めているものである。その方法として、行政庁は、構成員を決定する際に、あらかじめ代理人の資格証明のための書面（以下「代理証明書」という。）を発行して構成員に対し交付することとしている。構成員が代理人を出席させたいときは、その書面を自己の代理人とする者に与えることとなり、これを提出した者に代理人として協議をさせるものである。しかし、継続的に行われる協議という性質上、できるだけ出席者は同一であることが望ましい。

代理証明書は、協議の回数分だけあらかじめ発行し、協議の回ごとに提出させる。提出された代理証明書は座長が受け取り、行政庁があらかじめ発行した書面であることを確認し、記録に添付して整備しておくこと。

(座長)

第5条 公聴会又は協議会は、行政庁が指名する者（以下「座長」という。）が進行をつかさどる。

2 座長は、発言者の発言を制限し、傍聴人の退場を命ずる等、議事整理又は秩序維持のために必要な措置をとることができる。

3 座長は、行政庁に対し、理由を示して、鑑定人、参考人等を出席させるよう求めることができる。

【趣 旨】

本条は、条例第10条第5項の規定に基づき、公聴会等の進行をつかさどる者とその役割について定めたものである。

【運 用】

1 座長

(1) 公聴会の開催等は、行政庁が主体となって、情報を収集するために行うものであって、必要な場合は、座長は会議等を散会し、延期することもありうる。座長は、誠実で、秩序立った協議が行われるよう議事整理及び秩序維持を行わなければならない。また、協議会においては特に、これが協議すべき事項を超えた利害を主張する場とならないよう、構成員に、構成員となったことが、何らかの法的保護の対象となる地位を付与するといったことになるものではないことを常に留意させなければならない。公聴会においても同様である。

(2) 当初定めた期限に至る前に協議会における協議を取りやめる場合又は終了する場合がありますが（第2条から第4条までの【解説及び運用】10、14等参照）、協議会における協議を取りやめたり、終了させたりすることは、行政庁の決定により告示するという趣旨からして座長の判断ではできないものである。会議等の一時的散会又は休止、延期等については座長が行うものとする。座長は、行政庁と連絡を取りつつ議事進行をつかさどる必要がある。

(3) 座長を指名するのは行政庁であるから、座長が欠けた場合など必要な場合には、行政庁は変更の指名をすることとなる。

2 鑑定人、参考人等

鑑定人、参考人等の出席に要する費用等は行政庁が負担することとなる。ただし、証人については、構成員等が座長に対し、参考人とするよう申し出ることは禁じられるものではないが、これが採り入れられない場合に、構成員等が自己の主張を補強し、裏付けるために出頭させるときは、証拠物の取扱いと同様に当該構成員等が費用を負担する。

(記録等)

第6条 条例第10条第3項に規定する議事録には、次に掲げる事項を記載し、座長が署名しなければならない。

(1) 公聴会又は協議会の件名

(2) 日時及び場所並びに協議会にあっては協議の公開又は非公開の別

(3) 出席した公述人又は構成員の住所又は職名及び氏名

(4) 発言者の氏名及び発言の要旨

(5) 公聴会又は協議会の経過に関する事項

(6) その他必要な事項

2 座長は、書面、図画、写真その他必要と認めるものを議事録に添付することができる。

3 条例第10条第3項に規定する協議書にあっては座長及び構成員が、理由書にあっては座長が署名しなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例第10条第5項の規定に基づき、同条第3項に規定する記録等の内容及び作成の方法を定めたものである。

【運 用】

1 座長の署名

「署名」は自署のものをいう。座長は、議事録の署名に当たっては、職名又は住所を併せて記載すること。

2 件名

「件名」は、文書の整理、検索の便宜のために付ける、一の申請（同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請がある場合にあってはその一連の事案）に係る、一連の公聴会又は協議会における協議を特定する名称であり、個々の議題等を指すものではない。併せて告示番号又は当該申請に係る文書番号を記載するなどして特定することが適当である。

3 公述人、構成員の氏名等

記載の方法については、第2条から第4条までの【解説及び運用】の13（協議会構成員）の告示の場合を参照のこと。

代理人として出席した者があれば、本人の氏名と当該代理人の氏名を記載する。公述人として選定され、又は構成員として決定された者のうち、欠席した者があれば、必要に応じ、その旨も記載する。

4 発言者の氏名及び発言の要旨

公述書の提出がなされ、これが代読されたときは、代読者の氏名及び本人の氏名を記載する。

5 公聴会又は協議会における協議の経過に関する事項

議事次第の類（開会宣言、行政庁の説明、議題等）のほか、座長の指示などが考えられる。

6 その他必要な事項

議事進行の態様、傍聴人に関すること、証拠書類等の提出があったときはその旨等が考えられる。

「証拠書類等」とは、条例第20条と同旨である。「証拠書類等」の「等」とは、書面以外の物、写真や電磁的記録といったものを指す趣旨である。これは、発言者の発言を根拠あらしめ、裏付けるものに限られ、例えば、嘆願書や署名簿といったものはこれには当たらない。公聴会の開催等が、行政庁が適切な判断をするための情報収集の手段であるという趣旨に照らし、証拠というに値するものであれば、拒むものではない。証人についても同様とする。

座長は、証拠書類等が提出されたときは、そのうち必要と認めるものを、本条第2項の規定により議事録に添付することができる。

7 協議書及び理由書

協議書及び理由書は協議会を終了するときに行政庁がいずれかを作成する。協議書には構成員全員が署名するものであり、理由書は、協議書が作成できないときに座長のみが署名する。

(公聴会の開催等を行う場合の処分に要する期間)

第7条 行政庁は、条例第10条第1項の規定に基づき公聴会の開催等を行う場合は、同条第2項に規定する最初の告示の日から1年以内に当該申請に対する処分をしなければならない。同一の方法による意見の聴取を2回以上行う場合又は2以上の方法による意見の聴取を同時に若しくは継続して行う場合等にあっても同様とする。

【趣 旨】

本条は、公聴会の開催等を行う場合の処分に要する期間の上限を定めるものである。

行政庁が、処分を行うに当たって必要な考慮を払い、適正な処分を行わなければならないのは当然であるが、だからといって、無限定に処分を遅延させることは、条例の目的、とりわけ標準処理期間の規定の目的である「迅速かつ公平な処理」及び「行政運営の適正化」に反すること、また行政庁にとっても期間に明確な目標を持って行う方が効率的な事務処理が進められると考えられることのため、公聴会の開催等を経て処分が行われる場合の期間の上限を定めることとした。したがって、行政庁は、計画的かつ能率的に意見の聴取を行うことが要求される。このことは、一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の事務を所掌する組織（課、室等）が関連する場合にあっては、これらの審査の促進に資することも目的とするものである。

意見の聴取を行うことは、当然ある程度の期間を要する。したがって、本条の規定は、担当部局が処分に当たって遵守すべきという運営条項的な目的のほか、申請者にとって不測の事態を回避するため、特別の事情があって、既に設定されている標準処理期間よりも長期にわたる場合であってもその限度を明確にするという目的を二重に持つものである。

【運 用】

1 「1年以内」

公聴会の開催等を行うという決定と公聴会の開催等の期日又は日程等は、関係課がある場合には、各課協議の上、主務課において定めるものである。

「1年以内」の趣旨は、一律にどの申請に対しても1年間ということではなく、申請の事案によって、意見の聴取の種類、内容、回数等が異なると考えられるから、1年の範囲内で適当な期間を設定して行うということである。上限を定めたものであるから、公聴会の開催等を経る処分の標準処理期間を告示の日から1年間とするものではない。

「最初の告示」は、告示が複数回行われることが原則ではなく、告示が一度だけであればその告示を指すものである。条例第10条第2項に規定するとおり標準処理期間内又は標準処理期間の定めのない場合にあっては申請の到達した日から30日以内にされた告示を意味する。

最初の告示の日から1年以内に処分がなされなければならないので、公聴会の開催等の終了後の他の事務処理に要する期間を考慮した上で、公聴会の開催を行う場合に

あつては公聴会の開催の期日を、意見書の受取を行う場合にあつては受取の期限を、協議会における協議を行う場合にあつては協議の日程を設定すること。

この「1年」は暦により計算し（民法の期間計算の原則）、県の休日を控除しない。また、意見書の受取と協議会における協議を併せて行うなど、同一の申請に対し複数の方法を採用する場合であっても、1年を超えることはできないものである。意見聴取の種類や回数に関わらず、一の申請（同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請がある場合にあつては、その一連の事案）につき1年間を限度とするものである。

「等」とあるのは、いったん取りやめた後、再び改めて開始するなど、「同時」でも「継続」でもないというものも含む趣旨である。

2 公聴会の開催等を取りやめる場合

公聴会の開催等を行う場合の処分にあつては、標準処理期間の定めがある場合には、その後は当然に通常の標準処理期間に復帰する。ただし、それまでに公聴会の開催等のために経過した期間は標準処理期間には算入しない。また、それまでに一定程度（場合によっては大部分）審査が終了している場合は、当然のことながら、速やかに処分をしなければならない。

3 福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する 規則の解説及び運用

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の解説及び運用

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則	解 説 及 び 運 用
平成 8 年 1 月 4 日 福岡県規則第 2 号 目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 聴聞の手続（第 3 条－第 1 5 条） 第 3 章 弁明の機会の付与の手続（第 1 6 条－第 1 8 条） 附則 第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 行政庁が行う行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号。以下「法」という。）第 3 章第 2 節及び第 3 節並びに福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 3 章第 2 節及び第 3 節の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。 （用語） 第 2 条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。 第 2 章 聴聞の手続 （聴聞の主宰） 第 3 条 聴聞は、総務部行政経営企画課長又はその指名する同課の職員が主宰する。 2 総務部長は、総務部行政経営企画課長が法第 1 9 条第 2 項各号又は条例第 1 9 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、同課の職員を指名し、聴聞を主宰させなければならない。 3 前 2 項の規定にかかわらず、総務部行政経営企画課の所掌事務に係る不利益処分に関する聴聞は、総務部長が指名する職員が主宰する。 （聴聞手続該当事案の通知） 第 4 条 行政庁は、法第 1 3 条第 1 項第 1 号又は条例第 1 3 条第 1 項第 1 号の規定により聴聞の手続を執る場合は、あらかじめ、総務部行政経営企画課長に対し、不利益処分の名あて人となるべき者の氏名又は名称、予定される不利益処分の内容等を知照しなければならない。 （聴聞の通知） 第 5 条 行政庁は、法第 1 5 条第 1 項又は条例第 1 5 条第 1 項の規定による聴聞の通知については、聴聞の期日の 1 週間前までにしなければならない。 （聴聞の期日の変更） 第 6 条 当事者は、行政庁が法第 1 5 条第 1 項又は条例第 1 5 条第 1 項の規定による聴聞の通知をした場合（法第 1 5 条第 3 項後段又は条例第 1 5 条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものみなされる場合を含む。）において、正当な理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日の 4 日前までに聴聞の期日の変更を申し出ることができる。	法第 3 章及び条例第 3 章に規定する意見陳述の手続の実施細目を定めるものである。 なお、条例が法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために定められ、不利益処分に係る手続は全く同一とされたことにかんがみ、法と条例の意見陳述の手続は統一的に処理することが、その円滑な運用上必要と考えられるので、同一の実施細目によることとし、法と条例に共通の規則とした。 法及び条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与の手続の一般通則を定めたものであり、この規則に規定する事項について他の法令に特別の規定がある場合はその定めによること。 審理の公正・中立性が、県民により明確となるよう、処分の主務課とは別の課の職員が聴聞を主宰することとし、原則として行政経営企画課長が主宰することとした。また、処分時機を失しないため、聴聞手続の迅速性の要請もあることから、主宰者の指名を、本規則で包括的に行うこととした。 なお、他の法令の規定により主宰者が定められていない限り聴聞の主宰に関しては、本条の規定が適用されるものである。 主宰者が前条により指名されるため、行政庁と行政経営企画課との連絡方法を定めた。（様式例第 1 号） 他の法令の規定により聴聞手続を執ることとなる場合であっても、本条の例により行政経営企画課長に連絡すること。 聴聞の通知を行うに当たって相当な期間として最小限確保すべき期間を定めた。（様式例第 2 号） 聴聞の円滑迅速な進行を図るため、審理の開始前における期日変更の手続を定めた。（様式例第 2 号別紙 3） 正当な理由は、法第 2 3 条第 1 項及び条例第 2 3 条第 1 項の「正当な理由」と同じ趣旨である。

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則	解 説 及 び 運 用
2 行政庁は、前項の申出又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。 3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、当事者及び参加人（その時までに法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に対し、その旨を通知しなければならない。 （代理人の資格の証明の手続） 第7条 当事者は、法第16条第3項又は条例第16条第3項の規定による代理人の資格の証明については、代理人の氏名及び住所、当該当事者との関係並びに当該当事者のために聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した書面を提出して行うものとする。 2 前項の規定は、参加人が代理人を選任する場合について準用する。 （関係人の参加の手続） 第8条 聴聞に関する手続に参加しようとする関係人は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による参加の許可の申請については、主宰者に対し、聴聞の期日の4日前までに、当該関係人の氏名及び住所並びに当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を提出して行うものとする。 2 主宰者は、関係人の参加を許可したときは、速やかに、当該関係人に対し、その旨を通知するものとする。 3 主宰者は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により関係人の参加を求める場合は、その理由、聴聞の期日及び場所並びに聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を明らかにした書面により通知するものとする。 （文書等の閲覧の手続） 第9条 当事者等は、法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、行政庁に対し、当該当事者等の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料を特定する事項を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、当事者等は、法第18条第2項又は条例第18条第2項の規定による閲覧の求めについては、口頭により行うことができる。 2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、当該当事者等に対し、閲覧の日時及び場所を通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。 3 行政庁は、法第18条第2項又は条例第18条第2項の規定による閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に対し、これを通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以	天災や主宰者の突発的な事故など、聴聞の期日における審理の運営に重大な支障が生じるおそれがある場合は、行政庁は、職権による聴聞の期日の変更を行えることとした。 審理の円滑迅速な進行を図るため、代理人資格の証明手続を定めた。（様式例第2号別紙4） 法第16条第4項又は条例第16条第4項（準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格喪失の届出は、様式例第3号を参考にすること。 審理の円滑迅速な進行を図るため、関係人の参加の手続を定め、関係人からの申出は聴聞の期日の4日前までに行うものとした。 なお、関係人の参加の申請が期限を過ぎてなされた場合にあっては、速やかに処理することにより対応できるときは、その申請を拒むことがないようにすること。 参加を求める場合は、事実関係のどの部分に関し意見を聴こうとしているのかを明らかにし、理由中に事実の要旨を記載する場合は、当事者のプライバシーに配慮し必要最小限度の事項を記載すること。 審理の円滑迅速な進行を図るため、文書等の閲覧の手続を定めるとともに、行政庁の配慮事項を定めた。（様式例第2号別紙2） 当該審理において閲覧させることができないときは、資料が閲覧拒否事由に該当するかその場では判断できない場合、閲覧させられない事項がある場合で当該部分を伏せる作業等が必要であるときなどが考えられる。

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則	解 説 及 び 運 用
降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。 (補佐人の出頭許可の手続) 第10条 当事者又は参加人は、法第20条第3項又は条例第20条第3項の規定による許可の申請については、主宰者に対し、聴聞の期日の前日までに、補佐人の氏名及び住所、当該当事者又は参加人との関係、補佐する事項並びに補佐人を必要とする理由を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、当事者又は参加人が法第22条第2項又は条例第22条第2項（法第25条後段又は条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。 2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、当該当事者又は参加人に対し、その旨を通知するものとする。 3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さない場合は、自ら陳述したものとみなす。 (聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持) 第11条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等必要な措置をとることができる。 3 主宰者は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理が公開により行われる場合において、会場内の整理のため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。 (聴聞の期日における審理の公開) 第12条 行政庁は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開により行う場合は、不利益処分の根拠となる法令の条項、聴聞の期日及び場所、傍聴の方法その他必要な事項を県公報により公示するとともに、速やかに、当事者及び参加人（その時まで法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に対し、その旨を通知するものとする。 2 行政庁は、前項の規定により公示した事項を変更したときは、前項の規定の例により、これを公示及び通知するものとする。 (陳述書の提出方法) 第13条 当事者又は参加人は、法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書の提出については、当該当事者又は参加人の氏名及び住所、当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面を提出して行うものとする。 (聴聞調書及び報告書)	審理の円滑迅速な進行を図るため、補佐人の申出の手続を定め、その申出は聴聞の期日の前日までにすることとともに、補佐人の陳述に当たっての注意事項を定めた。（様式例第2号別紙5） 補佐人を必要とする理由には、何に関して補佐させようとするのか、なぜ当事者又は参加人のみでは対応できないのかなどを具体的に記載することとなる。 補佐人の申請が聴聞の期日の当日になされた場合であっても、審理の円滑迅速な進行の支障とならないときは、補佐人の出頭を拒むことがないようにすること。 当事者の防御権の行使に支障が生じないように、審理の前に告知することが望ましいこと。 主宰者の審理の指揮権に基づき、審理の秩序維持に当たって必要な措置をとることを確認した。 なお、当事者の防御権の行使に支障が生じないように、審理の前に告知することが望ましいこと。 審理を公開で行う場合の公示方法を定めた。 他の法令の規定により審理を公開する場合で、当該法令に公示する旨の規定がないときには、この規定の例により公示すること。 なお、聴聞の通知を行う前に、聴聞の審理を公開により行うことを相当と認めた場合は、聴聞の通知にその旨を併せて記載することで、本項の当事者への通知を行うことも可能である。 法第22条第1項及び条例第22条第1項の規定により、続行期日を指定する場合並びに法第25条及び条例第25条の規定により再開する場合もこの規定の例により公示及び通知すること。 当事者の意見陳述の便宜を図るため、陳述書の記載事項を示した。（様式例第2号別紙1）

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則	解 説 及 び 運 用
第14条 主宰者は、法第24条第1項又は条例第24条第1項に規定する調書（以下「調書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、これに記名押印しなければならない。 (1) 聴聞の件名 (2) 聴聞の期日及び場所並びに公開又は非公開の別 (3) 主宰者の職名及び氏名 (4) 聴聞の期日に出頭した当事者、参加人、代理人又は補佐人（以下この条において「聴聞関係者」という。）の住所及び氏名並びに行政庁の職員の職名及び氏名 (5) 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞関係者の住所及び氏名並びに当該聴聞関係者のうち当事者及び代理人については出頭しなかったことについての正当な理由の有無 (6) 聴聞を続行する場合は、次の聴聞の期日及び場所並びに公開又は非公開の別 (7) 不利益処分の原因となる事実 (8) 聴聞関係者及び行政庁の職員の陳述の要旨（聴聞の期日に審理が行われなかった場合は、その旨） (9) 法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定により陳述書が提出された場合は、陳述書における意見陳述の要旨 (10) 証拠書類等が提出された場合は、その標目 (11) その他参考となるべき事項 2 主宰者が陳述の要旨を記録させた職員は、その旨を調書に記録し、記名しなければならない。 3 主宰者は、調書に、書面、図画、写真その他適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。 4 主宰者は、法第24条第3項又は条例第24条第3項に規定する報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、これに記名押印しなければならない。 (1) 聴聞の件名 (2) 当事者名 (3) 聴聞の経過 (4) 主宰者の意見 (5) 事案の概要 イ 要旨 ロ 争いのない事実 ハ 争点	調査及び報告書は、行政庁が聴聞を経て不利益処分をするに際しその判断の基礎となるものであることから、聴聞調書にあつては審理の経過が、報告書にあつては主宰者が意見を導き出した経過が明確になるようその記載事項を定めるとともに、その作成方法を定めた。（様式例第5号） 件名には、根拠法令、処分の内容等を記載すること。 聴聞通知に記載された不利益処分の原因となる事実と対応すること。 聴聞の場において出された主な質問及びそれに対する回答、当事者及び参加人の述べた意見及びやり取りの経過の要旨を記載すること。 行政庁が不利益処分の決定についての事実認定を行う上で重要な基礎となるものであり、適正な事実認定に十分資することとなるよう的確に記載すること。 陳述書の標目を記載し、当該陳述書を調書に添付することで要旨の記載に代えることができるものとする。 資料を特定する事項（〇〇証明書、△△に係る証拠等の資料の名称）、提出者名及び提出日を記載すること。 争点を明確にし、行政庁の事実認定に資するよう報告書の記載事項を整理した。（様式例第6号） 審理がどのように行われたのか、どのような者が参加したのかなど心証形成上特に記載すべき事項があれば聴聞の経過に記載すること。 意見には、当事者等の主張が真正なものであるか、信頼できるかどうかなど主宰者の心証を記述することとなる。 事実関係に係る争点を明確にするため、聴聞関係者の陳述及び行政庁の職員の説明を、争点の有無で区別して記載すること。

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則	解 説 及 び 運 用
ニ 情状等に関する陳述 (6) 争点及び情状等に対する判断 (聴聞調書及び報告書の閲覧の手続) 第15条 当事者又は参加人は、法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、聴聞の終結前にあつては主宰者に対し、聴聞の終結後にあつては行政庁に対し、当該当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする調書又は報告書を特定する事項を記載した書面を提出して行うものとする。 2 主宰者又は行政庁は、調書又は報告書を閲覧させる場合は、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、当該当事者又は参加人に対し、閲覧の日時及び場所を通知しなければならない。 第3章 弁明の機会の付与の手続 (弁明の機会の付与の通知) 第16条 行政庁は、法第30条又は条例第28条に規定する弁明の機会の付与の通知については、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会を付与する場合は、当該日時）の1週間前までに行わなければならない。 (口頭による弁明の記録) 第17条 行政庁は、口頭による弁明の機会を付与しようとする場合は、当該行政庁の職員を指名し、弁明を録取させなければならない。 2 弁明を録取した職員（以下「弁明録取者」という。）は、次に掲げる事項を記載した記録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。 (1) 弁明の件名 (2) 当事者又は代理人の住所及び氏名 (3) 弁明の日時及び場所 (4) 不利益処分の原因となる事実 (5) 当事者又は代理人の弁明の要旨（弁明がなされなかった場合は、その旨） (6) 証拠書類等が提出された場合は、その標目 3 弁明録取者は、記録に、書面、図画、写真その他適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。 (準用規定) 第18条 第7条及び第13条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第7条中「法第16条第3項又は条例第16条第3項」とあるのは「法第31条において準用する法第16条第3項又は条例第29条において準用する条例第16条第3項」と、「聴聞」とあるのは「弁明の機会の付与」と、第13条中「法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書」とあるのは「法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定による弁明書」と、「聴聞」とある	争点及び情状等の主張について主宰者の意見を導き出した過程を明らかにすることとした。第5号のハ及びニで複数の争点及び情状等の主張がある場合は、個別の争点及び主張ごとに記載すること。 当事者又は参加人の便宜を図るため、聴聞調書及び報告書の閲覧手続を定めた。（様式例第2号別紙6） 閲覧しようとする調書又は報告書を特定する事項とは、報告書にあつては聴聞通知の文書番号が、調書にあつては聴聞通知の文書番号及び該当する審理の期日が考えられる。 弁明の機会の付与の通知を行うに当たって相当な期間として最小限確保すべき期間を定めた。（様式例第7号） 口頭による弁明の内容の整理のため、弁明の記録を作成することとした。（様式例第8号） 弁明の機会の付与の通知に記載された不利益処分の原因となる事実と対応すること。 弁明書が提出された場合は、その旨を記載し、当該弁明書を記録に添付するものとする。 代理人資格及び弁明書については、聴聞手続の代理人資格及び陳述書の規定を準用することとした。

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則	解 説 及 び 運 用
のは「弁明の機会の付与」と読み替えるものとする。 2 第6条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第6条第1項中「法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定により聴聞の通知をした場合（法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」とあるのは「法第30条又は条例第28条の規定による弁明の機会の付与の通知をした場合（法第31条において準用する法第15条第3項後段又は条例第29条において準用する条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第2項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第3項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当事者及び参加人（その時までに法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。 附 則 この規則は、平成8年4月1日から施行する。	口頭による弁明の機会の付与の手続における日時の変更については、聴聞手続の期日の変更の規定を準用することとした。

総務部行政経営企画課長 殿

主 務 課 長 名
(出先機関の長)

不利益処分をしようとするに当たって聴聞手続が相当である事案（〇〇法△△条の規定により不利益処分をしようとするに当たって聴聞手続を執ることとされている事案）が発生したので、福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則第4条の規定により、次のとおり通知します。

不利益処分の名宛 人となるべき者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容		
不利益処分の根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる事実		
当該不利益処分に 関する事務を担当 する課・係名等	課・係名	
	担当者名	
	電話番号	

殿

行 政 庁 名 印

不利益処分をしようとするに当たり意見陳述の機会として聴聞を行いますので、行政手続法第15条第1項（福岡県行政手続条例第15条第1項）の規定により、次のとおり通知します。

予定される不利益処分の内容	
予定される不利益処分の根拠 となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から
聴聞の場所、公開非公開の別	(公開・非公開)
当該不利益処分に 関する事務を担当 する課・係名等	課・係名
	所 在 地
	電話番号
聴聞に関する事務 を担当する課・係 名等	課・係名
	福岡県総務部行政経営企画課法務係
	〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
	電話番号
	0 9 2 - 6 5 1 - 1 1 1 1 (内線2122)

備考

- あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出するか、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書（別紙1を参考）及び証拠書類等を総務部行政経営企画課長に提出することができます。
- あなたは、聴聞が終結する時までの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。この場合は、〇〇課（不利益処分の主務課）に文書等閲覧申請書（別紙2）により申請してください。
- その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。

（ 聴 聞 に 際 し て の 留 意 事 項 ）

- 1 聴聞とは、あなたに、どのような事実を根拠として行政庁が処分をしようとするのか（処分の原因となる事実）を示し、その事実に対して口頭による意見陳述、質問等の機会を与えるものです。
- 2 あなたは、正当な理由がある場合は、聴聞の期日の変更を申し出ることができま
す。この場合は、聴聞の期日の4日前までに、〇〇課（不利益処分の主務課）に聴
聞期日変更申出書（別紙3）により申請してください。
- 3 あなたは、代理人に聴聞に関する一切の行為を委任することができます。この場
合は、〇〇課（不利益処分の主務課）に代理人資格証明書（別紙4）を提出してく
ださい。
- 4 あなたは、聴聞の期日に補佐人とともに出頭することができます。この場合は、
聴聞の期日の前日までに総務部行政経営企画課長に補佐人出頭許可申請書（別紙5）
により申請してください。
- 5 あなたは、聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書と本人であることを証す
るもの（運転免許証、健康保険証など）を持参してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、備考
1に示す陳述書又は証拠書類等を提出しない場合は聴聞を終結することがあります。
- 7 あなたは、聴聞の審理の経過を記載した調書及び不利益処分の原因となる事実に
対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書の閲
覧を求めることができます。この場合、聴聞の終結前は総務部行政経営企画課長に、
聴聞の終結後は〇〇課（不利益処分の主務課）に聴聞調書等閲覧請求書（別紙6）
により申請してください。

陳 述 書

福岡県総務部行政経営企画課長 殿
住所又は所在地
氏名又は名称
(記名押印又は署名)

年 月 日 第 号で通知された聴聞に関し、行政手続法
第21条第1項（福岡県行政手続条例第21条第1項）の規定により、次のとおり聴聞
の期日の出頭に代えて陳述書を提出します。

不利益処分の原因となる 事実その他当該事案の内 容についての意見の有無	有 ・ 無
意見がある場合は、その 意見を記載すること。 (意見は、具体的に記載 すること。)	

備考 意見の根拠となる証拠書類又は証拠物があれば添付すること。

文 書 等 閲 覧 申 請 書

行 政 庁 殿
住所又は所在地
氏名又は名称

年 月 日 第 号で通知された聴聞に関し、行政手続
法第18条第1項（福岡県行政手続条例第18条第1項）の規定により、次のとおり文
書等の閲覧を申請します。

閲覧しようとする資料を 特定する事項	
閲覧を希望する日時	年 月 日 時 分

別紙 3（様式例第 2 号留意事項 2（規則第 6 条）関係）

聴 聞 期 日 変 更 申 出 書

年 月 日

行 政 庁 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

(記名押印又は署名)

年 月 日 第 号で通知された聴聞に関し、福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり期日の変更を申し出ます。

既に通知されている聴聞の期日	年 月 日 時 分から
変 更 の 申 出 を 行 う 理 由	

別紙 4（様式例第 2 号留意事項 3（規則第 7 条、法第 1 6 条及び条例第 1 6 条）関係）

代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

行 政 庁 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

(記名押印又は署名)

年 月 日 第 号で通知された聴聞に関し、行政手続法第 1 6 条第 1 項（福岡県行政手続条例第 1 6 条第 1 項）の規定により、次の者を代理人として定め、聴聞に関する一切の行為を委任したことを、同条第 3 項の規定により証明します。

代 理 人 の 氏 名	
代 理 人 の 住 所	
当事者又は参加人との関係	

別紙 5（様式例第 2 号留意事項 4（規則第 1 0 条、法第 2 0 条及び条例第 2 0 条）関係）

補 佐 人 出 頭 許 可 申 請 書

年 月 日

福岡県総務部行政経営企画課長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

(記名押印又は署名)

年 月 日 第 号で通知された聴聞に関し、行政手続法第 2 0 条第 3 項（福岡県行政手続条例第 2 0 条第 3 項）の規定により、次のとおり補佐人とともに出頭することを申請します。

補 佐 人 の 氏 名	
補 佐 人 の 住 所	
当事者又は参加人との関係	
補 佐 す る 事 項	
補佐人を必要とする理由	

別紙 6（様式例第 2 号留意事項 7（規則第 1 5 条、法第 2 4 条及び条例第 2 4 条）関係）

聴 聞 調 書 等 閲 覧 請 求 書

年 月 日

行政庁（又は福岡県総務部行政経営企画課長） 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

年 月 日 第 号で通知された聴聞に関し、行政手続法第 2 4 条第 4 項（福岡県行政手続条例第 2 4 条第 4 項）により、次のとおり聴聞調書（報告書）の閲覧を申請します。

閲覧を求める聴聞調書（報告書） （調書の場合は、該当する聴聞 の期日を明記すること。）	
閲 覧 を 希 望 す る 日 時	年 月 日 時 分

代理人資格喪失届

年 月 日

行政庁 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
(記名押印又は署名)

年 月 日付けで届け出た 年 月 日 第
号で通知された聴聞に関し、次の代理人は、行政手続法第16条第1項（福岡県行政手続条例第16条第1項）に規定する代理人の資格を失ったので、同条第4項の規定により届け出ます。

資格を失った代理人の氏名及び住所	
------------------	--

聴聞参加許可申請書

年 月 日

福岡県総務部行政経営企画課長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
(記名押印又は署名)

次の聴聞に係る不利益処分について利害関係を有するものと考えるので、行政手続法第17条第1項（福岡県行政手続条例第17条第1項）の規定により、当該聴聞に関する手続に参加することを許可されるよう申請します。

当事者の氏名又は名称	
予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項	
聴聞通知の文書番号	
聴聞の期日	
参加申請の理由	

第 回 聴 聞 調 書					
件名		通知書の 文書番号	年 月 日	年 月 日	
		期日	年 月 日	時 分	時 分
場所及び公開非公開の別					
主宰者の職名及び氏名		, ,			
出頭した 聴聞関係者 及び行政庁 の職員	当事者関係 (住所・氏名)				
	参加人関係 (住所・氏名)				
	行政庁関係 (職名・氏名)				
出頭しなかった聴聞関係者の氏名及び住所並びに当該当事者又は代理人にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無					
次回の期日、場所、公開非公開の別		年 月 日 時 分			
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実					
発言者	陳 述 の 要 旨				

様式例第6号（規則第14条、法第24条及び条例第24条関係）

発言者	陳 述 の 要 旨
(陳述の要旨の末尾に引き続き記載する。) 以上、聴聞の審理における陳述の要旨を記録した。 記録者 行政経営企画課法務係 職名・氏名	

当該聴聞の期日の出頭に代えて提出された陳述書の標目			
整理番号	提出者名	提出日	備 考
提出された証拠書類等の標目			
整理番号	資料の名称	提出者名	提出日 備考

聴 聞 報 告 書			
件 名			
通知番号	年 月 日 第 号		
当事者名		作成年月日	
主宰者の職名及び氏名		, ,	
聴 聞 の 経 過			
主宰者の意見			
要 旨			
事 案 の 概 要	争いの事 ない事 実		
争 点			
情 状 等 に 関する陳述			
争点及び情 状等に対する 判断			

棄 明 の 機 会 の 付 与 の 通 知

第 年 月 日

殿

行 政 庁 名 印

不利益処分をしようとするに当たり意見陳述の機会として弃明の機会を付与しますの
で、行政手続法第30条（福岡県行政手続条例第28条）の規定により、次のとおり通
知します。

予定される不利益処分の内容	
予定される不利益処分の根拠 となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弃 明 書 の 提 出 期 （口頭による弃明の機会の付 与の場合は出頭すべき日時）	年 月 日
弃 明 書 の 提 出 先 （口頭による弃明の機会の付 与の場合は出頭すべき場所）	課・室名
	所 在 地
	電話番号

備考

- 1 弃明の機会の付与とは、あなたに、どのような事実を根拠として行政庁が処分を
しようとするのか（処分の原因となる事実）を示し、その事実に対して書面（口頭）
による意見陳述及び証拠書類等の提出の機会を与えるものです。
- 2 あなたは、代理人に弃明させることができます。この場合は、あらかじめ、〇〇
課（不利益処分の主務課）に代理人資格証明書（別紙）を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく弃明書の提出期限（出頭すべき日時）
までに何ら応答しない場合は、弃明の機会を与え終えたものとされることがあります。

弃 明 の 記 録			
件名		通知書の	年 月 日
		文書番号	第 号
		日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
		場所	
当事者の住所及び氏名			
弃明録取者の職名及び氏			
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実			
弃明者	弃 明 の 要 旨		
	以上、弃明の要旨を記録した。 記録した職員 職名・氏名		
提出された証拠書類等の標目			
整理番号	資料の名称	提出者名	提出日
			備考

4 関 係 法 令

行政手続法・福岡県行政手続条例

行政手続法	福岡県行政手続条例
平成5年11月22日 法律第88号 目次 第1章 総則（第1条―第4条） 第2章 申請に対する処分（第5条―第11条） 第3章 不利益処分 第1節 通則（第12条―第14条） 第2節 聴聞（第15条―第28条） 第3節 弁明の機会の付与（第29条―第31条） 第4章 行政指導（第32条―第36条の2） 第4章の2 処分等の求め（第36条の3） 第5章 届出（第37条） 第6章 意見公募手続等（第38条―第45条） 第7章 補則（第46条） 附則 第1章 総則 （目的等） 第1条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第46条において同じ。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。 （定義） 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。 （2）処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。 （3）申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。 （4）不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限	平成8年1月4日 福岡県条例第1号 目次 第1章 総則（第1条―第4条） 第2章 申請に対する処分（第5条―第11条） 第3章 不利益処分 第1節 通則（第12条―第14条） 第2節 聴聞（第15条―第26条） 第3節 弁明の機会の付与（第27条―第29条） 第4章 行政指導（第30条―第34条の2） 第4章の2 処分等の求め（第34条の3） 第5章 届出（第35条） 第6章 意見公募手続等（第36条―第43条） 附則 第1章 総則 （目的等） 第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定の趣旨にのっとり、条例等に基づく処分及び届出並びに県の機関が行う行政指導に関する手続並びに規則等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 条例等に基づく処分及び届出並びに県の機関が行う行政指導に関する手続並びに規則等を定める手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）及び条例等をいう。 （2）条例等 福岡県の条例及び福岡県の執行機関の規則（地方自治体（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下「規則」という。）をいう。 （3）処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。 （4）申請 条例等（第10条、第11条及び第4章においては、法令）に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。 （5）不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限

行政手続法	福岡県行政手続条例
する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分 ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分 ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分 ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの (5) 行政機関 次に掲げる機関をいう。 イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、会計検査院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められた職員 ロ 地方公共団体の機関（議会を除く。） (6) 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。 (7) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。 (8) 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。 イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第2項において単に「命令」という。）又は規則 ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。） ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）	する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分 ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分 ハ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分 ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの (6) 県の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づき福岡県に置かれる執行機関、福岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和42年福岡県条例第17号）第5条に規定する公営企業の管理者、福岡県警察本部（警察署を含む。以下「警察本部等」という。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。 (7) 行政指導 県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。 (8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。 (9) 規則等 県の機関が定める次に掲げるものをいう。 イ 規則 ロ 処分の要件を定める告示（以下単に「告示」という。） ハ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。） ニ 行政手続法審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法律又は法律に基づく命令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。） ホ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。） ヘ 行政手続法処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法律又は法律に基づく命令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

行政手続法	福岡県行政手続条例
ニ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。） （適用除外） 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1) 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分 (2) 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分 (3) 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分 (4) 検査官会議で決すべきものとされている処分及び会計検査の際にされる行政指導 (5) 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導 (6) 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導 (7) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導 (8) 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導 (9) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導 (10) 外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導 (11) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分 (12) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導 (13) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接与えられたその他の職員によってさ	ト 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。） （適用除外） 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1) 刑事事件に関する法令に基づいて司法警察職員がする処分及び行政指導 (2) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて徴税吏員がする処分及び行政指導 (3) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導 (4) 留置施設において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導 (5) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導 (6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分 (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導 (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接与えられたその他の職員によってされる

行政手続法	福岡県行政手続条例
れる処分及び行政指導 (14) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導 (15) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分 (16) 前号に規定する処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 2 次に掲げる命令等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。 (1) 法律の施行期日について定める政令 (2) 恩赦に関する命令 (3) 命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則 (4) 法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則 (5) 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等 (6) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの 3 第1項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び行政指導、地方公共団体の機関に対する届出（前条第7号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、次章から第6章までの規定は、適用しない。 （国の機関等に対する処分等の適用除外） 第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この法律の規定は、適用しない。 2 次の各号のいずれかに該当する法人に対する処分であって、当該法人の監督に関する法律の特別の規定に基づいてされるもの（当該法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第3章の規定は、適用しない。 (1) 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人	処分及び行政指導 (9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導 (10) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は行政手続法第3章及び第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 (11) 補助金等（福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付の決定その他の処分 2 次に掲げる規則等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。 (1) 条例の施行期日について定める規則 (2) 規則又は告示を定める行為が処分に該当する場合における当該規則又は告示 (3) 法律又は条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則又は告示 (4) 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則等 (5) 審査基準若しくは行政手続法審査基準、処分基準若しくは行政手続法処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は規則等を定める機関（以下「規則等制定機関」という。）の判断により公にされるもの以外のもの （国の機関等に対する処分等の適用除外） 第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

行政手続法	福岡県行政手続条例
(2) 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し、行政庁の認可を要する法人のうち、その行う業務が国又は地方公共団体の行政運営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人 3 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合において、その指定を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又は職員その他の者が当該事務に従事することに関し公務に従事する職員とみなされるときは、その指定を受けた者に対し当該法律に基づいて当該事務に関し監督上される処分（当該指定を取り消す処分、その指定を受けた者が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる処分又はその指定を受けた者の当該事務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第3章の規定は、適用しない。 4 次に掲げる命令等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。 (1) 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等 (2) 皇室典範（昭和22年法律第3号第26条の皇統譜について定める命令等 (3) 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等 (4) 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の国又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める命令等を除く。）並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等（国又は地方公共団体が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める命令等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。） (5) 会計検査について定める命令等 (6) 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第11章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等（第1項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされる処分に係る命令等を含む。） (7) 第2項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等（これらの法人に対する処分であって、これらの法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る命令等を除く。）	2 次に掲げる規則等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。 (1) 県の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等 (2) 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める規則等 (3) 福岡県の予算、決算及び会計について定める規則等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の福岡県の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める規則等を除く。）並びに福岡県の財産及び物品の管理について定める規則等（福岡県が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める規則等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。） (4) 地方自治法第2編第11章に規定する普通地方公共団体相互間の関係その他の地方公共団体相互間の関係について定める規則等（第1項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされる処分に係る規則等を含む。） (5) 行政手続法第4条第2項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める規則等（これらの法人に対する処分であって、これらの法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る規則等を除く。）

行政手続法	福岡県行政手続条例
第2章 申請に対する処分 (審査基準) 第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。 (標準処理期間) 第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。 (申請に対する審査、応答) 第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。 (理由の提示) 第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。 (情報の提供) 第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。	第2章 申請に対する処分 (審査基準) 第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。 (標準処理期間) 第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。 (申請に対する審査、応答) 第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。 (理由の提示) 第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合又は許認可等に申請者に何らかの負担を伴う条件を付す場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由又は当該条件を付した理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。 (情報の提供) 第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

行政手続法	福岡県行政手続条例
(公聴会の開催等) 第10条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。	(公聴会の開催等) 第10条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令で許認可等の要件とされているものを行う場合において、必要と認めるときは、公聴会の開催、意見書の受取、協議会における協議（以下「公聴会の開催等」という。）その他適当な方法により当該申請に関する意見を聴く機会を設けることができるものとする。 2 行政庁は、公聴会の開催等を行う場合は、あらかじめその旨を告示し、かつ、申請者に対し書面によりこれを通知しなければならない。この場合において、最初の告示は、当該申請に対する処分の標準処理期間（行政手続法第6条又は第6条の規定に基づき定められた期間をいう。）内（標準処理期間が定められていない場合にあっては申請が到達した日から30日以内）にしなければならない。 3 行政庁は、公聴会の開催を行った場合にあっては議事録を、協議会における協議を行った場合にあっては議事録及び協議書（協議書を作成しない場合にあってはその理由書）（以下「記録等」という。）を作成しなければならない。 4 行政庁は、公聴会の開催等を行ったときは、記録等又は提出された意見書、これらに対する行政庁の意見及び処分の内容を公にするものとする。ただし、公にすることが、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その理由を公にすれば足りる。 5 前4項に定めるもののほか、必要な事項は、福岡県行政手続条例施行規則（平成8年福岡県規則第1号。以下「施行規則」という。）で定める。
(複数の行政庁が関与する処分) 第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。 2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。 第3章 不利益処分 第1節 通則 (処分の基準) 第12条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。 (不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。	(複数の長が関与する処分) 第11条 申請に対する処分の事務を所掌する組織の長（以下「長」という。）は、申請の処理をするに当たり、他の長において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。 2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の長が関与する場合においては、当該複数の長は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。 第3章 不利益処分 第1節 通則 (処分の基準) 第12条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。 (不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

行政手続法	福岡県行政手続条例
(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。 ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。 ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。 ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。 (2) 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。 (2) 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。 (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。 (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。 (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示) 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。	(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。 ロ イに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。 ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。 (2) 前号イからハまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。 (2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。 (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。 (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。 (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして施行規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示) 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

行政手続法	福岡県行政手続条例
第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聴聞の期日及び場所 (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。 (参加人) 第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。	第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聴聞の期日及び場所 (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。 (参加人) 第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

行政手続法	福岡県行政手続条例
(文書等の閲覧) 第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。 (聴聞の主宰) 第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1) 当該聴聞の当事者又は参加人 (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族 (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人 (4) 前3号に規定する者であった者 (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人 (6) 参加人以外の関係人 (聴聞の期日における審理の方式) 第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。 (陳述書等の提出) 第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。	(文書等の閲覧) 第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。 (聴聞の主宰) 第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他執行機関の規則で定める者が主宰する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1) 当該聴聞の当事者又は参加人 (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族 (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人 (4) 前3号に規定する者であった者 (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人 (6) 参加人以外の関係人 (聴聞の期日における審理の方式) 第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。 (陳述書等の提出) 第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

行政手続法	福岡県行政手続条例
2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。 (続行期日の指定) 第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。 (当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結) 第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。 (聴聞調書及び報告書) 第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。 (聴聞の再開) 第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定によ	2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。 (続行期日の指定) 第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。 (当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結) 第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。 (聴聞調書及び報告書) 第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。 (聴聞の再開) 第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定によ

行政手続法	福岡県行政手続条例
り提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第２２条第２項本文及び第３項の規定は、この場合について準用する。 （聴聞を経てされる不利益処分の決定） 第２６条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第２４条第１項の調書内容及び同条第３項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。 （不服申立ての制限） 第２７条 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。 ２ 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、第１５条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であって同項に規定する同条第１項第３号（第２２条第３項において準用する場合を含む。）に掲げる聴聞の期日のいずれにも出頭しなかった者については、この限りでない。 （役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例） 第２８条 第１３条第１項第１号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第１５条第１項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者（当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。）は同項の通知を受けた者とみなす。 ２ 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名宛人の業務に従事する者（以下この項において「役員等」という。）の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第１３条第１項の規定に関わらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。	り提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第２２条第２項本文及び第３項の規定は、この場合について準用する。 （聴聞を経てされる不利益処分の決定） 第２６条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第２４条第１項の調書内容及び同条第３項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。
第３節 弁明の機会の付与 （弁明の機会の付与の方式） 第２９条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。 ２ 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。 （弁明の機会の付与の通知の方式） 第３０条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （１） 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項 （２） 不利益処分の原因となる事実 （３） 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所） （聴聞に関する手続の準用） 第３１条 第１５条第３項及び第１６条の規定は、弁明の機会の	第３節 弁明の機会の付与 （弁明の機会の付与の方式） 第２７条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。 ２ 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。 （弁明の機会の付与の通知の方式） 第２８条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （１） 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項 （２） 不利益処分の原因となる事実 （３） 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所） （聴聞に関する手続の準用） 第２９条 第１５条第３項及び第１６条の規定は、弁明の機会の

行政手続法	福岡県行政手続条例
付与について準用する。この場合において、第１５条第３項中「第１項」とあるのは「第３０条」と、「同項第３号及び第４号」とあるのは「同条第３号」と、第１６条第１項中「前条第１項」とあるのは「第３０条」と、「同条第３項後段」とあるのは「第３１条において準用する第１５条第３項後段」と読み替えるものとする。	付与について準用する。この場合において、第１５条第３項中「第１項」とあるのは「第２８条」と、「同項第３号及び第４号」とあるのは「同条第３号」と、第１６条第１項中「前条第１項」とあるのは「第２８条」と、「同条第３項後段」とあるのは「第２９条において準用する第１５条第３項後段」と読み替えるものとする。
第４章 行政指導 (行政指導の一般原則)	第４章 行政指導 (行政指導の一般原則)
第３２条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。	第３０条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやくも当該県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。
２ 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。 (申請に関連する行政指導)	２ 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。 (申請に関連する行政指導)
第３３条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにも関わらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。 (許認可等の権限に関連する行政指導)	第３１条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにも関わらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の正当な権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。 (許認可等の権限に関連する行政指導)
第３４条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。 (行政指導の方式)	第３２条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。 (行政指導の方式)
第３５条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。 ２ 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。 (１) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (２) 前号の条項に規定する要件 (３) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由 ３ 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。 ４ 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 (１) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの (２) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情	第３３条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。 ２ 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。 (１) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (２) 前号の条項に規定する要件 (３) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由 ３ 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。 ４ 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 (１) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの (２) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情

行 政 手 続 法	福 岡 県 行 政 手 続 条 例
報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの (複数の者を対象とする行政指導)	報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの (複数の者を対象とする行政指導)
第36条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。 (行政指導の中止等の求め)	第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、県の機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。 (行政指導の中止等の求め)
第36条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。 (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 当該行政指導の内容 (3) 当該行政指導がその根拠とする法律の条項 (4) 前号の条項に規定する要件 (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由 (6) その他参考となる事項 3 当該行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。	第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。 (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 当該行政指導の内容 (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例等の条項 (4) 前号の条項に規定する要件 (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由 (6) その他参考となる事項 3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。
第4章の2 処分等の求め (処分等の求め)	第4章の2 処分等の求め (処分等の求め)
第36条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。)がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。 (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 法令に違反する事実の内容 (3) 当該処分又は行政指導の内容 (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項 (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由 (6) その他参考となる事項 3 当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると	第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分(条例等に基づくものに限る。)又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。)がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。 (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 法令に違反する事実の内容 (3) 当該処分又は行政指導の内容 (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項 (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由 (6) その他参考となる事項 3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると

行政手続法	福岡県行政手続条例
認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。 第5章 届出 (届出) 第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。 第6章 意見公募手続等 (命令等を定める場合の一般原則) 第38条 命令等を定める機関（閣議の決定により命令等が定められる場合にあっては、当該命令等の立案をする各大臣。以下「命令等制定機関」という。）は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。 2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。 (意見公募手続) 第39条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。 2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。 3 第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならない。 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。 (1) 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。 (2) 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。 (3) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並	認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。 第5章 届出 (届出) 第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。 2 行政庁は、届出をしようとする者又は届出をした者の求めに応じ、届出書の記載及び添付書類に関する事項その他の届出に必要な情報の提供に努めなければならない。 第6章 意見公募手続等 (規則等を定める場合の一般原則) 第36条 規則等制定機関は、規則等を定めるに当たっては、当該規則等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。 2 規則等制定機関は、規則等を定めた後においても、当該規則等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該規則等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。 (意見公募手続) 第37条 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案（規則等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。 2 前項の規定により公示する規則等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該規則等の題名及び当該規則等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。 3 第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならない。 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。 (1) 公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。 (2) 納付すべき金銭について定める法律又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法律又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。 (3) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並

行政手続法	福岡県行政手続条例
びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。 (4) 法律の規定により、内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会又は内閣府設置法第37条若しくは第54条若しくは国家行政組織法第8条に規定する機関（以下「委員会等」という。）の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。 (5) 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。 (6) 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。 (7) 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。 (8) 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。 （意見公募手続の特例） 第40条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定に関わらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。 2 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合（前条第4項第4号に該当する場合を除く。）において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第1項の規定に関わらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。 （意見公募手続の周知等） 第41条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。 （提出意見の考慮） 第42条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。 （結果の公示等） 第43条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあつ	びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。 (4) 法律又は条例の規定により、地方自治法第180条の5第1項若しくは第2項又は第202条の3に規定する機関（以下「委員会等」という。）の議を経て定めることとされている規則等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律若しくは政令又は条例若しくは規則の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして施行規則で定める規則等を定めようとするとき。 (5) 国の機関が行政手続法第39条第1項の規定による手続を実施して定めた命令等又は他の県の機関が意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定めようとするとき。 (6) 法律又は条例の規定に基づきそれぞれ法令又は条例等の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則等を定めようとするとき。 (7) 規則等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をしようとするとき。 (8) 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として施行規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき。 （意見公募手続の特例） 第38条 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定に関わらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該規則等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。 2 規則等制定機関は、委員会等の議を経て規則等を定めようとする場合（前条第4項第4号に該当する場合を除く。）において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第1項の規定に関わらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。 （意見公募手続の周知等） 第39条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。 （提出意見の考慮） 第40条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定める場合には、意見提出期間内に当該規則等制定機関に対し提出された当該規則等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。 （結果の公示等） 第41条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定めた場合には、当該規則等の公布（公布をしないものにあつ

行 政 手 続 法	福 岡 県 行 政 手 続 条 例
ては、公にする行為。第5項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。 (1) 命令等の題名 (2) 命令等の案の公示の日 (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨） (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由 2 命令等制定機関は、前項の規定に関わらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。 3 命令等制定機関は、前2項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。 4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにも関わらず命令等を定めなかったこととした場合には、その旨（別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。 5 命令等制定機関は、第39条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。 (1) 命令等の題名及び趣旨 (2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由 (準用) 第44条 第42条の規定は第40条第2項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第40条第2項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合について、前条第4項の規定は第40条第2項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めなかったこととした場合について準用する。この場合において、第42条中「当該命令等制定機関」とあるのは「委員会等」と、前条第1項第2号中「命令等の案の公示の日」とあるのは「委員会等が命令等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。 (公示の方法) 第45条 第39条第1項並びに第43条第1項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第4項（前条において準	ては、公にする行為。第5項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。 (1) 規則等の題名 (2) 規則等の案の公示の日 (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨） (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した規則等の案と定めた規則等との差異を含む。）及びその理由 2 規則等制定機関は、前項の規定に関わらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該規則等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。 3 規則等制定機関は、前2項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。 4 規則等制定機関は、意見公募手続を実施したにも関わらず規則等を定めなかったこととした場合には、その旨（別の規則等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。 5 規則等制定機関は、第37条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。 (1) 規則等の題名及び趣旨 (2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由 (準用) 第42条 第40条の規定は第38条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第38条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合について、前条第4項の規定は第38条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めなかったこととした場合について準用する。この場合において、第40条中「当該規則等制定機関」とあるのは「委員会等」と、前条第1項第2号中「規則等の案の公示の日」とあるのは「委員会等が規則等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。 (公示の方法) 第43条 第37条第1項並びに第41条第1項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第4項（前条において準

行 政 手 続 法	福 岡 県 行 政 手 続 条 例
用する場合を含む。)及び第5項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。 2 前項の公示に関し必要な事項は、総務大臣が定める。 第7章 補則 (地方公共団体の措置) 第46条 地方公共団体は、第3条第3項において第2章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 附 則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (経過措置) 2 この法律の施行前に第15条第1項又は第30条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定に関わらず、なお従前の例による。 3 この法律の施行前に、届出その他政令で定める行為(以下「届出等」という。)がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出等がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第3章の規定に関わらず、なお従前の例による。 4 前2項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。	用する場合を含む。)及び第5項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。 2 前項の公示に関し必要な事項は、知事が定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前に第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定に関わらず、なお従前の例による。 3 この条例の施行前に、届出がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第3章の規定に関わらず、なお従前の例による。

福岡県行政手続条例施行規則

平成8年1月4日
福岡県規則第1号

福岡県行政手続条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 行政庁は、条例第10条第1項の規定に基づき公聴会の開催を行う場合は、公述（公聴会において意見を述べることをいう。以下同じ。）の申出の提出期限の15日前までに、次に掲げる事項を告示しなければならない。ただし、開催した期日において公聴会を終了できず続行する場合にあっては、行政庁が当該期日に公述人（公述することができる者をいう。以下同じ。）及び傍聴人に対し、次回の開催の日時、場所等を告知すれば足りる。

- (1) 公聴会の開催の趣旨
- (2) 申請の概要
- (3) 聴取事項
- (4) 公述人の範囲
- (5) 公述人の数及び公述の時間
- (6) 公述の申出の提出先、提出期限、記載すべき事項等
- (7) 開催の日時及び場所
- (8) 傍聴に関する事項
- (9) その他必要な事項

2 行政庁は、公述人として決定した者に対し、公聴会の開催の期日の5日前までに、その旨及びその他必要な事項を書面により通知しなければならない。

3 行政庁は、第1項の告示を行った後、開催の日時若しくは場所を変更するとき、又は申請の取下げ若しくは内容の変更があったこと若しくは公述の申出がなかったことにより公聴会の開催を行う必要がなくなつたと認めるときは、その旨を告示し、かつ、公述人に対し書面によりこれを通知しなければならない。

4 行政庁は、公述人の申出があった場合において、当該公述人が公聴会の期日において公述できないことにやむを得ない理由があると認められるときは、あらかじめ、当該公述人に意見の内容を記載した書面（以下「公述書」という。）を提出させることができる。この場合において、第5条第1項の規定により公聴会の進行をつかさどる者は、公聴会の期日において当該公述書を代読し、又は他の者に代読させるものとする。

(意見書の受取)

第3条 行政庁は、条例第10条第1項の規定に基づき意見書の受取を行う場合は、意見書の提出期限の15日前までに次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 意見書の受取の趣旨

- (2) 申請の概要
- (3) 聴取事項
- (4) 意見書を提出できる者の範囲
- (5) 意見書の提出先、提出期限、記載すべき事項等
- (6) その他必要な事項

2 行政庁は、必要と認めるときは、日時及び場所を指定して、口頭で意見を述べさせることができる。

3 行政庁は、第1項の告示を行った後、申請の取下げ又は内容の変更があったことにより意見書の受取を行う必要がなくなつたと認めるときは、その旨を告示しなければならない。

(協議会における協議)

第4条 行政庁は、条例第10条第1項の規定に基づき協議会における協議を行う場合は、最初の協議の期日の5日前（第5号に掲げる事項を告示する場合にあっては、申出の期限の15日前）までに、次に掲げる事項を告示し、かつ、第4号に掲げる者に対し、書面によりこれを通知しなければならない。この場合において、告示及び通知には、処分は行政庁により決定される旨の確認を付すものとする。

- (1) 協議会の趣旨
- (2) 申請の概要
- (3) 主要協議事項
- (4) 協議会構成員（以下「構成員」という。）
- (5) 前号に掲げる者以外に、構成員になることを申し出た者（以下この条において「申出者」という。）の中から構成員を決定する場合はその旨
- (6) 協議の日程及び場所
- (7) 協議の公開又は非公開の別
- (8) その他必要な事項

2 行政庁は、申出者の中から構成員を決定する場合は、当該申出者が提出した書類等に基づき、次に掲げる事項を考慮して構成員を決定するものとし、決定したときは、当該申出者に対しその旨及びその他必要な事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 申出者が主張する利害の内容が前項第3号に係るものであること。
- (2) 申出者がその利害を主張することについて正当な地位にあること。この場合において、その利害が多数の者が共通して有するものであるときは、当該申出者が当該利害を代表することについてこれらの者から承認を得ていること又は適正に代表することができる地位にあると認められること。
- (3) 申出者が誠実に協議に参加する見込みがあること。
- (4) 申出者が主張する利害が、既に他の構成員によって代表されているものでないこと。
- (5) 構成員の数が適当であること。

3 構成員は、協議の期日に出席することができないときは、代理人に協議させることができる。この場合において当該代理人は、行政庁があらかじめ構成員に対し発行した書面を協議の期日に提出してその資格を証明しなければならない。

4 行政庁は、第1項の告示を行った後、協議の日程若しくは場

場所を変更するとき、又は申請の取下げ若しくは内容の変更があったことにより協議会における協議を行う必要がなくなったと認めるときは、その旨を告示し、かつ、構成員に対し書面によりこれを通知しなければならない。

- 5 前項の規定に関わらず、協議会における協議が開始された後において協議の日程又は場所を変更する場合にあっては、協議を公開で行う場合を除き、協議の期日において出席した構成員に対しその旨を告知し、かつ、欠席した構成員に対し書面により通知すれば足りる。

(座長)

第5条 公聴会又は協議会は、行政庁が指名する者（以下「座長」という。）が進行をつかさどる。

- 2 座長は、発言者の発言を制限し、傍聴人の退場を命ずる等、議事整理又は秩序維持のために必要な措置をとることができる。

。

- 3 座長は、行政庁に対し、理由を示して、鑑定人、参考人等を出席させるよう求めることができる。

(記録等)

第6条 条例第10条第3項に規定する議事録には、次に掲げる事項を記載し、座長が署名しなければならない。

- (1) 公聴会又は協議会の件名
- (2) 日時及び場所並びに協議会にあっては協議の公開又は非公開の別
- (3) 出席した公述人又は構成員の住所又は職名及び氏名
- (4) 発言者の氏名及び発言の要旨
- (5) 公聴会又は協議会の経過に関する事項
- (6) その他必要な事項

- 2 座長は、書面、図画、写真その他必要と認めるものを議事録に添付することができる。

- 3 条例第10条第3項に規定する協議書にあっては座長及び構成員が、理由書にあっては座長が署名しなければならない。

(公聴会の開催等を行う場合の処分に要する期間)

第7条 行政庁は、条例第10条第1項の規定に基づき公聴会の開催等を行う場合は、同条第2項に規定する最初の告示の日から1年以内に当該申請に対する処分をしなければならない。同一の方法による意見の聴取を2回以上行う場合又は2以上の方法による意見の聴取を同時に若しくは継続して行う場合等にあっても同様とする。

(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)

第8条 条例第13条第2項第5号の施行規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- (1) 条例等の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

- (2) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分（意見公募手続のを実施することを要しない軽微な変更）

第9条 条例第37条第4項第8号の施行規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
- (2) 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項若しくは号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

5 資 料

本庁各課（室）長
各 出 先 機 関 の 長 殿

総 務 部 長
（県政情報課法制係）

行政手続法の施行について（通知）

行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号。以下「手続法」という。）が、本年 1 0 月 1 日から施行されました。

手続法は、行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続について共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的として制定された法律です。

そこで、貴職においては、基準、標準処理期間の設定等と情報提供、申請書等の取扱い、聴聞・弁明等の手続など、手続法の運用に当たっては、迅速かつ適切に事務処理を行うよう、別紙自治事務次官通知（各都道府県知事あて平成 6 年 9 月 3 0 日自治文第 6 0 号）記載事項のほか、下記の留意点を所属職員に周知徹底の上、遺漏のないように願います。

記

第 1 審査基準、標準処理期間及び処分基準の変更又は新規設定について

- 1 法令の制定又は改廃、国の通達の変更などにより基準等を変更又は新規設定する必要が生じたときは、県政情報課に合議の上、速やかに変更（設定）を行うこと。したがって、関係法令等の動向には十分注意するとともに、基準の変更時に処理中の事案については、申請者に、変更点などに関する適切な情報提供を行うこと。

なお、基準において、「その他知事が必要と認める場合」等の不確定概念用いているものにあつては、客観的かつ合理的な特段の事由がある場合を除き、審査に当たって考慮する要素、その評価の程度や方針といったものを示すように努めるなど、その充実、整備を図ること。

- 2 各部の主管課（総務部にあつては各課）は、1 による基準の設定等の際、先に実施した「行政手続法に係る処分等実態調査」で作成した本県所管処分等のデータベースの変更及び個票の追加・差換えを要する場合には、県政情報課長（法制係）の指示するところにより、マスターフロッピーを確実に修正し、個票等必要な書類を添えて、同課に提出すること。

なお、手続法の円滑な運用のため、必要の都度、各処分等について実態（追跡）調査を実施するものであること。

第2 審査基準等の備付けについて

審査基準等の簿冊及び関係資料は常時適切に管理するものとし、申請者等から求められたときには、当該基準と併せて根拠条文及び関係法令等の規定も迅速に提示し、情報提供できる体制を整えておくこと。

第3 申請者の取扱いについて

- 1 従来実務上行われていた「受理」と「受付」の区別は明確に否定され、到達した申請書を「受理」しないという取扱いはできなくなったこと。したがって、標準処理期間は、申請書が行政庁の事務所（知事が行政庁となる処分であれば本庁、また、経由機関があればその事務所）に到達したときから起算されるので、受領した申請者は直ちに形式審査を行い、引き続き必要な処理を行うものとし、厳に放置してはならないこと。
- 2 申請が形式上の要件に適合しない場合には、却下するのか、又は補正を命ずるのか、その意思を明確かつ確実に申請者に伝えること。したがって、従来散見されたような、補正を求めるものと取下げを求めるものと不明確な申請書の返戻行為をしてはならないこと。

なお、補正を命ずる場合は、その内容と補正の期限を申請者に明示するものとし、補正を求めた期日及びその経緯を記録しておくこと。また、その後の内容審査における指導の経緯等も同様に明らかにしておき、申請者の求めがあったときは、随時、審査の進行状況を示せるようにしておくこと。

第4 理由の提示について

- 1 申請により求められた許認可等を拒否する処分（第8条第1項）をするに当たって提示すべき理由（一部拒否の場合は、拒否の部分についての理由）については、次の事項を記載するものとし、基準として設定したもの以外の事項を用いて処分することは許されないこと。
 - ① 当該許認可の要件（法令の規定だけでなく、公にしている基準を含む。）
 - ② 行政庁が認定した具体的な事実
 - ③ ②の事実を①の要件に当てはめて判断した過程
- 2 不利益処分時に提示すべき理由（第14条第1項）は上記に準ずるが、①については、処分をするかしないかの基準と、どの程度の処分とするかの基準を区分し、③では、この区分に応じて②の事実をそれぞれ当てはめる必要がある。

なお、この理由は、不利益処分に先立って行う聴聞・弁明の実施通知に記載すべき事項（第15条第1項第1号及び第2号並びに第30条第1項第1号及び第2号）と対応していなければならない、聴聞・弁明手続終了後の新たな理由の補充及び差換えはできないので、事実関係の判断を左右しうる新たな証拠書類等を得た場合など、

実施通知記載事項と対応しない理由による処分をするときには、聴聞等の手続を再開し、当事者にその新たな理由を提示しなければならないものであること。

第5 聴聞・弁明手続について

不利益処分に先立って行うべき聴聞・弁明の機会付与の手続については、個別法に特段の定めがあるもののほか、手続法第3章第2節及び第3節の規定並びに次に定めるところによること。

- (1) 聴聞の主宰は、出先機関に委任された処分も含めて県政情報課が行うものであるが、会場の準備等及び必要な経費の負担については処分所管課（事務所）において行うこと。
- (2) 聴聞の期日等については、県政情報課長に事前に協議すること（続行期日、再開の場合も同様とすること。）。
- (3) 処分所管課長は、当事者がやむを得ない理由により聴聞期日の変更を申し出た場合又はその職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができること（この場合も県政情報課長との協議が必要であること。）。

また、この場合、速やかにその旨を当事者及び参加人に通知しなければならないこと。

- (4) 第15条第1項に規定する、聴聞期日までの「相当の期間」については、法令に別段の定めがあるとき及び処分の性質上これにより難い場合を除き、1週間とすること。
- (5) 聴聞を公開する場合は、聴聞通知をするときに、聴聞の期日及び場所を県公報により公告すること。
- (6) 弁明手続において、第30条に規定する弁明書の提出期限までの「相当な期間」は、法令に別段の定めがあるとき及び処分の性質上これにより難い場合を除き、1週間とする。

第6 届出の処理について

届出についても、申請書の取扱いと同様、個別法の定める要件を満たすまで「受理」せずには是正指導を継続するというような取扱いはできなくなったものである。ただし、第37条は、届出が形式上の要件に適合しているものについて規定したものであるから、添付書類又は記載事項の不備などの形式的な不備がある場合の取扱いは、申請書の取扱いに準じて、補正が可能な場合は明確に補正を求めるものとし、補正があったときに届出の効力が生じたものとして取り扱うこと。

第7 行政指導等について

- 1 地方公共団体の機関が行う行政指導は、第3条第2項の規定により適用除外されているところであるが、第32条、第33条及び第34条に規定されている内容については、行政指導のあり方、態様に関する基準として判例法により既に確立しており、実質的には適用があると同様であること、また、今後本県においても第38

条の規定に基づいた具体の措置を講じることとなるので、それまでの間は、手続法
の規定に準じた取扱いを行うよう努めること。

また、同じく適用除外とされた条例・規則に根拠を有する処分についてもできる
だけ手続法の趣旨に沿った取扱いを行うよう努めること。

- 2 第35条第1項の規定により示すこととなる「趣旨及び内容」は、指導要綱又は
決裁済みの方針伺い等がある場合はその内容に沿ったものとし、それらがいない場合
はその都度、上司の承認を得ること。また、これらの場合の「責任者」は、指揮に
当たる所管課等で判断するところによるが、一応所属の課長が考えられるものであ
ること。

「公印省略」

1 3 総 法 第 2 2 号
平成 1 3 年 6 月 2 0 日

本庁各課（室）長 殿

総務部総務課長
（法制係）

行政手続法及び行政手続条例に係る審査基準等
の設定及び公表について（通知）

行政手続法に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の設定並びに公開に当たっての留意事項及び取扱方針については、「行政手続法に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定並びに公表について（平成 6 年 8 月 4 日 6 情法第 2 3 号県政情報課長通知）」に基づき実施されておりますが、その後、行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）の制定及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 7 号）の制定に伴う地方自治法の一部改正により審査基準等の改正が必要となっており、引き続き円滑な事務が行われるよう留意事項及び取扱方針を定めましたので、行政手続法及び行政手続条例に係る審査基準等の設定及び公表については下記の事項に十分に留意して適切に事務処理を行ってください。

なお、「行政手続法に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定並びに公表について」（平成 6 年 8 月 4 日 6 情法第 2 3 号県政情報課長通知）は、廃止します。

記

第 1 審査基準等の設定

（行政手続法第 5 条第 1 項、第 6 条及び第 1 2 条並びに行政手続条例第 5 条第 1 項、第 6 条及び第 1 2 条）

1 設定の主体

- (1) 設定の主体は、行政庁（当該処分権限を有する者）であること。
- (2) 知事が行政庁である処分については、主務課（室）において起案し、主務部の部長の決裁を受けること。
- (3) 当該処分の権限が委任されていることにより、出先機関の長が当該行政庁となっている処分については、当該出先機関の長が審査基準等を設定することとなるが、主務課（室）において、事務処理の統一を図るため、審査基準等の設定に係る運用通達を発すること。この場合は、当該運用通達について、主務部の部長の決裁を受けること。

2 設定の単位

- (1) 原則として、個々の処分ごとに設定すること。ただし、2以上の処分に係る審査基準又は処分基準の内容に共通する事項が多い場合等は、一本の基準として設定できること。この場合、それぞれの処分に適用される箇所が明確に判別できるようにすること。
- (2) 標準処理期間は、各処分ごとに設定すること。

3 設定の形式

- (1) 審査基準等は、福岡県事務決裁規程第10条の表3の項に規定する「事務処理要綱」であること。
- (2) 各大臣が、その所管する法令に係る普通地方公共団体の第一号法定受託事務の処理についてよるべき基準を定めている場合
 - ① 当該よるべき基準で示されている内容の全部が審査基準等に該当する場合において、そのまま審査基準等として用いるときは、当該よるべき基準を引用する方法によること。
 - ② 当該よるべき基準で示されている内容の一部が審査基準等に該当する場合において、当該部分を審査基準等として用いるときは、引用部分を明確に判別できるようにしておくこと。(例：引用部分の下線引き、枠囲み等)
 - ③ 当該よるべき基準のほかに県独自の基準が設定されている場合は、両者の該当部分を合わせて一つの審査基準等とする方法によること。
- (3) 各大臣のよるべき基準等がない場合
 - ① 県独自の審査基準等を既に内規等で設定している場合は、その内容如何により、(2)の①又は②を準用し、内規等を引用する方法によること。
 - ② 法律、政令又は条例の制定等に伴い新たに県独自の審査基準等を設定する場合は、箇条書き等により具体的に記載した審査基準等を設定する方法によること。

※ (3)の場合は、国の各省庁との間に取扱上のずれが生じないように、設定に当たっては、当該省庁と十分に協議を行っておくこと。
- (4) 機関委任事務の廃止に伴い、従来指揮監督権に基づき拘束力のあるものとして出されていた「通達」については、各省庁において何ら措置を採られていない場合には既に失効しているものであるので、当該通達をそのまま審査基準等とはできないものであること。
- (5) 審査基準等の決裁は、別紙様式第1号により法令単位としてよいこと。なお、審査基準及び標準処理期間は、原則として、同時に設定すること。

4 設定しない場合

- (1) やむを得ない理由により処分基準を設定できない場合は、主務課（室）において、理由書を作成し、主務課（室）長の決裁を受けること。
- (2) なお、判断基準が「法令の定め」に尽くされている結果、審査基準等を定めることを要しない場合においても(1)と同様その旨の理由書を作成し、主務課（室）長の決裁を受けること。

- (3) 当該処分の権限が委任されていることにより、出先機関の長が当該行政庁となっている処分については、当該出先機関の長が理由書を作成することとなるが、主務課（室）において、事務処理の統一を図るため、理由書の作成に係る運用通達を発すること。この場合は、当該運用通達について、主務部の部長の決裁を受けること。
- (4) 理由書の決裁は、別紙様式第2号により法令単位としてよいこと。

第2 審査基準等の公表（行政手続法第5条第3項、第6条及び第12条第1項並びに行政手続条例第5条第3項、第6条及び第12条第1項）

1 公表の方法

- (1) 主務課（室）において、法令ごとに次の順位により綴じ込み、簿冊形式で管理しておくこと。（別表「簿冊作成の代表例」参照）
 - ① 当該法令に定められている各処分に係る根拠規定の写し
 - ② 当該法令に定められている各処分に係る審査基準等の写し
- (2) 標準処理期間は、原則として、審査基準と一体のものとして公表することとする。ただし、審査基準を公表しない場合は、その旨を表示し、標準処理期間のみを記載して、(1)の簿冊に綴じ込むこと。
- (3) 審査基準と処分基準に係る簿冊は、別々の簿冊とすること。
- (4) 申請行為が出先機関を経由して行われる場合は、(1)の簿冊を当該出先機関においても管理しておくこと。
- (5) 第1の1の(3)の場合は、各出先機関において、(1)の例により、簿冊形式で管理しておくこと（なお、主務課（室）において、この旨、各出先機関あて通知すること）。

- 2 第1の4の理由書は、上記1の(1)の例により、簿冊を作成し、管理しておくこと。
※ なお、当該理由書は、公表の対象となるものではないが、申請者等から設定できない理由等の説明を求められた際に、迅速、かつ、明確に説明できるように簿冊として管理するものである。

3 公表できない場合

やむを得ない理由により公表できない場合は、第1の4の(1)の例により、理由書を作成すること。なお、当該理由書については、2の簿冊に綴じ込むこと。
標準処理期間については、設定した以上、例外なく公表しなければならないことに注意すること。

第3 その他

- 1 設定及び公表に際して注意すべき事項については、各課（室）配付済みの「逐条解説行政法」（総務庁行政管理局編）を参照すること。
- 2 審査基準等の改正を行う場合においても、本取扱方針の例によること。
- 3 本取扱方針によっても、なお不明確な点がある場合は、迅速に、法務係と個別の協議を行うこと。

様式第 1 号

～法（条例）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び
標準処理期間

（※ 年 月 日設定）
（注 5 参照）

- 1 「～処分」（第○条（項・号））については、別紙「(各大臣のよるべき基準名)」のとおりとする。

※ 標準処理期間～日
（本文第 1 の 3 の(2)の①の場合）

- 2 「～処分」（第○条（項・号））については、別紙のとおりとする。

※ 標準処理期間～日
（※ 別紙として、下線引き等を付した各大臣のよるべき基準を添付すること。）
（本文第 1 の 3 の(2)の②の場合）

- 3 「～処分」（第○条（項・号））については、次のとおりとする。

（※ 当該処分の審査基準等について箇条書き等により具体的に記載すること。）

※ 標準処理期間～日
（本文第 1 の 3 の(2)の③の場合）

注 1 標準処理期間の設定を併せて行う場合は、各処分ごとに※を付して「標準処理期間～日」等と記載すること。

2 2以上の処分に係る審査基準の内容に共通する事項が多い場合は、まず、「共通の基準」を定め、次に各処分に特有な部分を「個別の基準」として定めること。

3 不利益処分についても、この例によること。

4 処分名については、「行政手続法に係る実態調査」における名称を用いること。

5 「 年 月 日設定」という日付は、起案時には記載せず、簿冊作成時に上記の場所に記載すること。（決裁日）

様式第 2 号

理 由 書

(～法(条例)に基づく「申請に対する処分」)

1 「～処分」(第○条(項・号))

(※ 下記理由が共通する場合は、処分名を列記すること。)

- ・審査基準を設定できない理由
(審査基準を公表できない理由)
(標準処理期間を設定できない理由)

参考

(1) 国の対応状況

(※ 指針提示予定の有無、所管省庁との協議内容等を記載すること。)

(2) 他県の状況

2 「～処分」(第○条(項・号))

(記載内容は、上記 1 と同じ。)

注 1 不利益処分についても、この例によること。

2 処分名については、様式第 1 号の注 4 によること。

別表 「簿冊作成の代表例」

各 様 式	様式第 1 号 A 法に基づく 審査基準等 1 2		様式第 2 号 理 由 書 1 2	
審 査 基 準 等 簿 冊	審査基準及び 標準処理期間 処 分 基 準 ※ 公表する。		理 由 書 簿 冊	理由書・審査基準 及び標準処理期間 理由書・処分基準 ※ 公表しない。
留 意 事 項	1 理由書簿冊は、審査基準等簿冊と明確に区別できるように色分け等を行うこと。 2 各簿冊は、常用扱いとすること。 3 審査基準等の設定等を行った際の決裁文書一式は、簿冊とは別に保存することになる。 4 審査基準等が変更になった場合は、差し替え等を確実にを行い、変更年月日を明示しておくこと。このことは、出先機関においても徹底すること。			
各 簿 冊 の 形 式 例	目 次 (例) ・ A 法 処分名を列記 ・ B 法 処分名を列記 (行政手続法実態調査の総括 表の写しが利用可能) A 1 2 B 1 2 注：簿冊の綴じ方 ①A、Bは法令名 法令等の根拠規定を添付する。 ②次に各様式の写しを添付する (公表しない審査基準等を除く。) ③最後に 1、2 の通達等具体の 基準を添付する。 ④A、B、1、2 にはインデッ クスを付けて検索を容易にす ること。 ⑤これは代表例であるので、各 課において修正を加えて作成 すること。			

(公印省略)

18行経第2245号

平成19年2月16日

本庁各課（室）長
各出先機関の長

総 務 部 長
(行政経営企画課法務班)

福岡県行政手続条例第6章に定める意見公募手続等の運用について（通知）

福岡県行政手続条例の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第58号）が平成18年12月27日に制定され、平成19年4月1日から施行されることになりました。

本条例は、規則等を定める際に、案を公示し、広く一般から意見を公募する手続等を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として制定されたものです。

このような趣旨及び目的を踏まえ、本条例によって改正される福岡県行政手続条例の施行に当たっては、下記の留意点を所属職員に周知徹底の上、遺漏のないように願います。

記

※ 以下、特に断りがない場合、条文は「福岡県行政手続条例の一部を改正する条例」による改正後の「福岡県行政手続条例」のものである。

1 総論

〈規則等該当性の判断等〉

- (1) 改正後の福岡県行政手続条例上の手続等については、第2条第9号の規則等に当たるか否かも含め、規則等を定めようとする（改廃しようとする場合を含む。以下同じ。）主務課（室）及び出先機関（以下「担当課」という。）が行政手続法及び個別法並びに福岡県行政手続条例及び個別条例の趣旨に基づいて判断し適正に運用すること。
- (2) 第2条第9号イ及びロの規則、処分の要件を定める告示が制定主体や制定形式に着目しているのに対し、同号ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの審査基準、行政手続法審査基準、処分基準、行政手続法処分基準及び行政指導指針（以下「審査基準等」という。）は、制定形式に着目したものではない。したがって、告示、通達、訓令、通知等のいずれの形式をとっているかを問わない。
- (3) 担当課が自ら審査基準等として用いるものでなくとも、審査基準等となる内容のものを定める場合は審査基準等に当たる。
- (4) 定めようとするものに規則等に該当する部分としない部分がある場合でも、それを1つのまとまりとして制定することに意味がある等の理由で、規則等に該当しない部分を含めて意見公募手続に付すことは妨げない。なお、この場合、どの部分が規則等に当たるかについて示すことがわかりやすさの点から望まれる。

- (5) 意見公募手続等についての適用除外規定として、第3条第2項は規則等の内容・性質上除外することが妥当と考えられるものについて、第4条第2項は行政機関の組織や人事、内部における会計事務処理等に関する規則等について、これらを定める行為をそれぞれ第6章の適用除外とするものである。また、第37条第4項各号は、個別の規則等について、上の適用除外規定に当たらないが、緊急に定める必要があるなどの具体的な事情がある場合に、意見公募手続の義務付けを解除する趣旨であり、意見公募手続を実施しなかった理由や規則等の趣旨を公示する義務については適用除外とされない。
- (6) 定めようとする規則等が第3条第2項及び第4条第2項の適用除外事項に該当するか、また、第37条第4項の意見公募手続の義務付けの解除事由に該当するかは、案全体について包括的に判断せず、例えば、条項など規則等の個別の規定ごとに検討し判断する必要がある。なお、適用除外又は義務解除となる条項についても、担当課の任意により、本条例の規定に沿った手続に付すことは妨げない。

2 公示の方法

〈公示・周知〉

- (1) 第43条第1項の「公示」には、県のホームページを用いる。
- (2) 意見公募手続の実施に際しては、県のホームページへの掲載による周知・情報提供のほか、デジタル・ディバイドにも配慮し、インターネット以外の方法による周知・情報提供にも努めることが望まれる。例としては、行政機関の窓口における資料配布、県公報への登載、報道発表等が想定される。
- (3) 意見公募案件についての周知・情報提供の際には、意見公募の事実のみでなく、どのような案件について意見を募集する趣旨か、案・関連資料がどこで入手可能であるかについて伝えるよう努める。
- (4) 担当課は、必要に応じて有識者及び利害関係人に対して、意見公募を実施している旨の周知に努める。

〈「県のホームページ」への掲載〉

- (5) 意見公募手続について、県のホームページへ掲載する内容は、【様式1】のとおりとする。
- (6) 意見公募及び結果公示に用いる電子ファイル（「案」、「関連資料」等）については、担当課が県のホームページ上に作成する。

〈掲載の方法及び期間〉

- (7) 県のホームページへ掲載する場合の詳細な手順は、「福岡県ホームページ掲載情報等作成ガイドライン」による。
- (8) 意見公募及び結果公示案件については、手続が終了した年度の翌年度末までは県のホームページ上に掲載しておく。
- (9) 掲載期間中は、意見公募及び結果公示案件画面からリンクされているファイルが閲覧できない状態（リンク切れ）にならないよう留意する。

〈「県公報」への登載〉

- (10) デジタル・ディバイドに配慮し、当分の間、県公報において、意見公募及び結果公示案件を登載するよう努める。

3 意見公募手続

〈手続の開始〉

- (1) 意見公募手続は「案」及び「関連資料」を県のホームページにおいて公示することにより開始される。仮に県のホームページに掲載する前に報道発表を行うなどしても、公募手続の開始期間は県のホームページに掲載された日が起算日となり、その日から30日以上の間を確保する必要がある。

〈案について〉

- (2) 「案」は、形式を問わないが、以下に留意する必要がある。

① 「規則等の題名」

定めようとする規則等が特定できるような具体的かつ明確な題名とする。(いわゆる仮称、仮題等を用いる場合はその旨を明示する。)

② 「規則等を定める根拠となる法令の条項」

原則として、以下の条項を明示する。

ア 規則の場合：当該規則に委任している法令の条項又は当該規則の根拠となる法令の条項

イ 審査基準の場合：第5条第1項及び当該基準に係る処分の根拠となる条例の条項

ウ 行政手続法審査基準の場合：行政手続法第5条第1項及び当該基準に係る処分の根拠となる法令の条項

エ 処分基準の場合：第12条第1項及び当該基準に係る処分の根拠となる条例の条項

オ 行政手続法処分基準の場合：行政手続法第12条第1項及び当該基準に係る処分の根拠となる法令の条項

カ 行政指導指針の場合：第34条及び当該指針に基づき行う行政指導の根拠となる法令及び条例の条項(ある場合)

③ 「具体的かつ明確な内容」について

「案」は広く一般の意見を求めるために公示するものであり、提出された意見を踏まえて修正され得ることを当然の前提とするものであるが、一方で、第37条第2項にいう「具体的かつ明確な内容のもの」であることを踏まえ、担当課として十分な検討を経て練られたもので、当該案を公示する時点で最終的に規則等において定めようと考えている事項が、「具体的かつ明確」に記載されている必要がある。

これは、何をどのように定めることとしているかが網羅的に明示されている必要があり、定めようとする事項の一部の例示では足りない。規則の場合であれば、例えば、条文そのものや新旧対照表、要綱、又は概要等を示すことが想定されるが、定めようとする内容が、例えば、部分的にしかわからないような概括的なものであってはならない。

十分な検討を経て練られておらず、「具体的かつ明確な内容」の案でないものが提示された場合、本条例による手続を実施したことにはならない。

〈「関連資料」について〉

- (3) 「関連資料」は、県民が規則等の「案」の内容を理解する上で必要な情報を提供するものである。形式は問わないが、参考のため、例を示すと以下のとおりである。
- ・ 規則等を定めようとする趣旨・目的・背景・経緯に関する資料
 - ・ 規則等の案の要約（概略をつかめるもの）、案の内容を説明する資料
 - ・ 「案」に係る制度の概要、関係法令の参照条文
 - ・ 新旧対照条文（案として掲載している場合を除く。）
 - ・ 当該規則等が定められることによって生じるとされる影響の程度や範囲が示された資料や代替案との比較結果
 - ・ 立案に際して実施した調査の結果や審議会答申等
 - ・ 併せて改正される他の制度等の概要

〈意見公募要領〉

- (4) 意見公募時には、案・関連資料と併せて意見公募要領を公示する。
なお、意見公募要領は、【様式2】のとおりとする。

〈公示を行う時期〉

- (5) 「案」及び「関連資料」の公示の時期は、個々の案件ごとに担当課が適切に判断することになるが、「案」が「具体的かつ明確な内容」になった段階で行われる。
- (6) 立案に当たっての庁内協議などの手続と、意見公募手続の実施の時期については、その前後関係は制度上規定されておらず、個々の案件に応じて判断されるものである。

〈意見提出期間について〉

- (7) 期間の算定に当たっては、意見を提出することができる期間として30日以上を確保する。
- (8) 意見提出期間の「30日以上」に休日を含むことは妨げないが、長期間に渡る休日期間（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始等）を含んで意見提出期間を設定した場合、例えば、法人が意見を提出しようとするときに、案件によっては実質的な意見提出期間が十分ではないと考えられる場合もあるので、必要に応じ、相応と判断される期間の延長を検討するべきである。

〈30日以上提出期間を定めることができない「やむを得ない理由がある場合」（第38条第1項）〉

- (9) 担当課は、規則等の立案に当たって、適用除外に該当しない限り、福岡県行政手続条例上の手続を念頭において規則等の制定（改廃を含む。以下同じ。）スケジュールを組む必要があり、30日以上提出期間を定めることができないやむを得ない理由がある場合は、公示の際にその理由を明らかにする。ただし、例えば、単に「早急に定める必要があるため」等としたのでは理由を示したことにならず、早急に定める必要性について具体的に示す必要がある。
- (10) 30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由がある場合とは、例えば、30日以上意見提出期間を設定しなければならないとすると、あらかじめ定められた施行日からの施行が困難になると認められるような場合などが該当する。
- (11) 規則等の内容を諮問する審議会等の開催日や担当者の人事異動が迫っているなど、担当課の内部事務的な都合は理由として認められない。

- (12) 30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときであっても、できるだけ長期間の意見提出期間を定めるよう努めるべきである。

4 意見提出方法

- (1) 意見提出方法は、電子メールによる提出を標準とし、デジタル・ディバイドにも配慮して、インターネットを用いない方法として、ファクシミリ・郵送等による方法も可とする。
- (2) 意見提出を実質的に制約するような条件を付してはならない。

例：意見提出について極端に少ない上限文字数又は極端に多い下限文字数を設けたり、意見公募対象と関連のない理由で、一般に普及していない特定のソフトウェアを利用した様式等の利用を求めること、不必要な個人情報の記載を強制し、また、これを公表すること。

- (3) 円滑な事務処理等の必要性から、意見公募要領とともに参考様式として意見提出様式を定めているが、意見公募手続は要式行為ではないので、その様式を利用していないもの、意見提出者についての情報や連絡先等を記載していないものでも、提出意見として取り扱う必要がある。ただし、その記載がないために提出意見の趣旨が確認できない場合には、担当課は、記載されている提出意見の内容の範囲内で扱わざるをえない。
- (4) 意見公募手続により氏名、連絡先等の個人情報を取得し、組織的に利用・保有する場合には、担当課には、「福岡県個人情報保護条例」（平成16年福岡県条例第57号。以下「保護条例」という。）第2章に規定する個人情報の収集の制限（同条例第3条）、利用及び提供の制限（同条例第5条）等が課せられることに注意する。

（参考） 意見公募手続等において個人情報を取得する際の考え方

- ① 保護条例第3条は、実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、かつ、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならないとする。
- ② 意見公募手続等において担当課が取得する個人情報とは、提出意見、これに附記された氏名・連絡先等の特定の個人を識別可能とする情報からなる一まとまりのものである。
- ③ 提出意見は、規則等を定めるに当たり考慮するほか、福岡県行政手続条例第41条に基づき公示される。取得の状況からみて利用目的が明らかな個人情報を取得する場合には、利用目的の明示は不要であるが、本県の意見公募要領では、当該個人情報の利用目的を「氏名、住所等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認に用いる。」と明示している。
- (5) 意見提出に使用する言語は日本語とする。

〈意見の到達について〉

- (6) 電子情報処理組織を使用して行う場合

福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年福岡県条例第12号）の規定を類推適用し、行政機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に担当課に到達したものとみなす。

行政機関の電子計算機のトラブル等により意見提出が困難となった場合には、期間延長の措置を講ずるなどにより、30日以上の意見提出期間を確保するよう努める。

(7) 郵送の場合

締切日を過ぎて届いたものについても、例えば、締切日の消印が押されているなどの個々の事情に応じ、提出者に有利に判断することを妨げない。

5 提出意見の考慮

- (1) 意見公募で提出された意見を担当課が考慮すべきことは当然であるが、第40条では提出された意見を十分に考慮することを条例上の義務として定めており、担当課は、意見提出期間後に規則等の制定についての最終的な意思決定を行う必要がある。
- (2) 意見提出期間終了後の規則等を定める時期については、提出意見を十分に考慮するに当たり必要な期間を確保した後となる。意見提出期間終了直後に規則等の制定を行うなどにより提出意見を十分に考慮していることにつき一般からの無用の疑念が生じないように、留意する。

6 結果の公示

- (1) 結果の公示に関し、第41条第1項及び第5項の「当該規則等の公布と同時期」とは、公布と同時（同日）か、提出意見の多寡やその内容等の個別の事情にかんがみ、合理性の認められる範囲内でその前後である。県民の誤解を生じさせないように、結果の公示は速やか（公示する事項を作成・整理し終えるまでの作業期間として合理的な説明のできる期間後）に行わなければならない。
- (2) 意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めなかった場合にも、第41条第4項に規定する結果の公示の手続を速やかに行わなければならない。

7 結果の公示の内容

- (1) 意見公募手続を実施して規則等を定めた場合（第41条第1項関係）

- ① 福岡県行政手続条例の規定上、以下の事項は必ず公示する。

ア 定めた規則等の題名

イ 規則等の案の公示の日

ウ 提出意見（なかった場合にはその旨）

エ 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した規則等の案と定めた規則等との差異を含む。）及びその理由

- ② 「定めた規則等の題名」、「規則等の案の公示の日」は、県民が、当該結果公示がどの規則等についてのものかを容易に判別し、内容を把握することができるようなものとする。

（記載例）

ア 規則・告示は、題名、規則・告示番号及び公示（公布）の日

例：〇〇条例施行規則（平成18年福岡県規則第〇〇号） 平成18年〇〇月〇〇日

〇〇規程（平成18年〇〇月福岡県告示第〇〇号） 平成18年〇〇月〇〇日

イ ア以外の通知等の場合には、題名、文書番号及び発出年月日

例：〇〇条例第〇条に基づく許可の審査基準について（平成18年〇〇第〇号）

平成18年〇〇月〇〇日

- ③ 「提出意見」は、内容を整理せず、そのまま公示するほか、第41条第2項に基づき整理・要約したものを公示することができる。この場合、提出意見そのものを公にしている場所

及びその閲覧方法等をあわせて公表する。

また、第41条第3項に基づき、「第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるとき」には公示する提出意見からその全部又は一部を除くことができる。

- ④ 公にする方法としては、例えば、行政機関の窓口における備付けのほか、求めに応じて提示することが挙げられる。
 - ⑤ 提出意見の閲覧は本制度に基づき可能なものであり、閲覧者に対しては福岡県情報公開条例や福岡県個人情報保護条例に基づく開示請求の手続によることなく閲覧させる必要がある。
 - ⑥ 「提出意見を考慮した結果」としては、意見公募手続で公示した案と定めた規則等との差異、提出意見を反映させたか否か（具体的にどのように反映させたかを含む。）を、「その理由」としては、提出意見をなぜ反映させたか・させなかったかを、県民に理解できるように具体的に示す必要がある。
 - ⑦ なお、③の公示に当たっては、対照表を利用するなど、県民にわかりやすい方法で示すよう努めるべきである。
- (2) 意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めないこととした場合（第41条第4項関係）
- ① 福岡県行政手続条例の規定上、以下の事項は必ず公示する。
 - ア 意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めないこととした旨（別の案で改めて意見公募手続を実施しようとする場合には、その旨）
 - イ 定めようとしていた規則等の題名（規則等の案を公示した際に明らかにした題名）
 - ウ 当該規則等の案を公示した日
 - ② また、規則等を定めないこととした旨のみではなく、規則等を定めないこととした理由（別の案で改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その理由）についても可能な限り説明する。
- (3) 第37条第4項各号に該当することにより意見公募手続を実施せずに規則等を定めた場合
- ① 福岡県行政手続条例の規定上、以下の事項は必ず公示する。
 - ア 規則等の題名
 - イ 第37条第4項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合で、当該規則等の趣旨が当該規則等自体から明らかでない場合は、規則等の趣旨
 - ウ 意見公募手続を実施しなかった旨
 - エ 意見公募手続を実施しなかった理由
 - ② 意見公募手続を実施せずに規則等を定めた場合の第41条第5項に基づく公示についても、意見公募手続を実施した場合の結果の公示同様、「規則等の公布と同時期」に行わなければならない。
 - ③ 「当該規則等の趣旨が当該規則等自体から明らかでない場合」とは、例えば、審査基準を内容とし、当該審査基準を定めた趣旨などが示されていない場合などがあげられる。規則等の趣旨を示すに当たっては、県民にわかりやすいよう、例えば、規則等の根拠条文、目的・背景、規則等の内容の要約、関連制度の概要等を示すよう努める。
 - ④ 意見公募手続を実施しなかった理由については、第37条第4項各号のどれに該当するのかを明らかにするのみでは不十分で、各号に該当するとの判断に至った理由も説明する必要がある。

8 意見公募手続の特例

〈委員会等が実施する「意見公募手続に準じた手続」(第38条第2項)〉

- (1) 委員会等が実施した「意見公募手続に準じた手続」については、意見公募手続の基本的な要素として以下が満たされていることが必要である。
 - ① 意見公募手続について求められるものと同等の「案」及び「関連資料」を公表する。
 - ② 原則として30日以上意見提出期間を定めて広く一般の意見を求める。
 - ③ 公表の手段として、意見公募手続の公示の方法と同様に、原則として県のホームページを用いる。
- (2) なお、結果の公示は、当該規則等を定める担当課が、規則等の公布と同時期に(規則等を定めないこととした場合速やかに)行う(第41条)。別途、委員会等が「結果の公示」を行うことについては任意であるが、委員会等による「結果の公示」のみでは本条例が定める義務を果たしたことにならない。

9 その他

〈施行期日等〉

- (1) 福岡県行政手続条例の一部を改正する条例の施行日は、平成19年4月1日とする。
- (2) この条例による改正後の福岡県行政手続条例(以下「新条例」という。)第2条第9号に規定する規則等(以下「規則等」という。)を定める機関がこの条例の施行の日から60日以内に定める規則等については、新条例第6章の規定は、適用しない。

〈報告書の提出〉

- (3) 担当課が意見公募手続を実施する際には、県のホームページへの掲載前に意見公募期間などを【様式3】により、行政経営企画課へ報告するものとする。

また、県民等の意見とそれに対する県の考え方及び修正後の案(意見公募手続を実施したが規則等を定めないこととした場合を含む。)を公示する場合にあつては【様式4】により、意見公募手続を実施せずに規則等を制定した旨を公示する場合にあつては【様式5】により、行政経営企画課へ報告するものとする。

なお、行政経営企画課では、これらの報告に基づき、県のホームページへ掲載する意見公募及び公示結果等の一覧表を作成する。

〈施行状況調査〉

- (4) 行政経営企画課は、本条例の適正な運用に資するために、施行状況調査を行う。

〈その他〉

- (5) 出先機関が審査基準等を定める場合も意見公募手続等を実施する必要があるが、事務処理の統一を図るため、主務課(室)において本手続等を実施するものとする。

【様式１】

福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続等

1 意見公募手続

意見公募手続とは、行政機関が規則等を制定するに当たって、事前に規則等の案を示し、その案について広く一般から意見や情報を募集するものです。

これは、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、平成１９年４月から導入された手続です。

意見公募手続等の概要

1 意見公募手続の対象

県の機関が定める規則等（規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針）が対象となります。ただし、規則等の内容や性質上、意見公募の対象とすることが不適当なもの（例：県の組織や予算・決算手続を定める規則等）については、意見公募手続等が適用されません。

また、緊急に定める必要がある規則等については、意見公募手続は実施しませんが、意見公募手続を実施しなかった理由及びその規則等の趣旨は公示します。

2 意見公募手続の流れ

- (1) 規則等の案や関連資料を事前に公示します。
- (2) 原則３０日以上意見提出期間を置き、県民の方からの意見等の募集を行います。
- (3) 提出された意見等の内容を考慮して、規則等の制定を行います。
- (4) 規則等の公布と同時期に、①規則等の題名、②規則等の案の公示日、③提出意見、④提出意見を考慮した結果及びその理由を公示します。

3 公示の方法

規則等の案や結果の公示は、県のホームページを用いて行います。

※ 意見公募手続等について、さらに詳しく知りたい方は、次の資料をご覧ください。

- ・ 意見公募手続の流れ
- ・ 福岡県行政手続条例
- ・ 福岡県行政手続条例施行規則

2 現在意見募集中の案件

案件番号	案 件 名	公 示 日	意見提出期限	担 当 課
1	〇〇規則の一部改正について	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇〇部〇〇課
2	△△規則の制定について	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇〇部〇〇課

3 意見募集の結果（意見の概要とこれに対する本県の考え方及び決定内容）

案件番号	案 件 名	結果公示日	意見提出期限	担 当 課
1	〇〇規則の一部改正について	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日 ～〇月〇日	〇〇部〇〇課
2	△△規則の制定について	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日 ～〇月〇日	〇〇部〇〇課

4 意見公募手続を実施しなかったもの（実施しなかった理由及び規則等の趣旨）

案 件 名	結果公示日	担 当 課
〇〇規則の一部改正について	〇年〇月〇日	〇〇部〇〇課
△△規則の制定について	〇年〇月〇日	〇〇部〇〇課

5 問い合わせ先

意見募集案件の内容に関してご不明な点があれば、各担当課にお問い合わせください。

なお、意見公募手続等の制度に関してご不明な点があれば、総務部行政経営企画課にお問い合わせください。

T E L : 092-643-3028

F A X : 092-643-3032

E-mail : gyokei@pref.fukuoka.lg.jp

意見公募手続の流れ

県が規則等（規則、審査基準、処分基準、行政指導指針）の案を作成します。



県が作成した案等を県民の皆さんに公表します。

公表資料

必ず公表するもの

規則等の案
規則等を定める根拠となる法令の条項

公表に努めるもの

案の趣旨・目的・背景・経緯
案の概要
関連資料（影響分析・論点整理等）

公表方法

次の方法を必ず利用して公表する。

インターネット上のウェブサイト
県庁担当課（備付け）

次の方法を活用するなど周知に努める。

県公報掲載
広報誌等による広報
報道発表



県民の皆さんに案等についてご検討いただきます。

（意見提出期間は原則として30日以上）



県民の皆さんから意見・情報等を提出いただきます。

提出方法 電子メール、ファクシミリ、郵送等



県民の皆さんから寄せられた意見・情報等を県で検討します。

- ・ 反映できるものについては、案を修正します。
- ・ 反映できないものについては、その理由を取りまとめます。

※ 意見に対する個別の回答はいたしません。



規則等が決定した後、県民の皆さんに公表します。

公表資料

必ず公表するもの

規則等の題名
規則等の案の公示の日
提出意見（提出意見がなかった場合に
あってはその旨）
提出意見を考慮した結果及びその理由

* 意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めなかった場合にはその旨

* 意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

公表方法

次の方法を必ず利用して公表する。

インターネット上のウェブサイト
県庁担当課（備付け）

次の方法を活用するなど周知に努める。

県公報掲載
広報誌等による広報
報道発表

意見公募要領

1 意見募集対象

福岡県〇〇規則の一部を改正する規則案

2 資料入手方法

意見募集対象となる規則案（概要等の参考資料を含む。）については、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）の「募集」欄に掲載するほか、〇〇部□□課にて閲覧に供します。

3 意見提出方法

意見書欄に必要な事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見はお受けしません。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：□□@pref.fukuoka.lg.jp

〇〇部□□課△△係担当 あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合わせください。））として提出してください。なお、電子メールの受取可能最大容量は、5 MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) F A X を利用する場合

F A X 番号：0 9 2－〇〇〇－〇〇〇〇

〇〇部□□課△△係担当 あて

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

(3) 郵送する場合

〒8 1 2－8 5 7 7 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

〇〇部□□課△△係担当 あて

4 意見提出期限

平成〇〇年〇〇月〇〇日（ ）午後 5 時（必着）

5 留意事項

- (1) 提出していただく意見は、日本語に限ります。
- (2) 意見が 1 0 0 0 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- (3) 郵送又は F A X の場合には、別途、意見の内容を保存した磁気ディスクの提出をお願いする場合があります。なお、送付いただいた磁気ディスクについては返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 提出されました意見は、後日、意見公募の結果を公示する際に、福岡県庁ホームページに掲載するほか、〇〇部□□課において閲覧することができます。
- (5) 意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）その他の情報は公表する場合があります。公表するに当たって、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- (6) 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (7) 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

6 問い合わせ先

〇〇部□□課△△係（0 9 2－〇〇〇－〇〇〇〇）

(参考様式)

意見書

平成 年 月 日

〇〇部□□課 あて

郵便番号：〒 _____
(ふりがな)

住 所： _____
(ふりがな)

氏 名： _____

電話番号： _____

電子メールアドレス： _____

福岡県〇〇規則の一部を改正する規則案に関し、以下のとおり意見を提出します。

(別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合は、ページ番号を記載すること。

【様式 3】

(公印省略)

第 号
年 月 日

総務部行政経営企画課長 殿

主務課（室）長

「〇〇規則の一部改正」に係る意見公募手続の実施について（報告）

福岡県行政手続条例第 37 条第 1 項の規定に基づき、「〇〇規則の一部改正」に係る意見公募手続を下記により実施しますので、報告します。

なお、別添公告案により、県公報への登載をあわせてお願いします。

記

- 1 実施期間（意見募集期間）
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 2 ホームページ掲載情報の URL
- 3 公示資料
別添のとおり
- 4 公告案
別添のとおり

【様式 4】

(公印省略)

第 号
年 月 日

総務部行政経営企画課長 殿

主務課（室）長

「〇〇規則の一部改正」に係る意見公募手続の実施結果について（報告）

福岡県行政手続条例第 37 条第 1 項の規定に基づき、「〇〇規則の一部改正」に係る意見公募手続を下記により実施したところ、その結果は下記のとおりでしたので、報告します。

なお、別添公告案により、県公報への登載をあわせてお願いします。

記

- 1 結果公示日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 ホームページ掲載情報の URL
- 3 公示資料
別添のとおり
- 4 公告案
別添のとおり

【様式 5】

(公印省略)

第 号
年 月 日

総務部行政経営企画課長 殿

主務課（室）長

「〇〇規則の一部改正」に係る意見公募手続について（報告）

標記のことについては、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第〇号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに〇〇規則の一部改正を行ったので、下記のとおり報告します。

なお、別添公告案により、県公報への登載をあわせてお願いします。

記

- 1 意見公募手続を実施しなかった理由
- 2 ホームページ掲載情報の URL
- 3 公示資料
別添のとおり
- 4 公告案
別添のとおり

本庁各課（室）長 }
各出先機関の長 } 殿

総 務 部 長
(行政経営企画課法務班)

福岡県行政手続条例の一部を改正する条例の施行について（通知）

福岡県行政手続条例の一部を改正する条例（平成26年福岡県条例第43号。以下「改正条例」という。）が平成26年12月25日に公布され、平成27年4月1日から施行されます。

改正条例は、行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）の制定の趣旨にのっとり、処分及び行政指導に関する手続について、県民の権利利益の保護の充実を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分等を求める制度、法律又は条例等の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度等を整備すること等により、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として制定されたものです。

改正条例制定の趣旨及び目的に照らし、改正条例による改正後の福岡県行政手続条例（以下「条例」という。）の趣旨、解釈及び運用を下記のとおり明らかにしましたので、所属職員に周知徹底し、適切に運用されるようお願いいたします。

記

1 「行政指導の方式」の追加（条例第33条第2項関係）

（1）趣旨

本項は、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する県の機関が行政指導をする際に、当該権限を行使し得る旨を示すときは、行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該権限の根拠となる法令の条項や当該権限の行使が当該条項に規定される要件に適合する理由等を示さなければならないこととすることにより、行政指導の手続の透明性を高め、条例第32条に規定する不適切な行政指導を防止し、もって行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とするものである。

（2）対象となる場合

本項の「権限を行使し得る旨を示すとき」とは、当該行政指導をする時点において既に当該権限を行使することが可能である場合に、当該権限を行使し得る旨を示すときのほか、当該行政指導に従わないときに法令上当該権限を行使することができることとされている場合に、当該権限を行使し得る旨を示すと

きも含まれるものである。

(3) 行政指導の相手方に示す事項及び方法

ア 本項各号に掲げる事項については、当該行政指導の相手方が、当該権限の根拠及び要件並びに当該権限を行使し得る理由を明確に認識し得るよう具体的に示される必要がある。例えば、当該権限を行使する具体的な要件が非常に多岐にわたる場合や下位法令等に規定されている場合には、本項第3号の「当該権限の行使が前号の要件に適合する理由」として、これらの要件のうち当該権限を行使し得る根拠となる要件に適合する理由が具体的に示される必要がある。

(注) 具体的には、

「あなたの◇◇という行為が、…法第▽条の規定に違反することが認められたため、◆◆業務の運営の改善措置を講ずるよう指導します。また、この指導に従わず、業務の運営の改善が確認できない場合や、再び違反行為があった場合には、以下のとおり、◆◆業務に関する許可が取り消される場合があります。

(ア) 許可取消処分 of 権限を行使し得る根拠となる法令の条項（福岡県行政手続条例第33条第2項第1号） …法第○条

(イ) 上記の条項に規定する要件（福岡県行政手続条例第33条第2項第2号） …法第○条第△号の政令で定める技術的基準に適合しないこと

(ウ) 当該権限の行使が上記の要件に適合する理由（福岡県行政手続条例第33条第2項第3号）あなたの◇◇という行為が、許可取消処分の要件である…法第○条第△号の政令で定める技術的基準のうち…施行令第●条第▲号に定める「□□」という類型に該当しないため」といった示し方が考えられる。

イ 本項各号に掲げる事項について、各事項をそれぞれ分けて示すか各事項を一括して示すかは任意であるが、当該行政指導の相手方がこれらの事項を明確に認識し得ることが必要である。

ウ 本項各号に掲げる事項を相手方に示す方法については、個別の事案に応じて所属において適切に判断するものであるが、条例第33条第3項の規定により、口頭で示した場合において、相手方から書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、本項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 「行政指導の中止等の求め」の創設（条例第34条の2関係）

(1) 趣旨

「行政指導の中止等の求め」は、法令（※）に違反する行為の是正を求める行政指導であって、その根拠や要件が法律又は条例等に規定されているものについては、当該行政指導の相手方に大きな事実上の不利益が生ずるおそれがあることに鑑み、相手方からの申出を端緒として、当該行政指導をした所属が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律又は条例等の規定に違

反する場合には、その中止その他必要な措置を講ずることとすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって当該行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とするものである。

※「法令」とは、条例第2条第1号に規定する「法令」であり、具体的には、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等（福岡県の条例及び福岡県の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。））をいう。

（2）対象となる行政指導

実際に行われる個々の行政指導が「行政指導の中止等の求め」の対象となるか否かについては、所属において、以下の点を踏まえつつ、個別の事例ごとに、申出の具体的内容や当該行政指導の内容、社会通念等に照らして、適切に判断する必要がある。

ア 「法令に違反する行為の是正を求める行政指導」とは、法令に違反する行為自体の中止や適法な状態へ回復する措置その他の法令に違反する行為を改めただすことを内容とする行政指導をいい、具体的には、法令に違反する行為をした者に対して行われる次のような行政指導を指す。

- ・法令に違反する行為（法令に規定されている義務又は要件に反する行為をいう。）自体の解消を内容とするもの
- ・法令に違反する行為自体は終了しているが、当該行為によって生じた影響の除去又は原状の回復を内容とするもの
- ・法令に違反する行為自体は終了しているが、当該行為の再発防止を内容とするもの

なお、個々の行政指導が本条の対象となるか否かについては、当該行政指導の法律又は条例等上の要件が「必要があると認めるとき」とされている場合など、法令に違反する行為があることが明文上の要件とされていない場合も含めて、法令に違反する行為を改めただすことを内容とする行政指導か否かという観点から、個別の事案ごとに判断する。

イ 「行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているもの）」とは、行政指導を行う権限及びその要件が法律又は条例等に規定されているものをいい、県の機関の任務又は所掌事務を定める規定に基づいて行われる行政指導は含まない。

ウ 本条第1項ただし書の「弁明その他意見陳述のための手続を経て」とは、当該行政指導を行うことについて、その相手方となるべき者が意見を陳述する機会が付与されたことをいう。

これには、法定された弁明手続に限らず、運用上、当該行政指導を行うことについて、その相手方となるべき者の意見を聴取する機会を付与した場合も含まれるが、行政指導の相手方となるべき者に対し、書面などにより、行おうとする行政指導の内容及びその理由（根拠条項、原因となる事実等）を明らかにした上で、当該行政指導を行うことについて意見を陳述する機会が付与されたものである必要があり、行おうとする行政指導の内容等を明らかにすることなく、単に当該行政指導の原因となるべき事実の有無について意見を聴取したに

とどまる場合などは、該当しない。

また、行政指導の相手方となるべき者に対し、社会通念上、意見を陳述するために十分な期間を定めて意見陳述の機会を付与したにもかかわらず、正当な理由なく何ら意見が提出されなかった場合などは、「意見陳述のための手続を経て」に含まれる。

なお、「弁明その他意見陳述のための手続」の方法については、特に限定はない。

(3) 申出書の提出に関する所属の対応

ア 申出書の書式については、条例上の定めはなく、申出人は任意の書式により申出をすることが可能である。

なお、所属において、申出人の便宜等のため、参考となる「様式」を作成し、公にすることも考えられるが、その「様式」を用いていないことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない。

イ 本条第2項第5号の「当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由」については、例えば、行政指導の要件に適合するという所属の判断が誤っていることや、当該行政指導が事実誤認に基づくものであることを具体的かつ合理的に示すなど、「要件に適合しない」と考える具体的かつ合理的な根拠を示す必要がある。

ウ 申出書の記載が具体性を欠いていても、申出の対象となる具体的な行政指導が特定され、当該申出書を受けた所属が「必要な調査」その他の本条第3項に規定する措置をとるに当たって特段の支障が生じない場合には、相手方からの申出を端緒として行政指導をした所属が改めて調査を行うという本制度の趣旨に照らし、「必要な調査」を行う等の本条第3項に規定する対応をとるものとする。

一方、申出書の記載が具体性を欠いており、申出の対象となる具体的な行政指導が特定されない場合であっても、行政指導がされた際に申出書の記載事項である「当該行政指導がその根拠とする法律又は条例等の条項」（本条第2項第3号）や「前号の条項に規定する要件」（同項第4号）がその相手方に具体的に示されていなかったため、当該申出をしようとする際に具体的に記載することが困難であった事案が想定される。このような事案については、当該申出書を受けた所属が当該申出書の記載が具体性を欠いていることを理由に、不適法な申出書として取り扱うことは許されず、申出人に当該行政指導の内容を確認するなどの対応をとるものとする。

なお、本条に定める手続の円滑な運用の観点も踏まえ、行政指導に携わる者は、「当該行政指導がその根拠とする法律又は条例等の条項」や「前号の条項に規定する要件」を具体的に示すよう努めるものとする。

エ また、申出書に軽微な記載上の誤りがあっても、申出書を受けた所属が「必要な調査」その他の本条第3項に規定する措置をとるに当たって特段の支障が生じない場合には、上記ウと同様に、不適法な申出書として取り扱うことなく、「必要な調査」を行う等の本条第3項に規定する対応をとるべきである。

(4) 申出書を受けた所属の対応

ア 本条第3項の「必要な調査」とは、当該行政指導の根拠となる法律又は条例等に規定する要件に違反するか否か、違反がある場合はその違反の内容及び程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに必要な調査をいう。

その具体的な内容及び手法については、申出の具体的内容や当該行政指導の内容、社会通念等に照らして、所属において適切に判断する必要がある。

なお、所属は申出書を受けて当該行政指導の根拠となる法律又は条例等に規定する要件に違反するか否かを確認する必要があるが、申出書の記載に具体性がなく、その確認が困難な場合や、既に詳細な調査を行っており、事実関係が明らかで申出書の記載によってもそれが揺るがない場合などは、所属の判断により、改めて「必要な調査」を行わない場合もあり得る。

イ 「当該行政指導の中止その他必要な措置」とは、当該行政指導がその根拠となる法律又は条例等の規定に違反する場合に、その是正のために必要となる措置をいい、当該行政指導の内容やその相手方が受けた不利益の内容等に応じ、適切な措置を講ずる必要がある。

当該行政指導が継続している場合には、一般に、その中止又は変更の措置を講ずる必要があると考えられるが、行政指導がされたことを公表することにより相手方が社会的信用の低下等の不利益を受けている場合には、併せて当該行政指導が違法であった旨を公表し、相手方の社会的信用を回復すること等が考えられる。

ウ 申出書を受けて所属が行う「必要な調査」等の対応については、手続の公正性の観点から、当該行政指導に実質的に関与した職員や当該行政指導について利害関係を有する職員以外の職員が行うことが望ましい。

エ 申出書を受けた所属の対応の結果については、条例上、申出書を受けた所属に申出人に対する通知義務を課すことはしていないが、他方、所属は、行政指導の相手方の権利利益の保護等に資する観点から、行った調査の結果、講じた措置の有無やその内容など、申出書を受けた対応の結果について、申出人に通知するよう努めるものとする。

3 「処分等の求め」の創設（条例第34条の3関係）

（1）趣旨

「処分等の求め」は、処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する県の機関が、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導を行うこととすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とするものである。

（2）対象となる処分又は行政指導

申出人から求められた個々の処分又は行政指導が「処分等の求め」の対象となるか否かについては、所属において、以下の点を踏まえつつ、個別の事例ごとに、申出の具体的内容や当該処分又は行政指導の内容、社会通念等に照らし

て、適切に判断する必要がある。

ア 「法令に違反する事実」とは、法令に規定されている義務又は要件に反する事実をいい、「法令に違反する事実がある場合」とは、申出の時点において法令に違反する行為又は状態が反復継続している場合に限らず、申出の時点では法令に違反する行為又は状態自体は終了している場合も含まれる。具体的な法令に違反する事実の発生を前提とせずに、将来における法令に違反する事実の発生を未然に防止することを内容とする処分又は行政指導は、「法令に違反する事実」が存在しないため、本条の対象とならない。

イ 「その是正のためにされるべき処分（条例等に基づくものに限る。）又は行政指導」とは、法令に違反する事実自体の解消や適法な状態へ回復する措置その他の法令に違反する事実を改めただすことを内容とする処分又は行政指導をいい、具体的には、法令に違反する事実を生じさせた者等に対して行われる次のような処分又は行政指導を指す。

- ・ 法令に違反する事実自体の解消を内容とするもの
- ・ 法令に違反する事実によって生じた影響の除去又は原状の回復を内容とするもの
- ・ 法令に違反する作為又は不作為の再発防止（業務停止命令や許認可等の取消し、課徴金の納付命令などを含む。）を内容とするもの

なお、個々の処分又は行政指導が本条の対象となるか否かについては、当該処分又は行政指導の法律又は条例等上の要件が「必要があると認めるとき」とされている場合など、法令に違反する事実があることが明文上の要件とされていない場合も含めて、法令に違反する事実を改めただすことを内容とする処分又は行政指導か否かという観点から、個別の事案ごとに判断する。

ウ 「行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているもの）」とは、行政指導を行う権限及びその要件が法律又は条例等に規定されているものをいい、県の機関の任務又は所掌事務を定める規定に基づいて行われる行政指導は含まない。

エ 行政庁がした処分を違法であると思料して求める当該処分の取消しについては、行政事件訴訟法の取消訴訟又は行政不服審査法の不服申立て等によることとなり、本条の対象とはならない。

（３）申出書の提出に関する所属の対応

ア 申出書の書式については、条例上の定めはなく、申出人は任意の書式により申出をすることが可能である。

なお、所属において、申出人の便宜等のため、参考となる「様式」を作成し、公にすることも考えられるが、その「様式」を用いていないことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない。

イ 申出は、同一の事実について一の処分又は行政指導しか求めることができないものではなく、申出人が一通の申出書に同一の事実についてとり得る複数の処分又は行政指導を併記して、それらのいずれかをすることを求める旨を記載することも可能である。

ウ 本条第２項第２号の「法令に違反する事実の内容」や第５号の「当該処分

又は行政指導がされるべきであると思料する理由」については、合理的な根拠をもって客観的にその旨を考えられる理由が具体的に記載されている必要がある。

エ なお、申出書に軽微な記載上の誤りがあっても、申出書を受けた所属が「必要な調査」その他の本条第3項に規定する措置をとるに当たって特段の支障が生じない場合には、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として行政庁又は県の機関が必要な調査を行うという本制度の趣旨に照らし、不適法な申出書として取り扱うことなく、「必要な調査」を行う等の本条第3項に規定する対応をとるべきである。

オ 上記エのほか、処分又は行政指導を行う権限を有さない所属に申出書がなされた場合には、当該申出書を受けた所属は、申出先となる所属を確認して、申出人に対して情報を提供するよう努めるものとする。

(4) 申出書を受けた所属の対応

申出書を受けた所属は、必要な調査を行わなければならない、当該所属は、当該調査の結果に基づき必要があると認めるときは、求められた処分又は行政指導をしなければならない。

ア 本条第3項の「必要な調査」とは、法令に違反する事実があるか否か、違反がある場合はその違反の内容及び程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに必要な調査をいう。その具体的な内容及び手法については、申出の具体的内容や当該処分又は行政指導の内容、社会通念等に照らして、所属において適切に判断する必要がある。

なお、所属は申出書を受けて法令に違反する事実があるか否かを確認する必要があるが、申出書の記載に具体性がなく、その確認が困難な場合や既に詳細な調査を行っており、事実関係が明らかで申出書の記載によってもそれが揺るがない場合などは、所属の判断により、改めて「必要な調査」を行わない場合もあり得る。

イ 「必要があると認めるとき」とは、必要な調査の結果に基づき、法令に違反する事実があり、その是正のために処分又は行政指導をする必要があると当該所属が認めるときを指す。

他方、必要な調査を行った結果、次のいずれかに該当する場合など、「必要があると認めるとき」に該当しない場合には、求められた処分又は行政指導を行わないこととなる。この場合において、所属の判断に応じて、法令に違反する事実の是正のために、求められた処分又は行政指導に代わって、別のより適切な措置を講ずることが適当であると認められる場合には、当該措置を講ずるものとする。

- ・ 求められた処分又は行政指導が、その本来の目的やその根拠となる法令の規定の趣旨等に合致しない場合
- ・ 求められた処分又は行政指導により、法令に違反する事実が是正されることに伴う利益に比べて、その相手方の受ける不利益が著しく大きい場合

ウ 申出書を受けた所属の対応の結果については、条例上、申出書を受けた所

属に申出人に対する通知義務を課すこととはしていないが、所属は、申出人の便宜等の観点も踏まえ、当該処分又は行政指導の相手方となるべき者の正当な利益が損なわれる場合や事務処理上著しい負担が生じる場合等を除き、行った調査の結果、講じた措置の有無やその内容など、申出書を受けた対応の結果について、申出人に通知するよう努めるものとする。

エ 申出人の氏名等の個人情報、もとより福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）等に基づき適切に管理されるべきものであるが、当該申出人が処分又は行政指導の相手方に特定された場合には、当該申出人が不利益を受けるおそれがあるため、特に申出人の個人情報の管理を徹底し、申出人の個人情報が漏えいすることがないように万全を期す必要がある。

また、労働者が、その労務提供先における法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める申出をした場合において、当該申出が公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の「公益通報」に該当するときは、当該申出人は同法による保護を受けることになる。

4 行政手続法の適用を受ける処分について

行政庁がする処分のうち根拠となる規定が条例等に置かれていないもの、すなわち法律に置かれているものについては、行政手続法が適用される。

したがって、改正後の行政手続法第36条の3（処分等の求め）に規定する法令違反の事実がある場合における是正のための処分のうち、その根拠が法律に置かれているものについては、改正後の行政手続法の適用を受けることになるので、条例と同様の措置を講じる必要があることに留意しなければならない。

（参考）

行政手続法と福岡県行政手続条例の適用関係

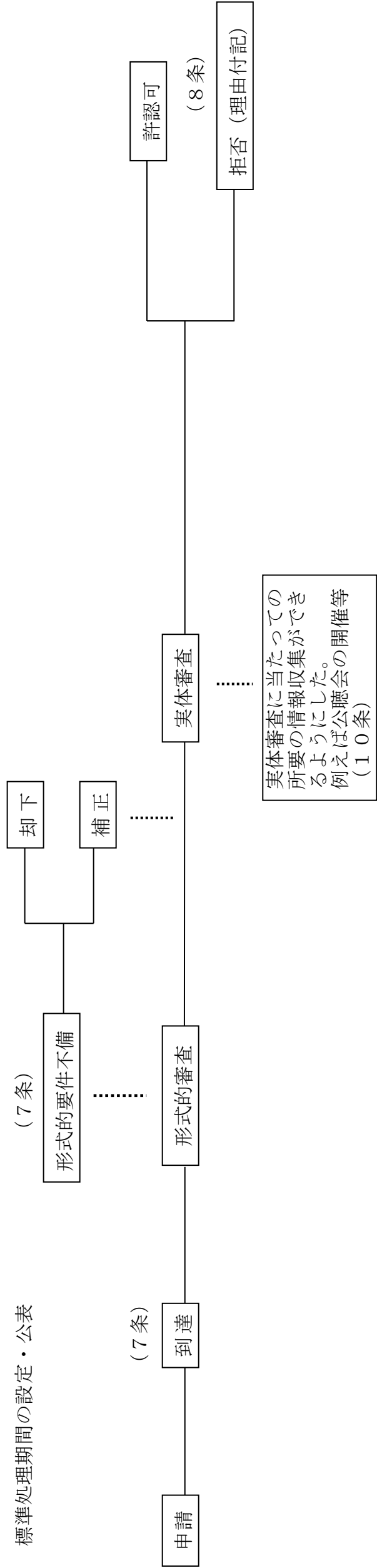
	根拠規定が法律に置かれている処分	根拠規定が条例等に置かれている処分	根拠規定が法律に置かれている行政指導	根拠規定が条例等に置かれている行政指導
行政指導の方式			条例 第33条第2項	条例 第33条第2項
行政指導の中止等の求め			条例 第34条の2	条例 第34条の2
処分等の求め	法 第36条の3	条例 第34条の3	条例 第34条の3	条例 第34条の3

福岡県行政手続条例における事務処理の流れ図

1 申請に対する処分

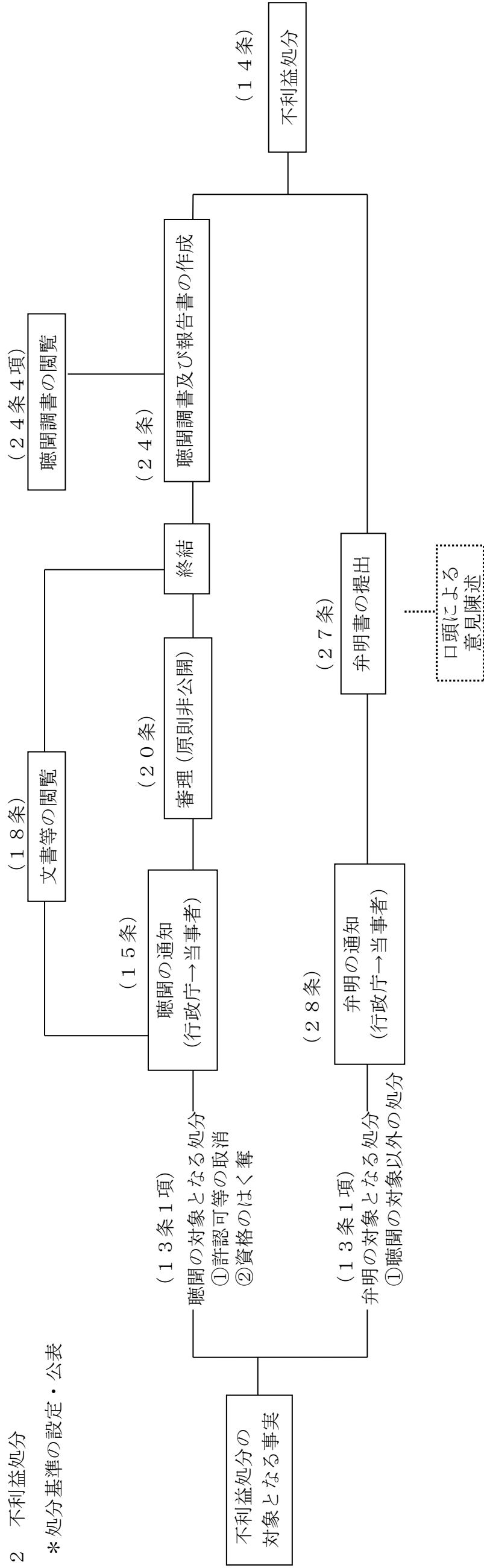
* 審査基準の設定・公表

標準処理期間の設定・公表



2 不利益処分

* 処分基準の設定・公表



行政手続に関する事務の手引

平成 27 年 3 月
(令和 5 年 3 月一部改定)

福岡県総務部行政経営企画課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

TEL(代 表)092-651-1111 内線 2122・2123・2145

(ダイヤルイン)092-643-3028